

2016年合格目標

上級コース

第1回講義
体験用テキスト

法人税法

テキスト

1

 **TAC**

法人税法上級コース計算テキストNo. 1 コントロールタワー

回数 教材	学 習 テ ー マ	計算 テキスト	ト レ ー ニ ン グ	ポ イ ン ト チ ェ ッ ク	理 論 マ ス タ ー 理 論 テ キ ス ト
第1回	講 義 ① 青色申告・課税標準・税効果会計・税額計算 企業利益と課税所得(別表五(-)I・II) 決算修正	P. 7 ? P. 62	問題1 ? 問題15	P. 7 ? P. 20 P.199 ? P.200	テーマ2 テーマ15
第2回	演 習 ①(添削問題) 理論テーマ 所得の金額の通則 青色申告	/	/	/	/
第3回	講 義 ② 棚卸資産・短期売買商品 減価償却(普通償却)	P. 67 ? P.126	問題16 ? 問題35	P.39 ? P.40 P.45 ? P.59	テーマ6
第4回	演 習 ② 計算総合問題	/	/	/	/
第4回	講 義 特別償却・特別償却準備金・繰延資産	P.129 ? P.158	問題36 ? 問題49	P.61 ? P.73	テーマ6
第5回	講 義 ③ 法人税額の特別控除額 使途秘匿金 所得税額控除・外国税額控除・外国子会社	P.161 ? P.224	問題50 ? 問題72	P.201 ? P.219 P. 33	テーマ14
第6回	演 習 ③(添削問題) 理論テーマ 減価償却・繰延資産・使途秘匿金	/	/	/	/
第7回	講 義 ④ 受取配当等、みなし配当、有価証券	P.229 ? P.276	問題73 ? 問題89	P. 27 ? P. 38 P. 41 ? P. 44	テーマ5 テーマ6
第8回	演 習 ④ 計算総合問題	/	/	/	/
第8回	講 義 グループ法人税制	P.279 ? P.300	問題90 ? 問題94	P.233 ? P.236	テーマ17

章・テーマ		テ　　マ	計 算 テ キ ス ト			
			No.1	No.2	No.3	No.4
総 則	1	納税義務者と課税所得等の範囲				●
	2	実質課税の原則				●
	3	事業年度				●
	4	納税地				●
同族	5	同族会社		●		
企利 業益	6	各事業年度の所得の金額の計算の通則	●			
	7	企業利益と課税所得	●			
帰属	8	損益の帰属時期				●
受配 取当	9	受取配当等の益金不算入	●			
	10	外国子会社から受ける配当等の益金不算入等	●			
	11	みなし配当	●			
資 産 評 価 等	12	棚卸資産等	●			
	13	有価証券	●			
	14	減価償却（普通償却）	●			
	15	減価償却（特別償却）	●			
	16	特別償却準備金	●			
	17	繰延資産・金銭債務の償還差損益	●			
	18	外貨建取引等		●		
19	評価損益		●			
給与	20	給与等		●		
営 業 経 費 等	21	寄附金			●	
	22	交際費等			●	
	23	租税公課等		●		
	24	貸倒損失			●	
	25	その他の損金			●	

章・テーマ		テ ー マ	計 算 テ キ ス ト			
			No.1	No.2	No.3	No.4
圧縮記帳等	26	圧縮記帳制度の概要		●		
	27	国庫補助金等の圧縮記帳		●		
	28	保険差益の圧縮記帳		●		
	29	交換の圧縮記帳		●		
	30	特定資産の買換えの圧縮記帳		●		
	31	取用等の圧縮記帳		●		
	32	取用等の所得の特別控除		●		
	33	平成21年及び平成22年に土地等を取得した場合の特例		●		
	34	特別勘定		●		
	35	先行取得の圧縮記帳		●		
	36	特定資産の交換の圧縮記帳		●		
引当金	37	貸倒引当金			●	
	38	返品調整引当金			●	
	39	海外投資等損失準備金			●	
借地権・リース取引	40	借地権		●		
	41	リース取引				●
欠損	42	欠損金		●		
海外取引	43	国外関連者との取引に係る課税の特例			●	
	44	国外支配株主等に係る負債利子等の課税の特例			●	
	45	関連者等に係る純支払利子等の課税の特例			●	
	46	特定外国子会社等に係る課税の特例			●	
税額計算	47	税額計算の仕組み	●			
	48	試験研究費の特別控除	●			
	49	資産取得・雇用促進の特別控除	●			
	50	使途秘匿金の特別税額	●			
	51	所得税額控除	●			
	52	外国税額控除	●			
申告	53	申告、納付及び還付等				●
再編	54	企業組織再編税制			●	
グループ	55	グループ法人税制	●	●		
連結	56	連結納税制度				●

<メ モ>

法人税の学習にあたって



ポイント整理

1 本試験の傾向

本試験において、法人税は、理論50点、計算50点の出題がなされており、その傾向は次のとおりである。

- (1) 理論については、大問が1題（小問に区分されたもの）又は大問が2題から3題、出題されることが多い。
- (2) 計算については、原則として総合問題が1題出題されるという形式が続いたが、第61～63回本試験では個別問題での出題であった。

表1 過去5年間の理論の出題状況

年 度	出 題 項 目
第65回（平成27年）	役員給与、資産調整勘定等、新株予約権（50点）
第64回（平成26年）	通則（22条）、損益の帰属時期、連結納税（50点）
第63回（平成25年）	有価証券・貸倒損失・寄附金、海外関係（外国税額控除・外国子会社配当益金不算入・移転価格税制・タックスヘイブン税制）（50点）
第62回（平成24年）	通則（22条）、三角合併（50点）
第61回（平成23年）	グループ法人税制（譲渡損益調整資産、寄附金、受贈益、寄附修正） 国庫補助金、繰延資産（50点）

表2 過去5年間の計算の出題状況

年 度	出 題 項 目
第65回（平成27年）	別表四・別表五・税額計算（50点）
第64回（平成26年）	別表四・個別問題（三角合併）（50点）
第63回（平成25年）	個別問題（自己株式、増資、欠損金の繰戻し還付、試験研究費、 貸倒損失・引当金、買換えの圧縮記帳）（50点）
第62回（平成24年）	個別問題（自己株式、譲渡損益調整資産と寄附金等、役員給与、 別表十五、寄附金、リース取引、有価証券）（50点）
第61回（平成23年）	個別問題（別表四・別表五（一）・別表五（二）・別表十五 別表十四（二））（50点）

2 上級コースの学習にあたって

(1) 偏った学習をしないこと

理論、計算共に基礎論点から応用論点まで幅広く学習することが必要である。上級コースであるが故に応用論点にばかり目が向きがちになるが、まずは、計算であれば個別問題、理論であれば、理論マスターの確実な理解と暗記が基本となる。これらをおろそかにしては、合格はおぼつかないことを、しっかりと意識しておくこと。

(2) 講義、演習を休まないこと

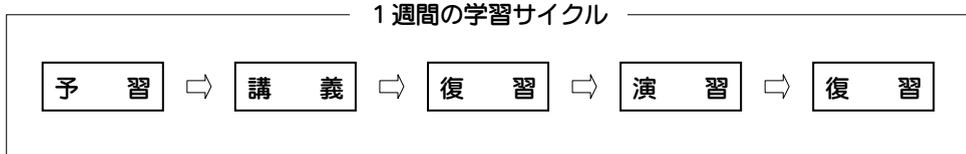
講義、演習共に休まずに学習を進めることが重要である。特に演習問題は、本試験の予行演習として大きな意味があり、毎回確実に受けることで大きな力となる。

また、講義、演習を受ける際には目的意識をもってこれに臨むことにより、さらに有意義に学習を進めることができる。

(3) 上級コースの学習サイクル

毎回の講義の前には予習を行うとより効果的である。

講義が終わった後にはしっかりと復習を行い、その後、演習を通じてさらに苦手な論点を発見し、対応していくこと。



<メ 毛>

凡 例

<略式名称>

<正式名称>

法	法人税法
法附則	法人税法附則
令	法人税法施行令
令附則	法人税法施行令附則
規	法人税法施行規則
基 通	法人税基本通達
個 通	法人税個別通達
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
措 規	租税特別措置法施行規則
措 通	租税特別措置法関係通達
国通法	国税通則法
耐 令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
耐 通	耐用年数の適用等に関する取扱通達

引 用 例

法22③二	法人税法第22条第3項第二号
基通1-1-1	法人税法基本通達1-1-1

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

P 7~62

第 1 回

<今回の学習内容>

講 義 ①

テーマ6 各事業年度の所得の金額の計算の通則

テーマ7 企業利益と課税所得

テーマ47 税額計算の仕組み

テーマ 6

所得の金額の計算の通則

項目及び内容	参照条文	重要度
6-1 各事業年度の所得の金額の計算の通則		
1 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準	法21	☆☆☆
2 各事業年度の所得の金額	法22①	☆☆☆
3 益金の額	法22②	☆☆☆
4 損金の額	法22③	☆☆☆
5 公正妥当な会計処理基準	法22④	☆☆☆
6 資本等取引	法22⑤	☆☆☆

6-1 所得の金額の計算の通則



ポイント整理

1 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準 (法21)

各事業年度の所得の金額

2 各事業年度の所得の金額 (法22①)

その事業年度の益金の額－その事業年度の損金の額

3 益金の額 (法22②)

その事業年度の益金の額に算入すべき金額

- (1) 資本等取引以外の取引に係るその事業年度の収益の額
- (2) 別段の定めがあるものを除く

4 損金の額 (法22③)

その事業年度の損金の額に算入すべき金額

- (1)
 - その事業年度の収益に係る原価の額
 - その事業年度の費用（償却費以外は債務確定分に限る）の額
 - その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- (2) 別段の定めがあるものを除く

5 公正妥当な会計処理基準 (法22④)

収益、費用等の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算

6 資本等取引 (法22⑤)

- (1) 法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引
- (2) 法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡し

1 各事業年度の所得の金額

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である「各事業年度の所得の金額」は、その事業年度に帰属する益金と損金をその計算対象とし、事業年度ごとに区分して計算（これを「事業年度単位課税」という。）する。

「その」事業年度とは特定の事業年度のことを示し、益金と損金について特定の期間における対応を要求している。

2 益金の額（収益の額に関する取引の例示）

- (1) 資産の販売
商品又は製品の売上高など
- (2) 有償による資産の譲渡又は役務の提供
固定資産の譲渡における譲渡対価、土地の賃貸における収入金額など
- (3) 無償による資産の譲渡又は役務の提供
資産の贈与における時価、無利息貸付における通常の利息など
- (4) 無償による資産の譲受け
受贈益（時価）

3 損金の額

費用の額のうち償却費以外の費用については、期末までに債務の確定しているものに限って損金の額に算入される。

次の要件のすべてに該当すれば、債務が確定したものとする（債務確定基準）。

- (1) その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること。
- (2) その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
- (3) その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができること。

4 資本等取引

資本等取引に係る純資産の増減は、所得計算に一切影響を与えることはない。言い換えれば、資本等取引以外の取引に係る純資産の増減は、すべて所得計算に含められる。

<メ モ>

テーマ 7

企業利益と課税所得

項目及び内容	参照条文	重要度
7-1 別表四のフォーム		
■ 別表四のフォーム		☆☆☆
7-2 税効果会計		
1 税効果会計に係る処理		☆☆☆
2 法人税等調整額の申告調整		☆☆☆
3 剰余金の処分による圧縮積立金及び特別償却準備金		☆☆☆
7-3 資本金等の額及び利益積立金額		
1 資本金等の額の性格		☆☆
2 利益積立金額の性格		☆☆
7-4 別表四と別表五(一) I の関係		
■ 別表四と別表五(一) I の関係		☆☆☆
7-5 別表五(一) I の構造		
■ 別表五(一) I の構造		☆☆☆
7-6 別表五(一) I の記載上のルール		
■ 別表五(一) I の記載上のルール		☆☆☆
7-7 別表五(一) II の構造		
■ 別表五(一) II の構造及び記載上のルール		☆☆☆
7-8 企業利益と課税所得との関係		
1 企業利益と課税所得との関係		☆☆☆
2 確定決算原則		☆☆
7-9 税務調整		
1 税務調整の概要		☆☆
2 決算調整事項の例示		☆☆
3 申告調整事項の例示		☆☆
7-10 決算修正型出題形式		
■ 決算修正型出題形式		☆☆

7-1 別表四のフォーム



ポイント整理

別表四のフォーム

区 分		金 額
当期利益又は当期損失の額		① 円
加算	損金経理法人税等 損金経理住民税 損金経理納税充当金 減価償却超過額 役員給与の損金不算入額 交際費等の損金不算入額 売上高計上もれ (法人税等調整額) : 小 計	(益金算入) 及び (損金不算入) ②
	減算	納税充当金支出事業税等 受取配当等の益金不算入額 仮払寄附金認定損 売上原価計上もれ 取用等の所得の特別控除額 (法人税等調整額) : 小 計
仮 計		①+②-③
寄附金の損金不算入額		(加算)
法人税額控除所得税額等		(加算)
控除対象外国法人税額		(加算)
合 計		①+②-③+④=⑤
差 引 計		(同上)
欠損金等の当期控除額		△ (減算) ⑥
総 計		⑤-⑥
所 得 金 額		(同上)

⇐ 税引後利益

⇐ 寄附金の損金算入限度額の計算に使用

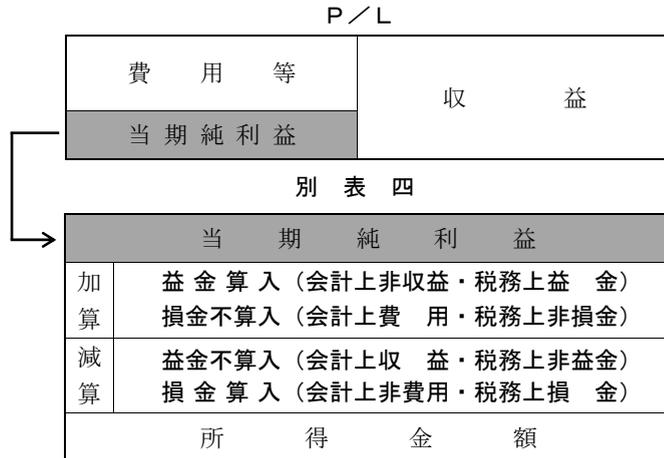
④

留意点 別表四の作成上のポイント

別表四は、確定決算上の当期純利益と課税所得との差異が生ずる部分を加算又は減算することによって課税標準である所得金額を計算する表である。

(1) 会社計上当期純利益欄

会社計上当期純利益欄には、確定決算による損益計算書の当期純利益を転記する。



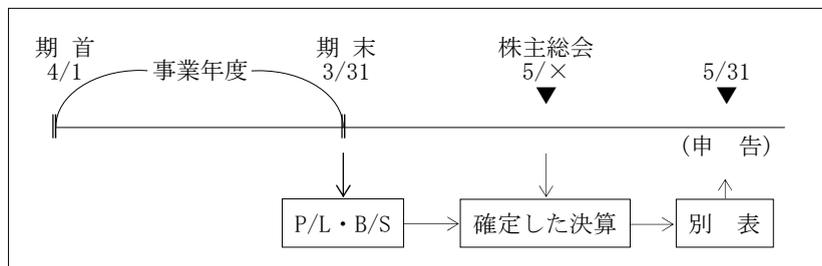
(2) 仮計以下の欄

- ① 仮計以下の項目の記載順序は不動であり、申告書作成の順序にも関係するため、仮計以下の重要な項目については、科目、順序共に正確に暗記すること。
- ② 仮計以下の欄はすべて加算が前提のため、減算項目（欠損金等の当期控除額）については金額欄に△（マイナス）の記号を数字の前につけること。

プラスα 決算から申告までの流れ

法人税の課税所得は、企業利益と全く別に計算されるのではなく、確定した決算（株主総会の承認を受けた決算）に基づく企業利益に所要の調整を加えて計算する。

この企業利益を出発点にして課税所得を算出する計算表を「別表四」という。



(注) 会計監査人の監査を受ける必要のある法人については、株主総会の開催までに時間を要し、決算確定が遅延するため、単体納税の場合は申告期限が1月間（連結確定申告書の提出期限の延長の特例の場合は2月間）延長できる。



留意点 青色申告

(1) 制度の内容

青色申告とは、正確な帳簿の記載を条件に、税制上の優遇規定の適用を認めようとするものである。

(2) 正確な帳簿の記載

青色申告法人は、一切の取引につき複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。

さらに、当該記録に基づき決算を行わなければならない。

(注) 青色申告法人以外の法人は、帳簿の備付け及び保存自体は青色申告法人と同様に必要であるが、記録については簡易な方法が認められる。

(3) 青色申告の特典

青色申告書の提出を促進するために青色申告法人に限って認められるいくつかの制度がある。これがいわゆる青色申告の特典と称されるものである。

- ① 青色欠損金の繰越控除
- ② 各種の法人税額の特別控除
- ③ 各種の特別償却、各種準備金の損金算入 など

(4) 承認の申請の期限

① 通常の場合

承認を受けようとする事業年度開始の日の前日まで

② 新設法人等の場合…次のいずれか早い日の前日まで

イ 設立等の日以後3月を経過した日

ロ 設立等の日の属する事業年度終了の日

【具体例】3月末決算の法人

〈ケース1〉

平成28年5月1日設立の場合

⇒ 平成28年8月1日と平成29年3月31日の早い日の前日 ∴平成28年7月31日

〈ケース2〉

平成29年2月20日設立の場合

⇒ 平成29年5月20日と平成29年3月31日の早い日の前日 ∴平成29年3月30日

(5) 自動承認

① 確定申告

その事業年度終了の日までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

② 中間申告

その事業年度開始の日以後6月を経過する日までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

<メ モ>

7-2 税効果会計

ポイント整理

1 税効果会計に係る処理

一時差異の種類	会計処理		税効果会計の税務調整
将来減算一時差異	発生年度	繰延税金資産 ××× / 法人税等調整額 ×××	法人税等調整額 (減・留)
	解消年度	法人税等調整額 ××× / 繰延税金資産 ×××	法人税等調整額 (加・留)
将来加算一時差異	発生年度	法人税等調整額 ××× / 繰延税金負債 ×××	法人税等調整額 (加・留)
	解消年度	繰延税金負債 ××× / 法人税等調整額 ×××	法人税等調整額 (減・留)
法人税等調整額の加減算の双方の調整があるとき→純額を調整			

2 法人税等調整額の申告調整

別表四の税務調整
<p>(1) 別表四減算・留保</p> <p>法人税等調整額が法人税・住民税及び事業税から減算されている場合 = 法人税等調整額が損益計算書においてマイナス (Δ) 表示されている場合 = 法人税等調整額が当期純利益の計算上、加算されている場合</p>
<p>(2) 別表四加算・留保</p> <p>法人税等調整額が法人税・住民税及び事業税に加算されている場合 = 法人税等調整額が損益計算書においてプラス表示されている場合 = 法人税等調整額が当期純利益の計算上、減算されている場合</p>

3 剰余金の処分による圧縮積立金及び特別償却準備金

(1) 剰余金の処分による積立額
会計上積立額 = 本来計上すべき圧縮積立金等の額 - これに係る繰延税金負債の額
(2) 別表四減算額・特別償却準備金の要取崩額の計算対象
別表四減算額 = 本来計上すべき圧縮積立金等の額 (会計上積立額 + 繰延税金負債)

1 税効果会計に係る処理

(1) 会計と税務の差異

企業会計は、適正な期間損益計算を目的とした当期純利益の算出を目指すものであるのに対し、税法は、課税の公平を目的とした課税所得の算出を目指すものである。

この目的の相違に伴い、会計と税務とでは、費用又は損金を計上する時期に差異が生ずることになる。

(2) 税効果の対象

企業利益と課税所得の差異は、一時差異と永久差異の2つに分類され、そのうち税効果会計の対象となるものは一時差異である。

一時差異は、企業利益と課税所得の差異が一時的なものであり、各期を通じて解消される。つまり、差異の発生する期から解消される期への法人税等の配分が可能なものである。従って、基本的には、税法における「留保項目」が該当する。

(3) 永久差異と一時差異

	差 異 の 種 類	具 体 例	適 用
永久 差異	企業会計の収益・費用と、税法の益金・損金の範囲が異なることによるもの	交際費等の損金不算入額(加・流) 寄附金の損金不算入額(加・流) 受取配当等の益金不算入額(減・課)	税効果 会計なし
一時 差異	企業会計の収益・費用と、税法の益金・損金の範囲自体は同じであるが認識時期が異なることによるもの	減価償却超過額(加・留) 引当金繰入超過額(加・留) 売上原価計上もれ(減・留)	税効果 会計あり

(4) 一時差異の具体例

将来減算一時差異の例示	将来加算一時差異の例示
① 減価償却（繰延資産償却）超過額	① 評価益の益金不算入額
② 評価損の損金不算入額	② 各種圧縮記帳（剰余金の処分による経理）の積立額
③ 各種引当金の繰入超過額	③ 特別償却準備金（剰余金の処分による経理）の積立額
④ 各種圧縮超過額	
⑤ 各種特別勘定の繰入超過額	
⑥ 特別償却準備金の積立超過額	



留意点 法人税額等

納税充当金（事業税分を除く。）、法人税等及び住民税は、加算・留保される項目ではあっても、一切損金算入されないことから永久差異として取り扱う。

留意点 税効果会計の導入の具体例

(1) 税効果会計の導入がない場合

- ① 税引前当期利益は1,000,000円であり、当期の確定申告により納付すべき法人税等は480,000円である。

【損益計算書】 (単位：円)

摘 要	金 額
税引前当期利益	1,000,000
法人税、住民税及び事業税	※ 480,000
当 期 利 益	520,000

✕ 対応関係なし

※ 課税所得1,500,000円の場合 ⇨ 1,500,000円×32%(実効税率)=480,000円

- ② 当期の確定申告により納付すべき法人税等の見積額は480,000円であり、当期の費用に計上している。また、当期末の売上高500,000円が計上されていない。

【別表四】 (単位：円)

当 期 利 益	520,000
加算	
損金経理納税充当金	480,000
売上計上もれ	500,000
所 得 金 額	1,500,000

(2) 税効果会計を導入する場合

- ① 【損益計算書】 (単位：円)

摘 要	金 額
税引前当期利益	1,000,000
法人税、住民税及び事業税	※ 480,000
法人税等調整額	△160,000 320,000
当 期 利 益	680,000

○ 対応関係あり

- ② 【別表四】 (単位：円)

当 期 利 益	680,000
加算	
損金経理納税充当金	480,000
売上計上もれ	500,000
減算	
法人税等調整額	→ 160,000
所 得 金 額	1,500,000

⑦ 参 考 一 時 差 異 の 発 生 と 解 消

(1) 将来減算一時差異

当期に加算・留保し翌期以後に減算・留保される項目

(注) 法人税等の加算留保

納税充当金（事業税分を除く。）、法人税、住民税は、翌期以降に損金算入されるものではないため、「将来減算一時差異」に該当しない。

① 繰延税金資産の発生

〔別表四〕

売上計上もれ 500円（加・留）

⇨ 繰延税金資産 160円 / 法人税等調整額 160円
前払分としてB/S計上 費用のマイナス

※ $500円 \times 32\% = 160円$

〔別表四〕

⇨ 法人税等調整額 160円（減・留）

〔別表五(一) I〕 (単位：円)

区 分	①	②	③	④
売 掛 金			500	500
繰 延 税 金 資 産			△ 160	△ 160

② 繰延税金資産の解消

〔別表四〕

前期売上計上もれ認容 500円（減・留）

⇨ 法人税等調整額 160円 / 繰延税金資産 160円
費用にプラス 資産の消却

※ $500円 \times 32\% = 160円$

〔別表四〕

⇨ 法人税等調整額 160円（加・留）

〔別表五(一) I〕 (単位：円)

区 分	①	②	③	④
売 掛 金	500	500		0
繰 延 税 金 資 産	△ 160	△ 160		0

(2) 将来加算一時差異

当期に減算・留保し翌期以後に加算・留保される項目

① 繰延税金負債の発生

[別表四]

売上原価計上もれ 300円 (減・留)

⇨ 法人税等調整額 96円
費用にプラス / 繰延税金負債 96円
未払分としてB/S計上

※ 300円×32%=96円

[別表四]

⇨ 法人税等調整額 96円 (加・留)

[別表五(一) I]

(単位:円)

区 分	①	②	③	④
棚 卸 資 産			△ 300	△ 300
繰 延 税 金 負 債			96	96

② 繰延税金負債の解消

[別表四]

前期売上原価計上もれ認容 300円 (加・留)

⇨ 繰延税金負債 96円
負債の消却 / 法人税等調整額 96円
費用のマイナス

※ 300円×32%=96円

[別表四]

⇨ 法人税等調整額 96円 (減・留)

[別表五(一) I]

(単位:円)

区 分	①	②	③	④
棚 卸 資 産	△ 300	△ 300		0
繰 延 税 金 負 債	96	96		0

設 例

(1) <ケース 1>

当期の確定申告により納付することになる法人税・県民税及び市民税・事業税の見積額の合計額は5,000,000円であり、法人税等調整額1,750,000円との差額3,250,000円を当期の費用に計上している。

(2) <ケース 2>

① 当社の当期における損益計算書は次のとおりである。

摘 要	金 額 (単位：円)
税引前当期純利益	1,800,000
法人税、住民税及び事業税	※ 900,000
法人税等調整額	△262,500 637,500
当期純利益	1,162,500

② 法人税、住民税及び事業税900,000円のうち400,000円は当期中間申告分として納付した金額（うち法人税200,000円、住民税150,000円）であり、残額の500,000円は期末において納税充当金として当期確定申告分を見積計上したものである。

解 説

(1) <ケース 1>

① 法人税等未払金と法人税等調整額との差額が当期利益の計算上控除されているが、法人税等未払金の加算と法人税等調整額の減算は両建てで調整しなければならない。

② 別表四の調整は次のとおりとなる。

イ 損金経理法人税等未払金	5,000,000円 (加・留)
ロ 法人税等調整額	1,750,000円 (減・留)

(2) <ケース 2>

① 法人税、住民税及び事業税については、当期利益の計算上控除されていることから、イ．中間申告分の金額のうち法人税及び住民税は損金不算入とし、ロ．見積計上した当期確定分の見積額を損金不算入とする。

② 法人税等調整額が法人税、住民税及び事業税から控除されており、結果として当期利益に含まれている。

③ 別表四の調整は次のとおりとなる。

イ 損金経理法人税等	200,000円 (加・留)
ロ 損金経理住民税	150,000円 (加・留)
ハ 損金経理納税充当金	500,000円 (加・留)
ニ 法人税等調整額	262,500円 (減・留)

2 税効果会計適用の有無の比較

【具体例】

- (1) 税引前当期純利益 10,000円、繰越利益剰余金の前期末残高 0円
 (2) 期末における建物圧縮積立金の積立（税効果適用のない場合の積立額7,000円）
 (3) 当期の確定申告により納付すべき法人税等の額 960円（実効税率32%）

① 税効果会計を適用していない場合

【損益計算書末尾】

(単位：円)

摘 要	金 額
税引前当期純利益	10,000
法人税、住民税及び事業 税	960
当 期 純 利 益	9,040

【別表4】

(単位：円)

区 分	金 額
当 期 純 利 益	9,040
加 算	
損金経理納税充当金	960
減 算	
圧縮積立金積立	7,000
所 得 金 額	3,000

【別表5(一)のI】

(単位：円)

区 分	期 首 利 積	当 期 増 減		期 末 利 積
		減	増	
圧縮積立金			7,000	7,000
圧縮積立金積立			△ 7,000	△ 7,000
納税充当金			960	960
繰越損益金			2,040	2,040
合 計			3,000	3,000

② 税効果会計を適用している場合

【損益計算書末尾】

(単位：円)

摘 要	金 額
税引前当期純利益	10,000
法人税、住民税及び事業 税	960
法人税等調整額	2,240
当 期 純 利 益	3,200

【別表4】

(単位：円)

区 分	金 額
当 期 純 利 益	6,800
加 算	
損金経理納税充当金	960
法人税等調整額	2,240
減 算	
圧縮積立金積立	7,000
所 得 金 額	3,000

【別表5(一)のI】

(注) (単位：円)

区 分	期 首 利 積	当 期 増 減		期 末 利 積
		減	増	
圧縮積立金		① 4,760		4,760
圧縮積立金積立			△ ② 7,000	△ 7,000
繰延税金負債		③ 2,240		2,240
納税充当金			960	960
繰越損益金			2,040	2,040
合 計			3,000	3,000

(注) 別表5(一)のIの記載

別表5(一)のIの記載は次のようになる。

- ① 会社計上積立額……剰余金の処分による会計上の積立額 (③欄)
 ② ○○積立金積立……会計上の積立額+繰延税金負債 (③欄)
 ③ 繰延税金負債……他になければ、積立てにより生じた法人税等調整額 (③欄)

<メ モ>

7-3 資本金等の額及び利益積立金額



ポイント整理

1 資本金等の額の性格

資本金等の額は、「法人が株主等から出資を受けた金額」である。資本金及び企業会計上の資本剰余金の合計額に相当する概念であり、実質的な資本を意味する。

資本金等の額の増減取引は、資本等取引として所得計算から除外される。

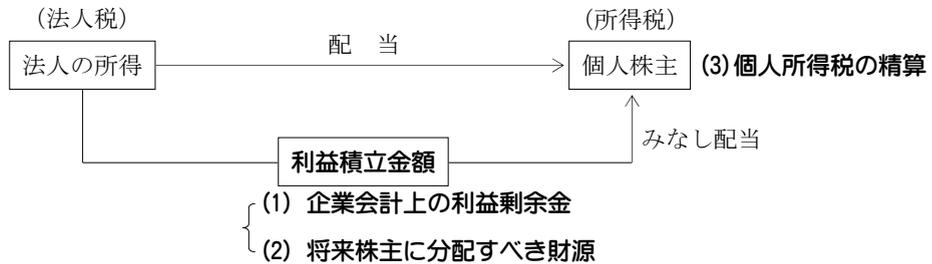
2 利益積立金額の性格

- (1) 企業会計上の利益剰余金に相当するものである。
- (2) 法人税課税後の留保所得で、未だ個人所得税の精算を受けていないものの累積額であり、将来株主に分配すべき財源である。
- (3) 利益積立金額が解散、減資等を通じて個人株主に分配された場合には、配当等とみなすことにより、個人所得税の精算を受けさせる。

剰余金の分配（利益積立金額の減少）は、資本等取引として所得計算から除外される。

1 利益積立金額の性格

現在の我が国の法人税法は、法人は個人株主の集合体であるということを前提にしているため、法人の所得は配当等としていずれ個人株主に分配され、個人所得税の精算を受けると考えられている。したがって、法人税の性格は、個人所得税の前払いとして位置づけられる。



留意点 留保金課税との関係

留保金課税が一事業年度のみを計算対象としているのに対し、「利益積立金額」は、法人の設立から現在までに留保した金額の累積額である。



7-4 別表四と別表五（一） I の関係



ポイント整理

別表四と別表五（一） I の関係

【別表四】

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当 期 利 益 の 額		別表五（一）Iに転記	
：			
所 得 金 額			

【別表五（一） I】

I 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分		期首現在利益積立金額 ①	当 期 の 増 減		差引翌期首現在利益積立金額 ④
			減 ②	増 ③	
			別表四②欄から転記		
未人	未納法人税等	△	△	△当期の	△
納税	未納道府県民税	△	△	△中間・確	△
法等	未納市町村民税	△	△	△定申告分	△
差 引 合 計 額					

$$\boxed{\text{期首現在の利益積立金額}} - \boxed{\text{当期中の減}} + \boxed{\text{当期中の増}} = \boxed{\text{差引翌期首現在の利益積立金額}}$$

「別表四 留保欄②の金額」及び「剰余金の処分による変動額」などを転記

1 別表四と別表五(一) I の関係

別表四は税務上の損益計算書として、別表五(一) I は税務上の貸借対照表の一部として位置づけられ、両者は **別表四の留保欄** を **別表五(一) I の当期中の増減欄** に転記される関係にある。

設 例

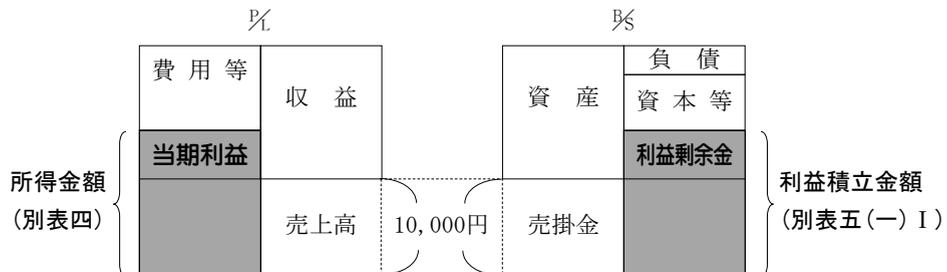
当期の売上高10,000円の計上もれが発覚し別表四において次のような税務調整を行った。
売上高計上もれ10,000円 (加算・留保)

解 説

(1) 売上高計上もれ10,000円 (加算・留保) の調整は、本来であれば次のような会計処理が行われるはずであったことを示している。

(借) 売掛金 10,000円 (貸) 売上高 10,000円
別表五(一) I に転記 別表四に転記

(2) これを図解すると、次のようになる。



(3) 上記のように、当期利益と所得金額には10,000円の差が生じているが、このことは同時に、利益剰余金と利益積立金額にも10,000円の差を生じさせている。

留意点 別表四と別表五(一) I の調整

別表四の調整項目	別表五(一) I の調整
加算・留保	利益剰余金より利益積立金額が大きいためプラス調整
減算・留保	利益剰余金より利益積立金額が小さいためマイナス調整
加算・社外流出 減算・課税外収入	別表五(一) I において調整する必要はない

7-5 別表五（一） I の構造



ポイント整理

別表五（一） I の構造

ヨコの構造 ……期首利益積立金額+当期の増減=期末利益積立金

①-②+③

区 分	期首利益	当 期 の 増 減		差引翌期首
	積立金額	減	増	現在利益
	①	②	③	積立金額
④				
利 益 準 備 金				
積 立 金				
繰 越 損 益 金				
納 税 充 当 金				
未人	未納法人税等	△	△	△
納税	未納道府県民税	△	△	△
法等	未納市町村民税	△	△	△
差 引 合 計 額				
	期首残高	期中の増減状況	期末残高	

タテの構造

……各事業年度の留保所得等の金額△未納法人税等

利益剰余金

+ 税務調整

△未納法人税等

1 別表五(一) I の構造

(1) 税務上の貸借対照表

企業利益と課税所得の一致しない部分を調整する課税所得の計算表が別表四（所得の金額の計算に関する明細書）であり、「税務上の損益計算書」として位置づけられる。

一方、別表五(一) I（利益積立金額の計算に関する明細書）は、「税務上の貸借対照表の一部」として位置づけられる。

B/S

資 産	負 債		資本金等の額
	資 本 金		
	資 本 準 備 金		
	資 本 剰 余 金		↑ 期末利益積立金額 ↓ 別表五(一) I
	利 益 準 備 金		
利 益 剰 余 金			
別 表 四 留保調整項目			
	未納法人・住民税		

(2) 別表五(一) I の構造

① タテの構造

会社の利益準備金及び剰余金（利益剰余金）と利益積立金額の差異を調整する欄で、各事業年度の留保所得金額から未納法人税等を控除する形式になっている。

② ヨコの構造

期首現在額に当期の増減を調整して翌期繰越額を計算する欄で、期首から期末にかけての累積額の増減を示す形式になっている。

7-6 別表五（一）Ⅰ の記載上のルール



ポイント整理

別表五（一）Ⅰ の記載上のルール

Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分	期 首 現 在	当 期 の 増 減		差引翌期首現在	
	利益積立金額	減	増	利益積金額 ①-②+③	
	①	②	③	④	
利 益 準 備 金 積 立 金 各事業年度の所得等の 金額のうち留保した項 目の科目を記載	前 期 か ら 繰 り 越 さ れ た 金 額	前 期 よ り 繰 り 越 さ れ た 金 額 を 消 却 す る 場 合 に 記 載 す る	当 期 に 新 た に 発 生 し た 及 び 留 保 分 の 増 減 額 繰 越 損 益 金 以 外 の 利 益 剰 余 金 の 変 動 額 を 記 載 す る	次 期 に 繰 り 越 す 金 額	
繰 越 損 益 金	繰越利益剰余金 の前期末残高	①の金額を転記	繰越利益剰余金 の当期末残高	③の金額を転記	
納 税 充 当 金	前期繰越額	期中取崩額	期末引当額	B/S 計上額	
未 人	未納法人税及び 未納地方法人税	△ 期 首	△ ① と ③ の う ち 実 際 納 付 分	中間 △	△ 期 末
				確定 △	
納 税	未納道府県民税	△ 未 納	△	中間 △	△ 未 納
				確定 △	
法 等	未納市町村民税	△ 額	△	中間 △	△ 額
				確定 △	
差 引 合 計 額					

1 別表五(一) I の記載上のルール

(1) 期首現在利益積立金額 (①欄)

①欄に記載されている金額には、前期以前に生じた繰越償却超過額や繰入超過額などが示されている。別表五(一) I が答案用紙に付されている場合において、問題文中に繰越償却超過額や繰入超過額などのコメントがないときでも、それらの超過額を、自ら別表五(一) I ①欄から判断し、読み取ることになる。

(2) 当期の増減 (②③欄)

別表四の留保欄 (②欄) の金額が転記される。

- ① 当期に新たに発生した加算・留保及び減算・留保ならびに利益剰余金の変動額を記載する場合

イ 加算・留保
「当期中の増減の増 (③欄)」に発生額を記載する。

ロ 減算・留保
「当期中の増減の増 (③欄)」に△印を付して記載する。これは、利益積立金額の減少を意味する。

- ② 前期に発生した加算・留保及び減算・留保を消却する場合

イ 加算・留保を消却する場合(①欄に金額が記載されている。)
「当期中の増減の減 (②欄)」に消却額を記載する。

ロ 減算・留保を消却する場合(①欄に△印の金額が記載されている。)
「当期中の増減の減 (②欄)」に△印を付して記載する。これは、「減の減少」、つまり、利益積立金額の増加を意味する。

【別表五(一) I】

(単位:円)

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首利益	当 期 の 増 減		期末利益
	積立金額	減	増	積立金額
	①	②	③	④
一括貸倒引当金	100	100	200	200

↑

↑

【別表四】

一括貸倒引当金繰入超過額
認容 100円 (減・留)

一括貸倒引当金繰入超
過額 200円 (加・留)

【株主資本等変動計算書の一部】

(単位：千円)

③ 利益剰余金の変動額を記載する場合

別表五

①欄 ⇨

②欄
又は
③欄

④欄 ⇨

区 分	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計		その他利益剰余金 特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	250,000	30,000	30,000	20,000	0	300,000	320,000
当期変動額							
剰余金の配当				5,000		△55,000	△50,000
特別償却 準備金の積立					3,000	△ 3,000	——
当期純利益						110,000	110,000
当期変動額合計				5,000	3,000	52,000	60,000
当期末残高	250,000	30,000	30,000	25,000	3,000	352,000	380,000

別表四

↑

例 外

最上段・・・別表五①②欄

最下段・・・別表五③④欄

【別表四】

(単位：円)

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当 期 利 益 の 額	110,000,000	60,000,000	50,000,000
減 算 特別償却準備金積立	3,000,000	3,000,000	
所 得 金 額			

【別表五(一)I】

(単位：円)

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首利益積立金額	当 期 の 増 減		期末利益積立金額
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	20,000,000		5,000,000	25,000,000
特別償却準備金			3,000,000	3,000,000
特別償却準備金積立			△3,000,000	△3,000,000
：				
繰 越 損 益 金	300,000,000	300,000,000	352,000,000	352,000,000
納 税 充 当 金				

例外

(3) 未納法人税等

別表五(一) I の28欄から30欄までは1欄から27欄までとは記載上のルールが異なり、「未納法人税等」として金額の前に△印を付す形式で表現されている。

- ①欄……当期首現在の未納法人税及び地方法人税、未納住民税の額を記載する。
基本的には**前期確定申告分の税額**が記載されるが、それ以前の未納額があればそれを含めて記載することになる。
- ②欄……当期中に納付した法人税及び地方法人税の額、住民税の額（**①欄の金額と③欄の金額の合計額のうち完納した金額**）を記載する。これは、未納税額の減少（「減の減少」）を意味する。
- ③欄……当期に発生した**中間及び確定申告分の法人税及び地方法人税の額、住民税の額**を記載する（納税義務の発生）。
- ④欄……当期末現在の未納法人税及び地方法人税の額、未納住民税の額を記載する。なお、前期確定申告分と当期中間申告分を完納していれば、当期確定申告分だけが残ることになる。

【別表五(一) I】

(単位:円)

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首利益 積立金額	当 期 の 増 減		期末利益 積立金額
		減	増	
	①	②	③	④
納 税 充 当 金	600	600	700	700
	↑		↑	
	前期繰入額 600		当期繰入額 700	

	前期確定分	納付分	当期中間分	当期確定分
未納法人税及び未納 地 方 法 人 税	△ 300	△ 500	中間 確定	△ 200 △ 400
未 納 住 民 税	△ 100	△ 220	中間 確定	△ 120 △ 200
	↑	↑	↑	↑
	前期確定分	納付分	当期中間分	当期確定分

留意点 地方法人税

地方法人税は、課税標準法人税額（法人税額に一定の調整を行った金額）に4.4%の税率で課されるもので、法人税と同様、所得計算上は損金不算入とされ別表四において加算されるが、地方法人税額の計算上控除されるため、法人税額の計算上は控除されない。

【具体例】

- 1 前期確定税額（法人税75,000、地方法人税3,300、住民税12,200、事業税31,300）
- 2 中間納付税額（法人税100,000、地方法人税4,400、住民税16,300）
- 3 確定申告税額（法人税150,000、地方法人税6,600、住民税24,400）
- 4 納税充当金（前期確定分見積額121,800、当期確定分見積額180,000）

【別表4】

区	分	金 額
会社計上当期純利益		
加 算	損金経理法人税等	104,400
	損金経理住民税	16,300
	損金経理納税充当金	180,000
減 算	納税充当金支出事業税等	31,300
	仮 計	
所 得 金 額		

【別表1】

区	分	金 額
所 得 金 額		
法 人 税 額		
差 引 法 人 税 額		
法 人 税 額 計		
差引所得に対する法人税額		250,000
中間申告分の法人税額		100,000
差引確定法人税額		150,000

【別表5(一)I】

区	分	期首利益 積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額	
			減	増		
		①	②	③	④	
納 税 充 当 金		121,800	121,800	180,000	180,000	
未 納 法 人 税 等	未納法人税及び 未納地方法人税	△ 78,300	△ 182,700	中間	△ 104,400	△ 156,600
				確定	△ 156,600	
	未 納 住 民 税	△ 12,200	△ 28,500	中間	△ 16,300	△ 24,400
				確定	△ 24,400	



留意点 法人税及び住民税の還付税金の別表四と別表五(一) I の調整

翌期に還付予定の法人税等及び住民税の還付税金は、当期申告時の別表五(一) I ・繰越損益金の前段(③欄)に「未収還付法人税等」として記載するが、別表四上の処理はない。

なお、その後、翌期に還付時において法人税の還付金の益金不算入制度の適用を受ける。この場合、別表四上「減算・留保」され、別表五(一) I 上「未収還付法人税等」が解消される。



設 例

当期に納付した中間申告分のうち法人税額16,000円(地方法人税含む)、住民税3,200円及び事業税5,300円の還付申告を行うこととし、未収還付税金24,500円を収益に計上した。

翌期において、当該金額が還付されるとともに、未収還付法人税等24,500円を取崩した。



解 説

(1) 中間申告分のほか、当期の別表上の処理は次のとおりである。

① 別表四の処理 **未収還付税金否認 24,500円(減・留)**

② 別表五(一) I の処理

(単位:円)

区 分	①	②	③	④
未 収 還 付 税 金			△24,500	△24,500
未収還付法人税等			16,000	16,000
未収還付住民税			3,200	3,200
繰 越 損 益 金				
納 税 充 当 金			0	0
未納法人税及び 未納地方法人税	△	△	中間 △ 確定 △0	△ 0
未 納 住 民 税	△	△	中間 △ 確定 △0	△ 0

表裏

(2) 翌期の別表上の処理は次のとおりである。

① 別表四の処理 **前期未収還付税金認容 24,500円(加・留)**

法人税の還付金 16,000円(減・留)

住民税の還付金 3,200円(減・留)

② 別表五(一) I の処理

(単位:円)

区 分	①	②	③	④
未 収 還 付 税 金	△24,500	△24,500		0
未収還付法人税等	16,000	16,000		0
未収還付住民税	3,200	3,200		0
繰 越 損 益 金				
納 税 充 当 金	0	0		
未納法人税及び 未納地方法人税	△ 0	△	中間 △ 確定 △	△
未 納 住 民 税	△ 0	△	中間 △ 確定 △	△

留意点 納税充当金と別表五(一) I の調整

別表四で調整する納税充当金支出事業税(事業税を納付した際に取り崩す納税充当金)は、そのまま別表五(一) I に転記しないため、受験上及び実務上、別表四と別表五(一) I の関係がわかりづらくなっている。

設 例

(1) 納税充当金の増減の状況は、次のとおりである。

区 分	期首現在額	当期減少額	期末引当額	期末現在額
法人税	21,300	21,300	} 48,400	} 48,400
住民税	4,100	4,100		
事業税	6,800	6,800		
合 計	32,200	32,200	48,400	48,400

(注) 上記法人税には地方法人税を、事業税には地方法人特別税を含む。

(2) 当期中間申告分の租税公課(法人税14,700、地方法人税600、住民税3,100、事業税4,200)は、損金経理により納付した。

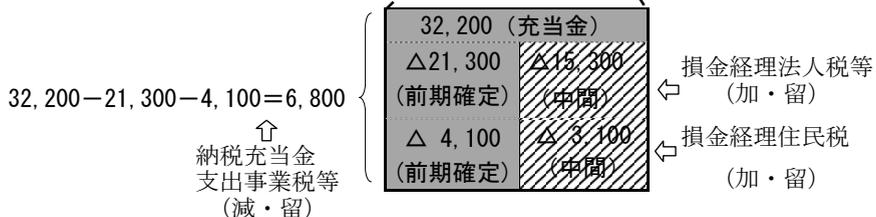
(3) 当期確定申告による納付額は、法人税31,400及び地方法人税1,400、住民税6,200、事業税9,400である。

解 説

【別表五(一)の I】

I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	期首利益積立金額	当 期 の 増 減		期 末 利 益 積 立 金 額		
		減	増			
	①	②	③	④		
納 税 充 当 金	32,200	32,200	48,400	48,400		
未納法人税等	未納法人税及び未納地方法人税	△ 21,300	△ 36,600	中間	△ 15,300 ※1	△ 32,800
				確定	△ 32,800 ※2	
	未納住民税(利子割を含む)	△ 4,100	△ 7,200	中間	△ 3,100	△ 6,200
				確定	△ 6,200	

※1 14,700 + 600 = 15,300
 ※2 31,400 + 1,400 = 32,800





留意点 圧縮積立金・特別償却準備金と別表五(一) I の関係

圧縮積立金及び特別償却準備金の別表五(一) I への記載方法は、次のようになる。

(1) 圧縮積立金及び特別償却準備金の積立て

当期において剰余金の処分により〇〇圧縮積立金を5,000 (限度額は4,000) 積み立てた場合

【別表四】

(単位:円)

区 分		金 額	
会社計上当期純利益		×××	
加算	〇〇圧縮積立金積立超過額	1,000	=5,000-4,000 ⇨ ③欄
減算	〇〇圧縮積立金積立	5,000	⇨ ③欄

【別表五(一) I】

(単位:円)

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首利益 積立金額	当 期 の 増 減		期末利益 積立金額
		減	増	
	①	②	③	④
〇〇圧縮積立金			5,000	5,000
〇〇圧縮積立金積立			△5,000	△5,000
〇〇圧縮積立金積立超過額			1,000	1,000

① 利益剰余金の額の変動に関する転記

剰余金の処分による「〇〇圧縮積立金 5,000」の積立ては、別表五(一) I ③欄に「〇〇圧縮積立金」として記載する。

② 別表四・減算欄の転記

別表四において減算した「〇〇圧縮積立金積立 5,000」は税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I ③欄に「〇〇圧縮積立金積立」として△印を付して記載する。

③ 別表四・加算欄の転記

別表四において加算した「〇〇圧縮積立金積立超過額 1,000」も税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I ③欄に「〇〇圧縮積立金積立超過額」として記載する。

なお、①から③までにおいて記載された金額は、いずれも別表五(一) I ④欄に記載され、翌期の別表五(一) I ①欄に繰り越されることになる。

(2) 特別償却準備金の取崩し

当期において剰余金の処分により特別償却準備金 400を取崩した場合
 要取崩額 300、特別償却準備金積立額 2,800（うち積立超過額 700）

【別表四】 (単位:円)

区 分		金 額
会社計上当期純利益		×××
加算	特別償却準備金取崩	400
減算	特別償却準備金積立超過額認容	100

⇒ ②欄

$= 300 - 400 = \triangle 100 < 700$

∴ 100 ⇒ ②欄

【別表五(一) I】 (単位:円)

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首利益 積立金額	当 期 の 増 減		期末利益 積立金額
		減	増	
	①	②	③	④
特別償却準備金	2,800	400		2,400
特別償却準備金取崩	△2,800	△ 400		△2,400
特別償却準備金積立超過額	700	100		600

① 利益剰余金の額の変動に関する転記

剰余金の処分による「特別償却準備金400」の取崩しは、別表五(一) I 「特別償却準備金」の②欄に記載し、減少させる。

② 別表四・加算欄の転記

別表四において加算した「特別償却準備金取崩400」は税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I 「特別償却準備金取崩」の②欄に△印を付して記載し、減少させる。

③ 別表四・減算欄の転記

別表四において減算した「特別償却準備金積立超過額認容100」も税務調整による留保項目であるため、別表五(一) I 「特別償却準備金積立超過額」の②欄に記載し、減少させる。

なお、①から③までにおいて記載された金額の残額は、いずれも別表五(一) I ④欄に記載され、翌期の別表五(一) I ①欄に繰り越されることになる。

 **留意点** 税効果会計の別表五(一) I の調整

損益計算書に記載される法人税等調整額は、別表四において（加算・留保又は減算・留保）として調整を行うのであるが、この法人税等調整額は、繰延税金資産及び繰延税金負債の差額であるので、別表五(一) I には、繰延税金資産及び繰延税金負債の科目で記載する。

 **設 例**

当社は、税効果会計を適用しており、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の異動状況は、次のとおりである。当社はこれらの差額である法人税等調整額88,000円を法人税・住民税及び事業税から控除している。

区 分	期首現在額	当期減少額	当期増加額	期末現在額
繰延税金資産	672,000円	576,000円	688,000円	784,000円
繰延税金負債	152,000円	48,000円	72,000円	176,000円

 **解 説**

(1) 当期利益の計算上加算されている法人税等調整額は別表四で減算する。

(2) 会計上の処理

繰延税金資産	688,000円	/	法人税等調整額	688,000円
法人税等調整額	576,000円	/	繰延税金資産	576,000円
法人税等調整額	72,000円	/	繰延税金負債	72,000円
繰延税金負債	48,000円	/	法人税等調整額	48,000円

(3) 税務調整

① 別表四の処理

法人税等調整額 96,250円（減・留）

② 別表五(一) I の処理

（単位：円）

区 分	①	②	③	④
繰延税金資産	△ 672,000	△ 576,000	△ 688,000	△ 784,000
繰延税金負債	152,000	48,000	72,000	176,000

<メ モ>

7-7 別表五（一）Ⅱの構造



ポイント整理

別表五（一）Ⅱの構造及び記載上のルール

Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在資 本金等の額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金				
資 本 準 備 金				
差 引 合 計 額				

⇨ 期末資本金等の額

1 別表五(一)Ⅱの構造及び記載上のルール

(1) 期首現在資本金等の額

前期の別表五(一)Ⅱの「差引翌期首現在資本金等の額(④欄)」の項目とその金額を転記する。

(2) 当期中の増減

当期中の資本金等の額の増減を記載する。例えば、増資によって資本金等の額が増加した場合には③欄に、資本の払戻しによって資本金等の額が減少した場合には②欄に記載し、この結果④欄に期末資本金等の額が記載される。

この④欄に記載されている金額は、寄附金の損金不算入額等で期末資本金等の額の資料として使用する可能性があるため注意が必要である。

 設 例

当期に増資を行い、次の処理を行っている。

現 金 15,000円 / 資 本 金 10,000円
資 本 準 備 金 5,000円

 解 説

- (1) 当期に増加した金額を③欄に記載し、合計額を④欄に記載する。
- (2) 期末資本金等の額165,000円が「寄附金の損金不算入額」等の資料の一つとなる可能性があるので注意すること。

【別表五(一)Ⅱ】

(単位:円)

Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在資 本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金	100,000		10,000	110,000
資 本 準 備 金	50,000		5,000	55,000
差 引 合 計 額	150,000		15,000	165,000

(3) 株主資本等変動計算書と別表五(一)Ⅱ

【株主資本等変動計算書の一部】

(単位：千円)

別表五

①欄⇒

②欄
又は
③欄

④欄⇒

区 分	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 準 備 金	利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	250,000	30,000	30,000	20,000	0	300,000	320,000
当期変動額							
剰余金の配当				5,000		△55,000	△50,000
特 別 償 却 準 備 金 の 積 立					3,000	△ 3,000	——
当期純利益						110,000	110,000
当期変動額合計				5,000	3,000	52,000	60,000
当期末残高	250,000	30,000	30,000	25,000	3,000	352,000	380,000

【別表五(一)Ⅱ】

(単位：円)

Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在資 本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金	250,000,000			250,000,000
資 本 準 備 金	30,000,000			30,000,000
⋮				
差 引 合 計 額	280,000,000			280,000,000

 **本試験の出題例**

第61回本試験より一部抜粋(年度は平成28年4月1日～平成29年3月31日に合わせている)

〔資料1〕 減資に関する事項

甲社は乙株式会社(以下「乙社」という。)の100%子会社である。甲社は、当期首における資本金の額が120,000,000円であったところ、平成28年10月に無償減資(形式的な減資)により資本金の額を100,000,000円とした。この減資は欠損てん補に該当しない。決算書原案に反映されている会計上の仕訳は次のとおりであり、減資差益は決算書原案では損益計算書の特別利益の部に計上されている。なお、この減資の決議を行った株主総会の議事録には、減少する資本金の額のうち5,000,000円を準備金とする旨が記載されている。

(借方) 資本金 20,000,000円 (貸方) 減資差益 20,000,000円

問1 減資に関して、次の問いに答えなさい。

- (1) 決算書原案を前提に、必要な場合は、減資差益の処理に係る決算修正仕訳を示しなさい。

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

- (2) 当期の「別表五(一)Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」を示しなさい。

区 分	期首現在資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在資本金等の額
		減	増	
資本金又は出資金				
資本準備金				
差 引 合 計 額				

【解 答】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
減資差益	20,000,000	資本準備金	5,000,000
		その他資本剰余金	15,000,000

区 分	期首現在資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在資本金等の額
		減	増	
資本金又は出資金	120,000,000	20,000,000		100,000,000
資本準備金			5,000,000	5,000,000
その他資本剰余金			15,000,000	15,000,000
差 引 合 計 額	120,000,000	20,000,000	20,000,000	120,000,000

7-8 企業利益と課税所得との関係



ポイント整理

1 企業利益と課税所得との関係

原則的な関係

企業利益の計算原理と法人税の課税所得の計算原理は基本的に一致している
法人税の確定申告は、法人の確定した決算に基づいて行われる

差異の生ずる原因 ⇨ 目的の違い

- (1) 企業利益の計算目的
適正な期間損益計算に基づき、企業の経営成績及び財政状態等を把握すること。
- (2) 課税所得の計算目的
税負担の公平を図り、担税力に応じた課税所得を算定すること。

2 確定決算原則

確定決算原則の意義

確定決算に基づいて確定申告（企業利益→税務調整→課税所得）

採用される理由

- (1) 計算の簡便性、税法の簡素化
- (2) 取引事実の確定性

1 企業利益と課税所得との関係

(1) 原則的な関係

課税所得の計算の基礎となる収益の額及び費用等の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される。

(2) 差異の生ずる原因

具体的に、次のような差異がある。

- (1) 企業体概念の相違に基づく資本概念の相違
- (2) 損益の帰属時期の相違
- (3) 保守主義の原則及び重要性の原則の受入れ方の相違
- (4) 実質課税の原則の適用
- (5) 課税目的、課税技術上の考慮
- (6) 損益の通算
- (7) 政策目的の導入

2 確定決算原則

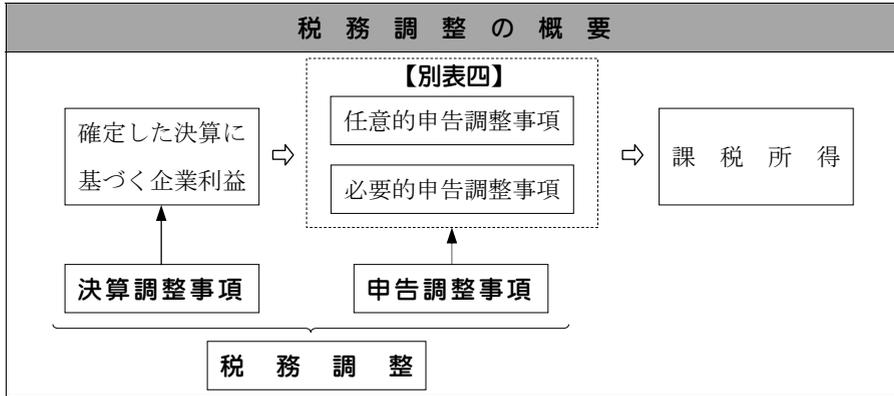
確定した決算とは、株主総会等の承認を受けた決算をいう。

7-9 税務調整

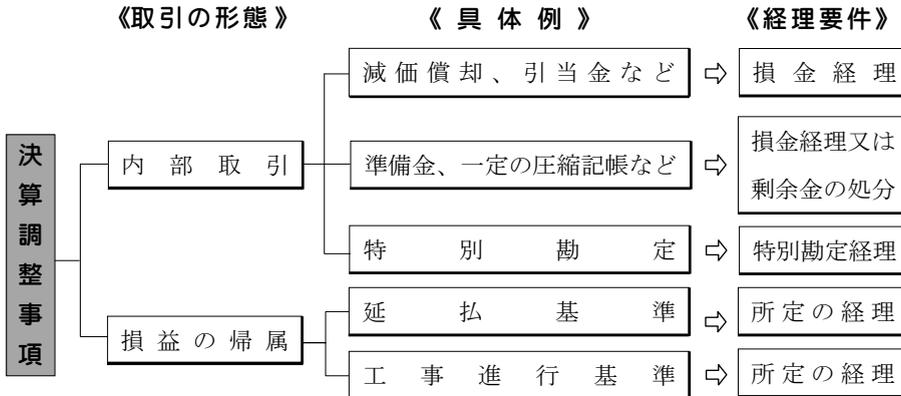


ポイント整理

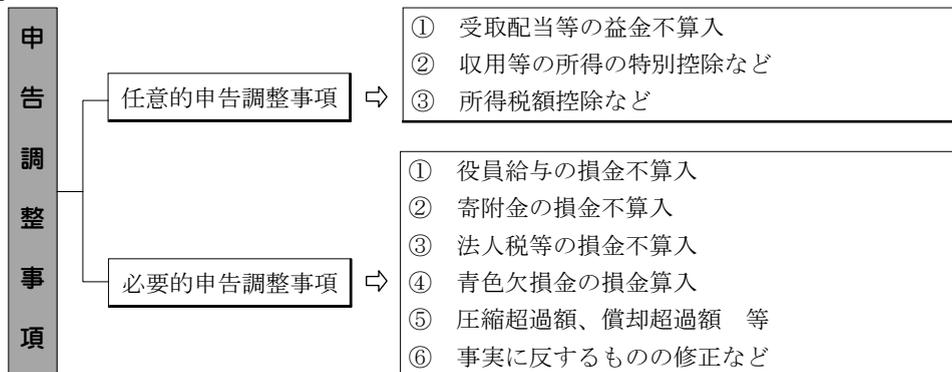
1 税務調整の概要



2 決算調整事項の例示



3 申告調整事項の例示

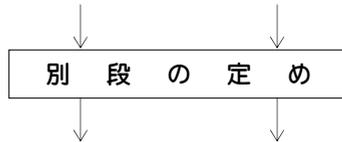


1 税務調整の概要

企業利益と課税所得は金額的に一致すべきものであるが、その目的の等の違い等から、実際には一致しない。

その現実のズレとなる部分として、法人税法で別段の定め規定が挙げられる。

$$\text{企業利益} = \text{収益の額} - \text{費用等の額}$$



$$\text{課税所得} = \text{益金の額} - \text{損金の額}$$

法人税は、法人の確定した決算に基づく企業利益を出発点として、これに所定の調整を加えて誘導的に課税所得を算出する。

この調整を「税務調整」と呼び、法人の確定した決算そのものに働く「決算調整事項」と確定決算から課税所得を誘導する過程で働く「申告調整事項」とに区分される。

2 決算調整事項

法人が決算に織り込むかどうかは任意であるが、その適用を受けるためには法人が確定した決算において所定の経理処理を行わなければならない事項で、確定した決算における法人の意思表示を申告書において変更することができないものである。

3 申告調整事項

法人が決算において処理することは要しないが、確定した決算における企業利益と課税所得との差異を申告書において修正する手続きを申告調整といい、その性質上、「任意的申告調整事項」と「必要的申告調整事項」に区分される。

(1) 任意的申告調整事項

法人の確定した決算における処理は必要としないが、適用を受ける場合には申告書に記載を要する事項であり、法人が申告書において調整を行った場合には、適用を受けることが認められ、調整を行わない場合には適用されない。

したがって、この場合には、申告調整するかどうかの判断は、申告の際における法人の意思に委ねられており、仮に、法人が申告書において調整を行わない場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、税務官庁は進んで適用することはせず、そのままにしておくことになる。

(2) 必要的申告調整事項

法人の意思にかかわらず申告書において必ず調整しなければならない事項であり、法人が調整を行わない場合には、税務官庁が進んで調整を行い、更正、決定等の行政処分を受ける。

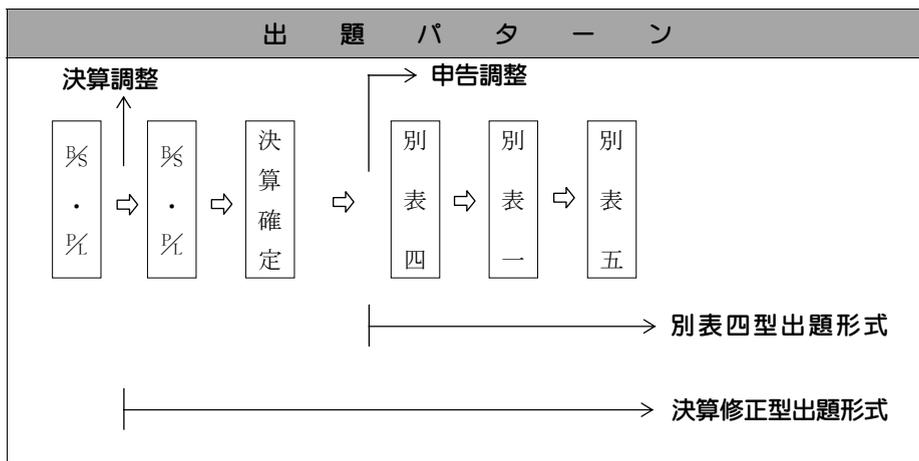
なお、この必要的申告調整事項に該当するのは、法人税において設けられている各種の益金算入、損金不算入等に属するものや企業の利益が事実と反する場合など一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従っていないものが挙げられる。

7-10 決算修正型出題形式



ポイント整理

■ 決算修正型出題形式



1 決算修正型出題形式

決算修正型の問題では、通常総合計算問題（別表四型）において資料として与えられていた貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書が確定していないため、自ら「会社計上当期純利益」などを確定する必要がある。

そこで重要となるのが「決算調整事項」と「申告調整事項」を区別することである。

「決算調整事項」とは仕訳を行うことができる事項であり、「申告調整事項」とは仕訳を行うことができず別表四で調整する事項をいう。

設 例

当社の当期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）決算は未だ確定しておらず、決算上処理できるものについてはすべて決算上で処理することとする。なお、指示がないものについては税法上の限度額を計上する。

- (1) 建物の減価償却費を150,000円計上しているが、当期の償却限度額は120,000円である。
- (2) 機械装置の減価償却については未処理であるが、当期における償却限度額は200,000円である。しかし、前期に生じた繰越償却超過額が30,000円あり、翌期に繰り越す償却超過額がないように処理する。
- (3) 貸倒引当金については未処理であるが、当期の繰入限度額は100,000円、前期の繰入額は80,000円（うち30,000円は繰入超過額）である。

解 説

(1) 【決算上の処理】

(借)建 物 30,000円 (貸)減 価 償 却 費 30,000円
 (又は建物減価償却累計額) ※ 150,000円－120,000円＝30,000円

- (2) 「翌期に繰り越す償却超過額がないようにする。」というコメントは、「前期の繰越償却超過額を認容減算する。」という意味である。したがって、決算上は繰越償却超過額（認容額）相当額の償却不足額を生ずるように減価償却費を計上し、別表四において繰越償却超過額の認容減算を行う。

【決算上の処理】

(借)減 価 償 却 費 170,000円 (貸)機 械 装 置 170,000円
 ※ 200,000円－30,000円＝170,000円

【別表四の処理】 機械装置減価償却超過額認容 30,000円(減・留)

- (3) 洗替性の引当金の処理はすべて同様であり、繰入限度額までの当期の繰入れ及び前期の繰入額の戻入れと別表四での繰入超過額の認容減算を行う。なお、洗替性の引当金の場合には、前期の繰入超過額が残留することは適当でないため、問題文にコメントがない場合であっても、前期繰入額の全額を戻入れ、繰入超過額の認容減算を行う。

【決算上の処理】

(借)貸 倒 引 当 金 繰 入 100,000円 (貸)貸 倒 引 当 金 100,000円
 (借)貸 倒 引 当 金 80,000円 (貸)貸 倒 引 当 金 戻 入 80,000円

【別表四の処理】 貸倒引当金繰入超過額認容 30,000円(減・留)

設 例

当社は設立以来毎期連続して青色申告書を提出している内国普通法人であり、当期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）においても青色申告書を提出する予定である。

なお、当社の決算は未だ確定していない。

当社が当期末に有する減価償却資産のうち、検討を要するものは次のとおりである。当社が計上した減価償却費については、不足がある場合には償却費の額を追加し、超過がある場合には申告調整で対応すること。また、前期以前の会計処理を修正する必要はない。

- (1) 建物（取得価額50,000,000円、期首帳簿価額47,900,000円、法定耐用年数24年、定額法により毎期償却を行い、償却超過額はない。）は、平成26年4月10日に取得し、事業の用に供したものであり、当社は当期において1,500,000円の減価償却費を計上している。
- (2) 機械装置（取得価額9,000,000円、期首帳簿価額2,400,000円、法定耐用年数10年、旧定率法により毎期償却を行い、償却超過額はない。）については当期において1,000,000円減価償却費を計上している。
- (3) 器具備品（取得価額4,000,000円、期首帳簿価額2,500,000円、法定耐用年数10年、定率法により毎期償却を行い、償却超過額が125,000円ある。）は、当期において減価償却費を計上していない。なお、翌期に繰り越す償却超過額がないようすること。

(4) 償却率

定額法	24年	(0.042)		
定率法	10年	(0.250)	改定償却率 (0.334)	保証率 (0.04448)
旧定率法	10年	(0.206)		

解 説

(1) 建物

① 償却限度額

$$50,000,000 \times 0.042 = 2,100,000$$

② 償却不足額

$$1,500,000 - 2,100,000 = \triangle 600,000 \rightarrow \text{損益計算書で償却費の追加計上}$$

(2) 機械装置

① 償却限度額

$$2,400,000 \times 0.206 = 494,400$$

② 償却超過額

$$1,000,000 - 494,400 = 505,600 \text{円} \rightarrow \text{別表4で加算}$$

(3) 器具備品

① 償却限度額

$$\text{イ } (2,500,000 + 125,000) \times 0.250 = 656,250$$

$$\text{ロ } 4,000,000 \times 0.04448 = 177,920$$

$$\text{ハ } \text{イ} \geq \text{ロ} \quad \therefore 656,250$$

② 当期償却額

$$0 - (656,250 - 125,000) = \triangle 531,250 \rightarrow \text{損益計算書で償却費の追加計上}$$

③ 器具備品減価償却超過額認容125,000円→別表4で減算

テーマ47

税額計算の仕組み

項目及び内容	参照条文	重要度
47-1 別表一のフォーム		
■ 別表一のフォーム		☆☆☆

47-1 別表一のフォーム



ポイント整理

別表一のフォーム

摘 要		金 額
所 得 金 額		(別表四最終値)円
同上の内訳	年 800万円相当額 (千円未満切捨)	①
	年 800万円超過額 (千円未満切捨)	②
税額の計算	① × 15%	イ
	② × 23.9%	ロ
	法 人 税 額	イ+ロ
試験研究費の特別控除額 エネルギーの特別控除額 特定機械装置等の特別控除額 雇用者数増加の特別控除額		《控 除》
差 引 法 人 税 額		
留 保 金	課 税 留 保 金 額	
	同 上 に 対 す る 税 額	《加算》10~20%
法 人 税 額 計		秘匿金は外書
控 除 所 得 税 額 控 除 外 国 税 額		《控 除》
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)		
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額		《控 除》
差 引 確 定 法 人 税 額		

----> 所得の区分

----> 法人税額の特別控除額

----> 特別税額

----> 控除税額

1 別表一のフォーム

(1) 税率の区分

普通法人に対する税率は、期末資本金の額によって次のように区分される。

法人区分		税率	
期末資本金 1億円以下	中小法人	所得金額のうち 年800万円以下の金額（千円未満切捨）	15%
		年800万円を超える金額（千円未満切捨）	23.9%
期末資本金1億円超		所得金額（千円未満切捨）	23.9%

(注) 1 中小法人・非中小法人

期末資本金1億円以下の法人で、大法人（資本金5億円以上の法人等）による完全支配関係（100%の支配関係をいう。）があるもの等を非中小法人、それ以外を中小法人という。

(2) 法人税額の特別控除額

産業政策や経済政策により租税特別措置法に設けられた税額控除制度である。

(3) 特別税額

法人税における分離課税制度で、所得金額が赤字であっても別途課税される。

なお、使途秘匿金課税及び留保金課税のほか、土地を譲渡した場合の土地重課制度もあるが、現在その適用は停止されている。

(4) 控除税額

主に同一所得に対する二重課税を排除等するための税額控除制度であり、控除所得税及び控除外国税がある。

**留意点 特別控除額の記載順序**

特別控除額については、記載順序が決まっていないため、出題の順序で別表一に記載すればよい。

質疑応答事例

出典：国税庁HP

平成26年7月1日現在

〈短期の損害保険契約に係る保険料を分割で支払った場合の税務上の取扱い〉

【照会要旨】

法人（年1回7月決算）が、20X1年7月20日に損害保険契約（保険期間：20X1年7月20日～20X2年7月19日）を締結し、保険料5,000千円を10回の分割払とし、契約日に第1回分として500千円を支払った場合に、当該契約日の属する事業年度において、保険料の全額（5,000千円）を損金に計上できますか。

【回答要旨】

保険料の全額を契約日の属する事業年度において損金に計上することはできません。

なお、当該事業年度に支払った第1回分の保険料500千円については、継続適用を要件として次の方法のうちいずれかを採用できます。

$$\begin{array}{l} \text{①} \quad (\text{借方}) \text{ 保険料} \quad 164,383\text{円} \quad (\text{貸方}) \text{ 現金預金} \quad 500,000\text{円} \\ \quad \quad \quad \text{前払費用} \quad 335,617\text{円} \\ \quad \quad \quad 5,000,000\text{円} \times \frac{12\text{日} (20X1\text{年}7\text{月}20\text{日} \sim 31\text{日の日数})}{365\text{日}} = 164,383\text{円} \end{array}$$

$$\text{②} \quad (\text{借方}) \text{ 保険料} \quad 500,000\text{円} \quad (\text{貸方}) \text{ 現金預金} \quad 500,000\text{円}$$

（理由）

- ① 損害保険契約にあつてはその契約を締結しただけでは債務が確定したということとはできず、保険期間の経過に従って債務が確定すると考えられること。
- ② 法人税基本通達2-2-14((短期の前払費用))は、当該事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分についての取扱いを定めたものであり、当該事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分の金額の損金計上まで認める趣旨ではないこと（したがって、未払の4,500千円を損金の額に算入することはできません。）。

【関係法令通達】

法人税基本通達2-2-12、2-2-14

・**債務の確定の判定**（法人税基本通達2-2-12）

法第22条第3項第2号《損金の額に算入される販売費等》の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。
- (2) 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- (3) 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

・**短期の前払費用**（法人税基本通達2-2-14）

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時にあってまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下2-2-14において同じ。）の額は当該事業年度の損金の額に算入されないのであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。

（注）例えば借入金を預金、有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、後段の取扱いの適用はないものとする。

〈短期前払費用の取扱いについて〉

【照会要旨】

当事者間の契約により、年1回3月決算の法人が次のような支払を継続的に行うこととしているものについては、法人税基本通達2-2-14((短期の前払費用))を適用し、その支払額の全額をその支払った日の属する事業年度において損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、次の事例1から5までの賃貸借取引は、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引には該当しません。

事例1：期間40年の土地賃借に係る賃料について、毎月月末に翌月分の地代月額1,000,000円を支払う。

事例2：期間20年の土地賃借に係る賃料について、毎年、地代年額（4月から翌年3月）241,620円を3月末に前払により支払う。

事例3：期間2年（延長可能）のオフィスビルフロアの賃借に係る賃料について、毎月月末に翌月分の家賃月額611,417円を支払う。

事例4：期間4年のシステム装置のリース料について、12ヶ月分（4月から翌年3月）379,425円を3月下旬に支払う。

事例5：期間10年の建物賃借に係る賃料について、毎年、家賃年額（4月から翌年3月）1,000,000円を2月に前払により支払う。

【回答要旨】

- ・事例1から事例4までについては、照会意見のとおりで差し支えありません。
- ・事例5については、法人税基本通達2-2-14の適用が認められません。

(理由)

(1) 本通達の趣旨について

本通達は、1年以内の短期前払費用について、収益との厳密な期間対応による繰延経理をすることなく、その支払時点で損金算入を認めるというものであり、企業会計上の重要性の原則に基づく経理処理を税務上も認めるというものです。

(2) 照会に対する考え方について

事例1から事例4までについては、基本的には、これを認めることが相当と考えられますが、一方では、利益が出たから今期だけまとめて1年分支払うというような利益操作のための支出や収益との対応期間のズレを放置すると課税上の弊害が生ずると認められるものについては、これを排除していく必要があります。

このため、継続的な支払を前提条件とすることや収入との直接的な見合関係にある費用については本通達の適用対象外とするということは、従来と同様、当然に本通達の適用に当たって必要とされるのですが、これに加え、役務の受入れの開始前にその対価の支払が行われ、その支払時から1年を超える期間を対価支払の対象期間とするようなものは、何らかの歯止めを置いた上で本通達の適用を認めることが相当と考えられます。

【関係法令通達】

法人税基本通達2-2-14

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表四 平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意	区分	総額 ①	処 分	
			留 保 ②	社 外 流 出 ③
「47」の(1)の①欄の金額は、「2」欄の金額に「3」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。	当期利益又は当期欠損の額	円	円	円
	加			配 当 その他
	損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)			
	損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)			
	及び市町村民税			
	加			
	損金経理をした道府県民税利子割額			
	損金経理をした納税充当金			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)			その他
	加算金、延滞金(延滞分を除く。)			
	減 償 償 却 の 償 却 超 過 額			
減				
役員給与の損金不算入額			その他	
交際費等の損金不算入額			その他	
小 計				
減 償 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額				
納税充当金から支出した事業税等の金額				
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「16」又は「33」)			※	
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」)			※	
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額			※	
適格現物分配に係る益金不算入額			※	
法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			※	
小 計				
復 計			外 ※	
(1)+(1)-(2)			外 ※	
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の二)「25」)			その他	
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)の二)「19」)	△		※ △	
復 計 (22)から(24)までの計)			外 ※	
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「140」)			その他	
沖 縄 の 認 定 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十(一)「19」又は「131」)	△		※ △	
新 設 特 別 控 除 額 (別表十二(一)「17」又は「19」)			※	
並 行 特 別 控 除 額 (別表六(一)「16」の③) + 復興特別法人税申告別表二「6」の③)			その他	
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)の二)「71」)			その他	
合 併 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 損 失 額 合 併 計 算 の 損 金 算 入 額 (別表九(二)「10」)				
別 業 種 業 務 の 損 失 額 又 は 損 失 額 合 併 計 算 の 損 金 算 入 額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)			※	
合 計 (25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)			外 ※	
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)				
非 定 額 配 当 等 の 損 金 算 入 額 (別表十七(七)「13」、別表十七(八)「11」又は別表十七(九)「16」若しくは「33」)	△	△		
非 議 決 合 併 又 は 剰 余 財 産 の 全 部 配 分 等 に 基 づ いて 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額			※	
差 引 計 (33)から(36)までの計)			外 ※	
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)	△		※ △	
総 計 (37)+(36)			外 ※	
新 設 特 別 控 除 又 は 海 外 新 設 特 別 控 除 額 の 特 別 控 除 額 (別表十(三)「140」)	△		※ △	
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「10」)	△	△		
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「43」の計)	△	△		
関 西 国 際 空 港 用 地 整 備 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十三)「15」)	△	△		
中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十三)「10」)	△	△		
再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十五)「12」)	△	△		
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 の 損 金 算 入 額	△	△		
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額			外 ※	

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表五(一) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①	当 期 の 増 減		差 引 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
利 益 準 備 金	円			円
積 立 金				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
繰越損益金(損は赤)				
納 税 充 当 金				
未 納 法 人 税 等			中間 △ 確定 △	△
未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税(附帯税を除く)	△	△		
未納道府県民税(均等割額及び親子割額を含む)	△	△	中間 △ 確定 △	△
未納市町村民税(均等割額を含む)	△	△	中間 △ 確定 △	△
差 引 合 計 額				

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①	当 期 の 増 減		差 引 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③ ④
		減 ②	増 ③	
資 本 金 又 は 出 資 金	円			円
資 本 準 備 金				
32				
33				
34				
35				
差 引 合 計 額				

御 注 意

2

発行済株式又は出資のうち、二以上の種類の株式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表(別表五(一)付表)の記載が必要となりますので御注意ください。

1 この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。

期首現在利益積立金額合計[31]① + 別表四留保所得金額又は欠損金額[47] - 中間分、確定分法人税戻市民税の合計額

税額計算

<メ モ>

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題 1～15

問題編

※ 解答上の留意点

- (1) 問題文中の「当期」とは、特に指示がある場合を除き、「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間」をいいます。
- (2) 問題に表示されている目標時間は、繰返し解答する上での最終的な目標時間と考えてください。

問題 1 総合問題・基礎の確認（1）（シートあり）

基礎

— 45分 —

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、製造業を営む年1回3月末決算の非同族会社（法人株主はいない。）で、当期末の資本金等の額は140,000,000円（うち、資本金の額100,000,000円）であるが、設立以来毎期連続して適法に青色の申告書により法人税の確定申告書を提出しており、当期についても申告期限内に青色の申告書により法人税の確定申告を行う予定である。

甲社の当期に係る株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾及び法人税の確定申告のために必要な資料は、下記のとおりである。

これらに基づいて、当期分の法人税の課税標準である所得の金額及び確定申告により納付すべき法人税額を計算しなさい。

なお、法人税の確定申告に当たって必要な申告の記載及び証明書類の添付その他の手続きはいずれも適法に行うものとするが、計算にあたり選択することができる計算方法が2以上ある場合には、納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いるものとする。

I. 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益	202,235,000円
法人税、住民税及び事業税	<u>113,435,000円</u>
当期純利益	<u>88,800,000円</u>

II. 所得金額等の計算に関する事項

1 租税公課に関する事項

(1) 当期の損益計算書の法人税、住民税及び事業税の内訳は次のとおりである。なお、法人税には地方法人税が、事業税には地方法人特別税が含まれている。

① 当期分の中間申告法人税の納付分	32,000,000円
（うち、法人税30,651,400円、地方法人税1,348,600円）	
② 当期分の中間申告住民税の納付分	6,620,000円
③ 当期分の中間申告事業税の納付分	10,260,000円
④ 当期分の確定申告法人税、住民税及び事業税の見積り分	64,555,000円

(2) 前期分の確定申告に係る法人税45,200,000円、事業税16,356,500円、住民税9,300,000円については、前期に計上した未払法人税等70,856,500円を取崩して納付している。

(3) 当期において損金経理をした租税の額のうちには次のものがある。

① 固定資産税及び都市計画税	19,638,000円
② 源泉所得税の不納付加算税及び延滞税	1,838,000円
③ 交通反則金（甲社の役員が業務外に犯したものである。）	50,000円

2 保険差益に関する事項

- (1) 当期の10月27日に甲社所有の製品保管用倉庫（被災直前の帳簿価額18,000,000円）と製品（被災直前の帳簿価額 8,000,000円）が全焼し、その保険金として製品保管用倉庫分30,000,000円と製品分10,000,000円の支払いを受けた。甲社は被災資産の被災直前の帳簿価額と支払いを受けた保険金との差額を収益に計上している。また、この火災に際し消防費200,000円、焼跡整理費用580,000円及び製品保管用倉庫の取壊費用540,000円を支出し、その他の費用に計上している。なお、全焼した製品保管用倉庫には前期の償却超過額が75,000円ある。
- (2) 甲社は、平成29年2月18日に代替資産として倉庫用建物を32,000,000円で取得し、同日から事業の用に供しており、この倉庫用建物について法人税法第47条《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の適用を受けるために、帳簿価額を損金経理により12,000,000円減額している。

3 減価償却に関する事項

- (1) 事務所用建物につき減価償却の方法として選定し、届け出た方法は旧定率法である。
- (2) 次に掲げる資産について、当期において償却費として費用に計上した金額の内訳及びその償却限度額の計算に関する事項は次のとおりである。なお、これら以外の減価償却資産については調整すべき金額はないものとする。

区 分	取得価額	期首帳簿価額	当期償却費	法定耐用年数	事業の用に供した日
倉庫用建物	32,000,000円	—	160,246円	35年	平29. 2. 18
事務所用建物	48,000,000円	38,127,569円	1,370,740円	50年	平9. 10. 10

- (注) 1 倉庫用建物は、上記2の資料による保険金により取得したものであり、取得価額は圧縮記帳適用前の金額である。
- 2 事務所用建物には、前期から繰越された償却超過額が900,000円ある。
- 3 耐用年数別の償却率は、次のとおりである。

耐用年数	35年	50年
旧定率法償却率	0.064	0.045
旧定額法償却率	0.029	0.020
定額法償却率	0.029	0.020

4 受取配当等に関する事項

(1) 当期において次に掲げる利子及び配当等を収入し、いずれも配当等の額を収益に計上し、源泉徴収所得税額等を費用に計上している。

銘柄等	区分	配当等の額	源泉徴収所得税額等	計算期間
A社株式	期末配当	280,000円	57,176円	平27.4.1～平28.3.31
B社株式	期末配当	300,000円	30,000円	平27.9.1～平28.8.31
C証券投資信託	収益分配金	250,000円	38,287円	平27.10.1～平28.9.30
D銀行預金	利子	1,960,000円	300,174円	——

(注) 1 計算期間中に元本の異動があったのはA社株式のみであり、その異動状況は次のとおりである。なお、譲渡損益は適正に処理されている。

また、A株式は、その他株式等に該当する。

平成27年3月31日現在保有株数 100,000株

平成28年3月21日取得 40,000株

平成28年4月10日取得 20,000株

平成28年5月8日譲渡 75,000株

期末配当は、定時株主総会の決議による配当であり、基準日を毎年3月31日としている。

2 B社株式は、X国（タックスヘイブン国ではない。）に所在するB社の発行済株式総数の30%を所有しているものであり、源泉税はX国で源泉徴収されたものである。なお、配当等の額はB社において損金に算入されるものではない。

3 C証券投資信託は、租税特別措置法第3条の2《内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例》に規定する特定株式投資信託である。

(2) 甲社は、売買目的有価証券及び完全子法人株式等、関連法人株式等を有したことはない。

5 交際費に関する事項

(1) 当期において得意先等に対する接待、贈答等の費用として交際費勘定に計上した金額は12,267,950円であり、このうちには次の金額が含まれている（下記のもの以外は租税特別措置法第61条の4《交際費等の損金不算入》に規定する交際費等に該当する。）。

① 相当の理由なく相手方の氏名等が帳簿に記載されていない費用 3,129,500円

② 得意先に対する見本品、試供品の供与のために通常要した費用 360,000円

③ 得意先に配布したカレンダーの作成に通常要した費用 380,000円

④ 得意先との接待に係る飲食費用で一人当たり5千円超のもの 4,560,000円

(2) 平成29年3月26日に得意先を料亭で接待した費用154,000円（参加人数5人の合計額）につい

ては、平成29年4月9日に支払っているが、当期末現在では未払いであり当期の決算上費用計上されていない。

6 寄附金に関する事項

(1) 当期に損金経理した寄附金の総額は4,100,000円であり、その内訳は次のとおりである。

寄附金の支出先及び目的	支出年月日	支出金額	備 考
国立E大学の校舎建設資金の寄附	平成28. 9. 30	1,100,000円	(注) 1
F商工会議所に対する寄附	平成28. 12. 15	2,000,000円	
宗教法人Iに対する寄附	平成29. 4. 20	1,000,000円	(注) 2
合 計		4,100,000円	

(注) 1 設立後、国庫に帰属するものである。

2 一般の寄附金に該当し、未払金として計上している。

(2) 当期に仮払金として経理した金額のうちにG県立高等学校のプール建設資金として寄附した金額500,000円が含まれている（国等に対する寄附金である。）。

(3) 当期中に、甲社の関係会社である内国法人H株式会社（以下「H社」という。）に対して、甲社所有の有価証券（証券取引所において売買されている株式で、譲渡直前の帳簿価額は15,000,000円、時価は20,000,000円である。）を10,000,000円で譲渡し、譲渡損を5,000,000円計上している。

この有価証券の譲渡はH社の資金援助のために行ったもので、時価と譲渡価額との差額は実質的な贈与と認められるものである。

7 その他の費用に関する事項

(1) 同業者団体に新たに加わり、平成28年5月11日に支払った加入金150,000円を雑費に計上した。

この団体は、構成員としての地位を他に譲渡することは認められず、また、加入金は脱退しても返還されることはない。

(2) (1)の同業者団体の加入に伴い平成28年5月11日に支払った会館建設のための負担金1,000,000円を雑費に計上した。この会館の建設は平成28年9月3日より着手され、加盟組合員の本来的の用に供されるものである。なお、その法定耐用年数は50年である。

問題 2 総合問題・基礎の確認（2）（シートあり）

基礎

- 65分 -

甲株式会社（以下「当社」という。）は、医薬品の製造業を営む内国法人である。当社の当期の株主資本等変動計算書その他の所得の金額等の計算に必要な事項は、下記の〔資料〕のとおりである。これに基づいて、当期の確定申告書に記載すべき課税標準である所得金額及び法人税額を計算するとともに、利益積立金額の明細書及び資本金等の額の明細書を完成させなさい。

なお、解答に当たっては、次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 税法上適用される方法が2以上定められている事項については、当期分の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (2) 当社は設立第1期以後当期まで連続して青色申告書を提出し、かつ、必要な申告の記載及び証明書類等の手続はすべて適法に行うものとする。
- (3) 解答に当たって補足すべき事項がある場合には、それを明記して解答するものとする。

〔資料〕

1 株主資本等変動計算書

(単位：円)

区 分	株主資本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	150,000,000	50,000,000	50,000,000	12,500,000	3,000,000	12,000,000	27,500,000	227,500,000
当期変動額								
剰余金の 配当						△ 4,500,000	△ 4,500,000	△ 4,500,000
別途積立金 の積立					1,500,000	△ 1,500,000	—————	—————
当期純利益						51,314,000	51,314,000	51,314,000
当期変動額 合 計					1,500,000	45,314,000	46,814,000	46,814,000
当期末残高	150,000,000	50,000,000	50,000,000	12,500,000	4,500,000	57,314,000	74,314,000	274,314,000

(注) 1 前期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）末を基準日とする剰余金の配当の総額は4,500,000円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は33,000,000円である。

2 所得の金額等の計算に必要な事項

(1) 株主に関する事項

株主名	役職又は関係	持株数
S	代表取締役	150,000株
T	専務取締役	46,000株
V株式会社	非同族会社	50,000株
W	常務取締役	25,000株
X	Sの妻	20,000株
その他の少数株主	いずれも持株割合は1%未満であり、互いに特殊関係はない。	9,000株
合計	—————	300,000株

(2) 租税公課に関する事項

① 当期の納税充当金の異動状況は次のとおりである。

区分	期首現在額	当期減少額	当期増加額	期末現在額
法人税	6,446,000円	6,446,000円	20,965,000円	20,965,000円
住民税	1,104,000	1,104,000	3,594,000	3,594,000
事業税	1,650,000	1,650,000	5,391,000	5,391,000
合計	9,200,000円	9,200,000円	29,950,000円	29,950,000円

(注) 1 法人税には地方法人税が、事業税には地方法人特別税が含まれている。以下同じ。

2 期首現在額及び当期増加額は、それぞれ前期及び当期に損金経理により引当てた金額である。

3 当期減少額は、前期分の法人税等のそれぞれに掲げる税額を納付するために取崩した金額である。

② 当期中に納付した次の諸税額は損金経理されている。

イ 当期中間申告分法人税額 (うち、法人税8,141,800円、地方法人税358,200円)	8,500,000円
ロ 当期中間申告分住民税額	2,655,500円
ハ 当期中間申告分事業税額	2,886,000円

③ 前期の確定申告分事業税は1,800,000円であり、①のほか150,000円が未納であるが、何ら経理処理は行っていない。

(3) 受取配当等に関する事項

- ① 収益に計上した受取配当等の内訳は、次のとおりであり、配当等の額を収益に計上し、源泉徴収所得税額等を費用に計上している。

銘柄等	計 算 期 間	配 当 等 の 額	源泉徴収所得税額等	注
A株式	H28. 1. 1～H28. 12. 31	300,000円	61,260円	
B株式	H27. 7. 1～H28. 6. 30	950,000	193,990	
C株式	H28. 1. 1～H28. 12. 31	1,200,000	—	2、3
預 金	—————	1,600,000	245,040	
合 計		4,050,000円	500,290円	

(注) 1 株式に係る受取配当等の額は、剰余金の配当に係る金額である。

2 C株式の発行法人であるC社は外国法人であり、平成28年12月13日に発行済株式総数の5%相当額を取得した。

3 C株式会社には上記の他、外国法人税の額120,000円があり、費用に計上している。

- ② A株式、B株式はともに平成27年11月20日に取得したものであり、上記表中の計算期間の末日をそれぞれ基準日としている。なお、関連法人株式等に該当する。

- ③ 受取配当等の益金不算入額の計算上、控除すべき関連法人株式等に係る負債利子の額は47,500円である。

(4) 減価償却に関する事項

当期末において有する減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりである（次に掲げるもの以外の資産については、適正に計算されている。）。

種 類	取 得 価 額	期首帳簿価額	当 期 償 却 費	耐用年数
事務所用建物	50,000,000円	40,747,500円	995,000円	45年
M 機 械 装 置	3,756,000	—————	410,000	8
N 機 械 装 置	1,500,000	350,000	225,000	8

(注) 1 事務所用建物は、平成18年2月15日に取得し事業の用に供している。

2 M機械装置は、平成28年11月8日に取得し、同日において事業の用に供している。

3 N機械装置は、平成18年4月21日に取得し事業の用に供している。

4 機械装置M、Nは、設備の種類・細目が同一のものである。

5 当社は減価償却資産の償却方法について選定届出をしていない。

6 耐用年数別の償却率は、次のとおりである。

耐用年数		8年	45年
旧定率法償却率		0.250	0.050
旧定額法償却率		0.125	0.023
200% 定率法	償却率	0.250	0.044
	改定償却率	0.334	0.046
	保証率	0.07909	0.01634
定額法償却率		0.125	0.023

(5) 交換に関する事項

- ① 平成28年12月13日に当社の所有するP土地（平成12年5月25日取得、帳簿価額30,000,000円、時価60,000,000円）と丙社の所有するQ土地（時価48,000,000円）とを交換し、翌月から同一の用途に供している。なお、Q土地は、丙社において平成7年9月に取得されたものであり、交換のために取得したものではない。
- ② この交換に当たって交換差金として現金12,000,000円を受取り、その全額を雑収入に計上している。また、譲渡した土地の帳簿価額をそのままQ土地の帳簿価額としている。
- ③ この交換契約に基づいて譲渡する土地の上に存した工場用建物の撤去をしたが、その除却損失及びその撤去に要した費用の合計額 1,200,000円は雑損失として計上している。

(6) 貸倒引当金に関する事項

前期に損金経理により繰入れた一括評価金銭債権に係る貸倒引当金は112,000円であり、当期に全額を戻入れ、収益計上している。また、当期に損金経理により繰入れた一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定の金額は339,000円である。

(7) 収用等に関する事項

- ① 前期中の平成28年1月8日に収用等による買取の申出があり、当期中の平成28年8月15日に、当社所有の工場用地（帳簿価額15,400,000円）が収用等され、対価補償金として40,000,000円、譲渡経費に充てるための補償金として2,000,000円を取得した。なお、この譲渡に要した費用は 3,500,000円である。
- ② 工場用地の代替地として、平成29年2月4日にR土地（取得価額40,000,000円）を取得し、工場を建設中であるが、当期末現在その工場は完成していない。
- ③ 当社は、租税特別措置法第64条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）の適用を受けるため、取得した土地について損金経理により帳簿価額を24,000,000円減額した。

(8) その他の事項

- ① 当期の交際費として費用に計上している金額は1,835,000円であり、このうちには、当社社名入りのライターを配布した費用 200,000円、得意先への中元・歳暮の費用 350,000円、得意先を接待した際に生じた飲食費650,000円（1人当たり5,000円以下のもの）、同570,000円（1人当たり5,000円超のもの）が含まれている。
- ② 当期確定申告分の住民税額は、2,123,200円とする。
- ③ 当期確定申告分の地方法人税額は、608,300円とする。
- ④ 留保金課税の計算で用いる当期の地方法人税額は966,500円であるものとする。

問題3 法人税等調整額と租税公課

基礎

— 5分 —

次の資料により、当期の所得の金額の計算上で調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) 当社は従来から税効果会計を導入している。
 (2) 当社の当期の損益計算書（末尾）

：		
税引前当期利益		269,845,000円
法人税、住民税及び事業税	118,950,875円※	
法人税等調整額	△ 11,005,000円	107,945,875円
当期純利益		161,899,125円

※ 損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」の内訳は次のとおりである。

税目	内 訳		
	当期中間申告分	当期源泉徴収分	当期確定申告分
法人税	20,500,000円	—————	57,132,200円
県民税	1,925,000円	—————	3,425,200円
市民税	2,400,000円	—————	10,264,100円
事業税	6,000,000円	—————	16,721,500円
所得税等	—————	382,875円	—————
外国税	—————	200,000円	—————
合計	30,825,000円	582,875円	87,543,000円

- (注) 1. 法人税には地方法人税、事業税には地方法人特別税が含まれている。以下同じ。
 2. 当期源泉徴収分のうち所得税等は、当社の有する預金の利子2,500,000円につき源泉徴収された金額である。
 3. 当期源泉徴収分のうち外国税は、当社の有する外国法人株式の配当2,000,000円（保有割合3%に対する金額）につき外国で源泉徴収された金額である。
- (3) 前期確定申告分の法人税、住民税及び事業税の内訳は次のとおりであり、前期の納税充当金を取崩して充当している。

区分	法人税	県民税	市民税	事業税	合計
金額	18,000,000円	1,600,000円	2,000,000円	5,400,000円	27,000,000円

問題 4

繰延税金資産負債・圧縮積立金等（シートあり）

基礎

- 15分 -

次の資料により、当社（期末資本金1億円、法人株主はいない。）の当期における別表4、別表1及び別表5（一）のIを完成させなさい。

I 株主資本等変動計算書（一部抜粋）

（単位：円）

区 分	株主資本							…
	…	利益剰余金						
		利 益 準 備 金	その他利益剰余金					
		特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	…	35,500,000	2,618,000		25,000,000	112,690,000	175,808,000	
当期変動額	…							
剰 余 金 の 配 当						△55,000,000	△55,000,000	
特別償却準備金の取崩			△ 374,000			374,000	0	
圧縮積立金の積立				2,040,000		△ 2,040,000	0	
別途積立金の積立					10,000,000	△10,000,000	0	
当期純利益						153,752,400	153,752,400	
当期変動額合計			△ 374,000	2,040,000	10,000,000	87,086,400	98,752,400	
当期末残高	…	35,500,000	2,244,000	2,040,000	35,000,000	199,776,400	274,560,400	…

（注）1 前期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）末を基準日とする剰余金の配当の総額は55,000,000円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は60,000,000円である。

3 当社は税効果会計を適用しており、当期純利益の額は、法人税等調整額47,600円減算後の金額である。

この法人税等調整額は、当期において新たに発生した繰延税金資産4,370,000円及び繰延税金負債960,000円に、前期以前に発生した繰延税金資産3,633,600円及び繰延税金負債176,000円の解消額を適正に処理した際に発生したものである。

II 所得の金額等に関する事項

1 租税公課に関する事項

(1) 当期の損益計算書に計上した法人税（地方法人税を含む。以下同じ。）、住民税及び事業税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）の金額60,834,500円は、当期の確定申告分として未払法人税等に計上したものである。

(2) 前期の確定申告分法人税22,300,000円、事業税10,100,000円、住民税4,500,000円については、前期に計上した未払法人税等36,900,000円を取崩して納付している。

(3) 当期において損金経理をした租税の額のうちには次のものがある。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ① 法人税の当期中間納付額 | 12,300,000円（うち、地方法人税額518,300円） |
| ② 住民税の当期中間納付額 | 3,500,000円 |
| ③ 事業税の当期中間納付額 | 5,870,000円 |

2 特別償却に関する事項

(1) 前期に事業供用した機械装置（法定耐用年数12年）について、前期に特別償却準備金を2,618,000円積立て、当該準備金に係る繰延税金負債として1,232,000円計上している。

なお、積立超過額が350,000円ある。

(2) 当期に上記機械装置に係る特別償却準備金を374,000円（これに係る繰延税金負債は176,000円である。）を取崩している。

3 買換えに関する事項

(1) 平成7年1月から事業供用していた本社事務所A（既成市街地等内に存するもの。）を平成28年11月に23,000,000円で譲渡した。当社は帳簿価額18,000,000円との差額を固定資産譲渡益として収益に計上している。

なお、繰越償却超過額が1,205,000円ある。

(2) 平成29年1月にかねてから所有していた土地（既成市街地等外に存するものである。）に本社建物B（耐用年数50年、定額法償却率 0.020）を20,000,000円で新築し、直ちに事業供用している。なお、本社建物B以外に買換資産を取得する予定はない。

(3) 建物圧縮積立金として2,040,000円を積立て、当該圧縮記帳に係る繰延税金負債として960,000円計上している。

(4) 新築した本社建物Bについては、減価償却費を108,680円計上している。

4 その他の事項

当期の確定申告分地方法人税の額は1,732,400円である。

問題 5

別表 5 (一) I の記入 (シートあり)

基礎

- (15分) -

次の資料により、中小法人である当社の当期における別表 5 (一) I を完成させなさい。

- (1) 建物の減価償却費を500,000円計上しているが、当期における償却限度額は370,000円である。
- (2) 機械装置の減価償却費を470,000円計上しているが、当期における償却限度額は620,000円である。なお、前期に生じた償却超過額が190,000円ある。
- (3) 一括貸倒引当金の当期の繰入額は1,280,000円であるが、繰入限度額は1,100,000円である。なお、前期の繰入額(うち、240,000円は繰入超過額)は全額を戻し入れている。
- (4) 当期に取得した土地Aについて、買換えの圧縮記帳の適用を受けるため、決算において剰余金処分により圧縮積立金を22,000,000円計上しているが、圧縮限度額は20,000,000円である。
- (5) 当期の5月に譲渡した土地Bについて、収用等の所得の特別控除の適用を受ける。なお、当該土地の譲渡益は33,000,000円であり、前期及び当期に土地B以外に収用等された資産はない。
- (6) 当期の交際費勘定の金額は10,600,000円であるが、次のものが含まれている。なお、接待飲食費は5,000,000円である。
 - ① 前期の得意先への贈答費用で、前期に未処理だったものを当期に支払った金額…300,000円
 - ② 翌期に行う得意先招待旅行のための費用として旅行会社に支払った金額…520,000円
- (7) 当期の寄附金勘定の金額は13,500,000円であるが、内訳は次のとおりである。なお、一般の寄附金の損金算入限度額は8,000,000円である。
 - ① 当期に内国法人乙社に贈与した金額…10,000,000円
 - ② 日本赤十字社への義援金(指定寄附金等)…3,500,000円
- (8) 役員に対し、毎月の報酬のほかに夏期賞与1,000,000円を支給している(届出書の提出なし。)
- (9) 当期末に行った棚卸しにより、期末在庫を2,900,000円として処理したが、310,000円分の商品が計上もれとなっている。なお、売上高は正しく計上されている。
- (10) 内国法人丁社の配当金500,000円から所得税102,100円を控除した残額を収受し、収益に計上している。なお、この配当は関連法人株式等に係る配当であり、控除負債利子はない。
- (11) 外国子会社A社の配当400,000円からX国の源泉税40,000円を控除した残額を収受し、収益に計上している。
- (12) 当期に譲渡した丙株式の譲渡原価を680,000円としているが、620,000円が適正額である。
- (13) 当期の法人税等勘定の金額は、当期分の中間申告法人税の納付分10,000,000円(うち、地方法人税分421,400円)、当期分の中間申告住民税の納付分2,000,000円、当期分の中間申告事業税の納付分3,000,000円、当期確定申告分の法人税、住民税及び事業税の見積分20,000,000円の合計額である。

- (14) 前期分の確定申告法人税11,000,000円（地方法人税含む。）、事業税3,200,000円（地方法人特別税を含む。）、住民税2,300,000円については、前期に計上した未払法人税等16,500,000円を取崩して納付している。
- (15) 別表1 差引確定法人税額は14,000,000円、確定申告により納付すべき地方法人税額は620,500円、確定申告により納付すべき住民税額は2,211,000円である。

問題 6 別表 5 (一) I の読取 (1) (シートあり)

基礎

- 10分 -

次の資料により、当社（期末資本金 2 億円）の当期における別表 4 を完成させなさい。

【別表 5 (一) I】

(単位：円)

区 分	期 首 現 在		当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	
	利 益 積 立 金 額		減	増		
	①	②	③	④		
利 益 準 備 金	10,000,000			1,000,000	11,000,000	
別 途 積 立 金	55,200,000			2,000,000	57,200,000	
特 別 償 却 準 備 金	4,900,000	700,000			4,200,000	
特 別 償 却 準 備 金 積 立	△ 4,900,000	△ 700,000			△ 4,200,000	
特 別 償 却 準 備 金 超 過	280,000	40,000			240,000	
機 械 装 置	1,070,000	220,000			850,000	
未 払 交 際 費	△ 200,000	△ 200,000	△ 150,000		△ 150,000	
器 具 備 品			690,000		690,000	
有 価 証 券			△ 2,500,000		△ 2,500,000	
棚 卸 資 産			△ 1,080,000		△ 1,080,000	
売 掛 金			2,450,000		2,450,000	
未 払 寄 附 金			800,000		800,000	
繰 越 損 益 金	50,000,000	50,000,000	115,612,000		115,612,000	
納 税 充 当 金	30,000,000	30,000,000	26,700,000		26,700,000	
未 納 法 人 税 等	未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税	△ 18,000,000	△ 38,000,000	中 間 確 定	△ 20,000,000	△ 13,606,600
					△ 13,606,600	
	未 納 住 民 税	△ 4,900,000	△ 9,900,000	中 間 確 定	△ 5,000,000	△ 2,177,000
					△ 2,177,000	
差 引 合 計 額	123,450,000	32,160,000	104,738,400		196,028,400	

(注) 前期分の確定申告に係る法人税、事業税、住民税については、前期に計上した未払法人税等を取崩して納付している。

【別表4】

区 分		金 額
当 期 利 益 の 額		88,611,000円
加	損金経理納税充当金	
	損金経理法人税等	
	損金経理住民税	
	損金経理延滞税	100,000
	役員給与の損金不算入	500,000
	交際費等の損金不算入	540,000
小 計		
減	納税充当金支出事業税等	
	受取配当等の益金不算入	360,000
小 計		
仮 計		
法人税額控除所得税額等		51,050
合 計		
差 引 計		
総 計		
所 得 金 額		

(注) 別表4の科目は下記から適切なものを選択して下さい。

売上計上もれ
売上原価計上もれ
前期売上計上もれ認容
前期売上原価計上もれ認容
特別償却準備金積立超過額
特別償却準備金積立超過額認容
特別償却準備金取崩
器具減価償却超過額
器具減価償却超過額認容
機械減価償却超過額
機械減価償却超過額認容
未払交際費認定損
前期未払交際費否認
未払寄附金否認
前期未払寄附金認容
有価証券過大計上
有価証券計上もれ

問題 7

別表 5 (一) I の読取 (2)

基礎

- ㊦ 8分 -

次の資料により、当社（期末資本金 2 億円）の当期における別表 5 (一) の I 「減」の欄、「増」の欄の記載について、下記のそれぞれの調整の根拠として適切なものをすべて選択しなさい。

【別表 5 (一) I】

(単位：円)

区 分	期 首 現 在		当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	
	利 益 積 立 金 額		減	増		
	①	②	③	④		
利 益 準 備 金	10,000,000				10,000,000	
別 途 積 立 金	30,000,000				30,000,000	
売 掛 金				3,000,000	3,000,000	
棚 卸 資 産				2,000,000	2,000,000	
有 価 証 券				1,800,000	1,800,000	
土 地				△ 5,000,000	△ 5,000,000	
建 物				700,000	700,000	
器 具 備 品	900,000	900,000	0		0	
借 入 金				△ 1,100,000	△ 1,100,000	
貸 付 金				△ 850,000	△ 850,000	
繰 越 損 益 金	50,000,000	50,000,000	100,000,000		100,000,000	
納 税 充 当 金	30,000,000	30,000,000	35,000,000		35,000,000	
未 納 法 人 税 等	未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税	△ 19,000,000	△ 40,000,000	中 間	△ 21,000,000	△ 25,000,000
				確 定	△ 25,000,000	
	未 納 住 民 税	△ 4,900,000	△ 9,700,000	中 間	△ 4,800,000	△ 5,000,000
				確 定	△ 5,000,000	
差 引 合 計 額	—	—	—	—	—	

(問 1) 上記の売掛金 3,000,000 円

- ① 当期の 3 月 31 日の売上 3,000,000 円が翌期の 4 月 1 日に計上されていたことによる調整
- ② 得意先に対する売掛金 4,000,000 円のうち 3,000,000 円の回収の見込みが低いため計上した貸倒損失の否認額 3,000,000 円
- ③ 外貨建て売掛金について期末時換算法で換算した場合の為替差益の計上もれ 3,000,000 円
- ④ 更生計画の認可決定に伴い切捨てとなった売掛金の未処理分の調整 3,000,000 円

(問2) 上記の棚卸資産2,000,000円

- ① 期末の在庫高を4,500,000円で計上していたが、実際の有高が6,500,000円であったことに伴う調整2,000,000円
- ② 期末の在庫高を4,500,000円で計上していたが、実際の有高が2,500,000円であったことに伴う調整2,000,000円
- ③ 期末棚卸資産について、過剰生産に伴い計上した評価損の否認額2,000,000円

(問3) 上記の有価証券1,800,000円

- ① 売買目的有価証券について計上をしていなかった評価益の調整1,800,000円
- ② 有価証券の譲渡原価の計上もれ分の調整1,800,000円
- ③ 売買目的外有価証券について計上した一時的な時価下落に伴う評価損の否認額1,800,000円
- ④ 償還有価証券の調整差益の調整1,800,000円

(問4) 上記の土地△5,000,000円

- ① 土地の単なる時価下落により計上した評価損の否認額5,000,000円
- ② 土地取得について費用計上した造成費の調整5,000,000円
- ③ 土地の高価買入れによる取得価額過大計上5,000,000円

(問5) 上記の建物700,000円

- ① 建物の高価買入れによる取得価額過大計上700,000円
- ② 建物取得に係る原価算入交際費700,000円として損金の額に算入される金額
- ③ 当期に生じた減価償却超過額700,000円

(問6) 上記の器具900,000円

- ① 当期に生じた減価償却超過額900,000円
- ② 償却不足が生じたことに伴う減価償却超過額認容900,000円
- ③ 器具備品を除却したことに伴う減価償却超過額認容900,000円

(問7) 上記の借入金△1,100,000円

- ① 外貨建て借入金について期末時換算法で換算した場合の為替差益の計上もれ1,100,000円
- ② 外貨建て借入金について期末時換算法で換算した場合の為替差損の計上もれ1,100,000円
- ③ 外貨建て借入金について予約レートで換算した場合に計上した為替差損のうち翌期以降の前払費用の計上もれ1,100,000円

(問8) 上記の貸付金△850,000円

- ① 再生計画の認可決定に伴い切捨てとなった貸付金の未処理分850,000円
- ② 貸付金の一部の回収の見込みが低いため計上した貸倒損失の否認額850,000円
- ③ 外貨建て貸付金について期末時換算法で換算した場合の為替差損の計上もれ850,000円

問題 8 別表 5 (一) I ①欄の記入 (シートあり)

基礎

- ㊦ 7分 -

次の資料により、当社の当期における別表 5 (一) の I ①欄を記入しなさい。

[別表 5 (一) I]

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額			
		減	増				
		①	②		③	④	
利 益 準 備 金		0	260,000	4,900,000			
別 途 積 立 金		0	1,000,000	7,000,000			
土 地		0	0	2,000,000			
建 物		0	230,000	600,000			
機 械 装 置		330,000	0	540,000			
売 掛 金		1,800,000	2,400,000	2,400,000			
一 括 貸 倒 引 当 金		720,000	810,000	810,000			
退 職 給 付 引 当 金		1,190,000	1,670,000	25,500,000			
棚 卸 資 産		△ 908,000	0	0			
未 払 交 際 費		△ 660,000	0	0			
未 収 還 付 法 人 税 等		800,000	350,000	350,000			
未 収 還 付 住 民 税		160,000	70,000	70,000			
繰 越 損 益 金		59,880,000	96,220,000	96,220,000			
納 税 充 当 金		8,150,000	0	0			
未 納 法 人 税 等	未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税	△	△ 9,700,000	中 間	△4,600,000	△	0
				確 定	△ 0		
	未 納 住 民 税	△	△ 1,970,000	中 間	△ 920,000	△	0
				確 定	△ 0		
差 引 合 計 額							

問題 9

別表 5 (一) I ・ 未収還付法人税等 (シートあり)

応用

- 9分 -

次の(問1)及び(問2)について、別表4及び別表5(一)Iを完成させなさい。なお、事業税には、地方法人特別税を含む。

(問1) 5期(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(1) 当期の損益計算書に計上されている法人税等の金額の内訳は次のとおりである。

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| ① 5期分の中間申告法人税の納付分(地方法人税を含む。) | 85,720,000円 |
| ② 5期分の中間申告住民税の納付分 | 14,829,500円 |
| ③ 5期分の中間申告事業税の納付分(地方法人特別税を含む。) | 25,580,000円 |
| ④ 株式(数年前から保有)につき取得した配当金に係る源泉所得税等の額 | 1,869,400円 |

(2) 法人税の確定申告書

区 分	金 額
所 得 金 額	3,000,000円
法 人 税 額	717,000
差 引 法 人 税 額	717,000
法 人 税 額 計	717,000
控 除 税 額	1,869,400
差引所得に対する法人税額	0
中間申告分法人税額	82,107,300
差引確定法人税額	0

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (3) 確定申告により還付される源泉所得税額 | 各自算定 |
| (4) 確定申告により還付される法人税の額(地方法人税を含む。) | 85,720,000円 |
| (5) 確定申告により還付される住民税の額 | 14,829,500円 |
| (6) 確定申告により還付される事業税の額(地方法人特別税を含む。) | 25,580,000円 |

(問2) 6期(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(1) 上記(問1)の後、翌期において次の金額が還付され収益に計上した。

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ① 5期分の中間納付法人税の額(地方法人税を含む。) | 85,720,000円 |
| ② 5期分の中間納付住民税の額 | 14,829,500円 |
| ③ 5期分の中間納付事業税の額(地方法人特別税を含む。) | 25,580,000円 |
| ④ ①から②までに係る還付加算金の額 | 5,320,000円 |
| ⑤ 5期に納付した源泉所得税等の額で控除しきれなかった金額 | 各自算定 |

(2) 6期分の確定申告分法人税等の金額25,000,000円を未払法人税等に計上した。

問題10

別表5(一) I・留保金課税(シートあり)

基礎

- 15分 -

次の資料により、当社の当期における別表4、別表1及び別表5(一) Iを完成しなさい。なお、当社は製造業を営む青色申告法人で、発行済株式総数の100%を代表取締役甲が所有している。

1 株主資本等変動計算書(一部抜粋)

(単位:千円)

区 分	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	120,000	10,000	10,000	8,000		4,000	2,700	52,000	66,700	...
当期変動額										
剰余金の配当				1,000				△11,000	△10,000	
圧縮積立金の積立					15,000			△15,000	—	
特別償却準備金の取崩						△ 800		800	—	
別途積立金							3,000	△ 3,000	—	
当期純利益								59,500	59,500	
当期変動額合計				1,000	15,000	△ 800	3,000	31,300	49,500	
当期末残高	120,000	10,000	10,000	9,000	15,000	3,200	5,700	83,300	116,200	...

(注) 1 前期(平成27年4月1日～平成28年3月31日)末を基準日とする剰余金の配当の総額は10,000千円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は35,940千円である。

3 記載金額に千円未満の端数はない。

2 租税公課に関する事項

(1) 当期の損益計算書に計上されている法人税等の金額の内訳は次のとおりである。なお、法人税には地方法人税が、事業税には地方法人特別税が含まれている。

- ① 当期分の中間申告法人税の納付分 13,095,000円(うち地方法人税551,800円)
- ② 当期分の中間申告住民税の納付分 3,344,000円
- ③ 当期分の中間申告事業税の納付分 5,022,000円
- ④ 当期分の確定申告法人税、住民税及び事業税の見積り分 44,355,500円

(2) 当期中に納付した前期確定申告法人税26,190,000円、住民税5,688,000円、事業税10,044,000円については、前期の費用に計上した未払法人税等を取崩している。

3 別表1に関する事項

試験研究費の特別控除額 1,900,000円

4 その他の事項

当社の当期末における資本金等の額は130,000,000円であり、数年来異動はない。

また、留保金課税の計算で使用する当期の地方法人税の額は、1,008,216円である。

問題11 資本準備金の資本組入れ等（シートあり）

応用

— 8分 —

次の資料に基づき、当社の当期の別表5(一)Ⅰ及び別表5(一)Ⅱを完成させるとともに交際費等の損金不算入額及び寄附金の損金不算入額を計算しなさい。

1 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

区 分	株主資本						純資産 合 計	
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自 己 株 式		株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	100,000	50,000	35,000	30,000	115,000		330,000	
当期変動額								
準備金の 資本組入れ 剰余金の 配当	25,000	△25,000					—	—
別途積立金の 積立				10,000	△10,000		△30,000	△ 30,000
当期純利益					137,939		137,939	137,939
自己株式の 取得						△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000
当期変動額 合 計	25,000	△25,000		10,000	97,939	△ 5,000	102,939	102,939
当期末残高	125,000	25,000	35,000	40,000	212,939	△ 5,000	432,939	432,939

(注) 1 前期(平成27年4月1日～平成28年3月31日)末を基準日とする剰余金の配当の総額は30,000千円である。

2 当期末を基準日とする剰余金の配当の総額は45,000千円である。

3 当社は当期の7月において資本準備金の一部を資本に組入れ、資本金を増加させた。

4 当社は当期の5月に自己株式1,000株を5,000千円で市場取引により取得した。

5 記載金額に千円未満の端数はない。

2 所得の金額等に関する事項

(1) 交際費等に関する事項

租税特別措置法第61条の4に規定する交際費等に該当するものが12,750,000円ある。なお、このうち接待飲食費は7,600,000円である。

(2) 寄附金に関する事項

当期中において損金経理により支出した寄附金の内訳は、次のとおりである。

寄 附 先	使 途 等	区 分	金 額
市立A高校	体育館建設資金	指定寄附金等	1,200,000円
社会福祉法人	経 費	特定公益増進法人 に対する寄附金	300,000
政治団体	政治資金	一般の寄附金	1,000,000

(3) 当期の別表4仮計の金額は150,000,000円である。

問題12 決算修正（1）（シートあり）**基礎**

- 15分 -

次の(1)～(18)のそれぞれの場合における ① 決算で行う修正仕訳を行うと共に、② ①に伴い別表4、別表5(一)Iで調整すべき金額を記載しなさい。

なお、決算は未だ確定しておらず、特に指示があるものを除き、決算上処理が可能なものは申告書で調整不要となるように修正経理をすること。

- (1) 建物についての減価償却費の計上は未処理であり、建物の取得価額は12,000,000円、定額法償却率は0.050である。
- (2) 機械装置についての減価償却費の計上は未処理であり、機械装置の取得価額は5,000,000円、定額法償却率は0.100である。なお、前期以前に生じた償却超過額が40,000円あり、翌期に繰り越す償却超過額がないように処理をする。
- (3) 貸倒引当金については未処理であり、当期末の一括評価金銭債権は14,000,000円、貸倒実績率は0.0871であり、前期の繰入額は1,750,000円（うち、268,000円は繰入超過額）である。全額を洗替える経理で処理をする。なお、当社は中小法人に該当する。
- (4) 当社は、翌期支給の賞与のうち当期に係る金額を賞与引当金として設定することとしており、当期に設定すべき金額は8,600,000円である。また、前期に設定した金額は7,700,000円であり、戻入れの処理はしていない。全額を洗替える経理で処理をする。
- (5) 国庫補助金を12,000,000円受け入れ、交付目的に適合する土地を15,000,000円で取得した。この国庫補助金については、当期末までに全額の返還不要が確定しており、圧縮記帳について未処理であるため、損金経理により帳簿価額を減額する方法で計上する。
- (6) 上記(5)の圧縮記帳を当期の確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法で計上する。
- (7) 前期に損金経理により積み立てた特別償却準備金3,500,000円(積立超過額はない。)があるが、当期において取崩しに関する処理は行われていない。なお、この特別償却準備金は耐用年数6年の機械装置について積み立てたものである。
- (8) 前期に剰余金の処分により積み立てた特別償却準備金が6,000,000円あるが、うち、400,000円は積立超過額として申告加算された。取崩しに関する処理が行われていないので翌期に繰越す積立超過額がないように処理する。なお、この特別償却準備金は耐用年数11年の機械装置について積み立てたものである。
- (9) 当期に取得し、事業供用した器具備品85,000円については、取得時に器具備品勘定に計上し、その後は何ら処理していない。

- (10) 当期に取得し、事業の用に供した器具備品150,000円については、取得時に器具備品勘定に計上し、その後は何ら処理していない。なお、当社（中小企業者に該当しない。）は毎期決算において、20万円未満の資産について全額消耗品費勘定に計上し、一括償却資産として申告調整することとしている。
- (11) 当期の4月20日に当社工場前の道路の舗装（耐用年数15年）のため、A市に対して負担金1,000,000円を支出し、繰延資産に計上した。なお、この道路は工場関係者のみが使用している。
- (12) 当社（中小法人に該当しない。）が交際費として費用計上している金額は、10,000,000円であり、いずれも得意先等の接待、贈答に係るものである（このうち接待飲食費は6,000,000円である）。また、仮払金のうちには、当期の2月に仕入先への贈答費用250,000円が計上されている。そのほか、当期の3月30日に得意先を旅行に招待した費用180,000円は、請求書が届いていないため未処理となっている。
- (13) 当社は、当期にB株式（売買目的有価証券に該当する。）を35,000,000円で取得し、その後何ら処理していない。なお、B株式の期末における時価は36,800,000円である。
- また、前期以前から保有しているC株式（取引所売買有価証券に該当するが、売買目的有価証券には該当しない。）11,000,000円は、期末における時価が5,000,000円まで下落しており、価額の回復は見込まれない。
- (14) 売掛金のうちD社に対する5,400,000円（期限は翌期の4月末日である。）は、54,000ドルを取引時の為替レート、1ドル=100円で計上したものであるが、当期末における為替レートは、1ドル=103円である。なお、期末時換算法を選定・届出している。
- また、当期の1月1日に2年後に一括返済の約定で100,000ドルの貸付け（取引発生時の為替レートは1ドル=101円である。）を行い、取引発生前に為替予約を1ドル=97円で付し、円換算額を確定させ、下記の処理を行っている。なお、締結日にその旨を帳簿書類に記載しており、前払費用については、長期と短期の区分は不要である。
- | | | | | |
|-------|------------|---|------|-------------|
| 長期貸付金 | 9,700,000円 | / | 現金預金 | 10,100,000円 |
| 為替差損 | 400,000円 | | | |
- (15) 得意先E社は当期に会社更生法の更生計画の認可決定があり、同社に対する売掛金900,000円の50%が切り捨てられることとなったが未処理である。
- (16) 得意先F社に対して売掛金2,300,000円を有しているが、F社は資産状況が著しく悪化し、売掛金の全額が回収不能であることが明らかである。当社は何ら処理していない。
- (17) 機械装置について、当期の5月に支出し、修繕費として計上した800,000円は資本的支出に該当するものであり、当該資本的支出に係る定額法償却率は0.084である。
- (18) 器具備品を当期の4月からリースし、事業の用に供しているが、当該リースは所有権移転外リース取引以外のリース取引に該当する（月額70,000円、リース期間5年、耐用年数6年、耐用年数6年の定額法償却率0.167）。なお、リース料として当期分の840,000円を費用処理している。

問題13 決算修正（2）（シートあり）

基礎
-15分-

内国法人であるT A株式会社（以下、当社という。）は、電気製品の製造業を営む非同族会社である。

次の【資料】に基づき、各設問に答えなさい。なお、解答にあたっては次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 決算処理が可能な事項は適宜の科目名を用いて決算修正仕訳を行い、決算書の原案を修正する。
- (2) 税法上、評価額、損金算入限度額等が定められている事項については、特に指示があるものを除き、その定められているところによって計算した金額を計上するものとする。
- (3) 当期においても青色申告書を提出し、かつ、必要な申告の記載等の手続きは適法に行うものとする。
- (4) 当社の期末資本金等の額は110,000,000円（うち、資本金の額110,000,000円）である。
- (5) 解答にあたって補足すべき事項がある場合には、それを明記して解答するものとする。

資料1 減価償却に関する事項

- (1) 減価償却の方法として選定し届け出た方法は、旧定額法又は定額法である。
- (2) 減価償却資産に関する資料は次のとおりであり、当期の減価償却費はまだ計上されていない。

区 分	取得価額	期首帳簿価額	耐用年数	定額法償却率
A 建 物	35,000,000円	33,921,000円	35年	0.029
B 機械装置	10,000,000円	——円	13年	0.077
C 器具備品	4,000,000円	——円	5年	0.200

- (注) 1 A建物は、平成27年4月5日に取得し、直ちに事業の用に供したものであるが、繰越償却超過額が64,000円ある。なお、翌期に繰り越す金額がないように処理すること。
- 2 B機械装置は、平成28年10月20日に取得し、直ちに事業の用に供したものである。
- 3 C器具備品は、平成29年1月15日に取得し、直ちに事業の用に供したものであるが、当該器具備品の取得に当たり据付費用500,000円が雑費に計上されている。

問1 減価償却費に係る決算修正仕訳及び別表4の申告調整を示しなさい。

資料2 交際費等に関する事項

(1) 当期に損金経理した交際費勘定の金額は10,280,000円であり、そのうちには次のものが含まれている。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| ① 来客との商談、打合せにおいて要した昼食程度の食事代 | 50,000円 |
| ② 前期仮払交際費の当期消却額 | 100,000円 |
| ③ 得意先を接待した際の飲食費で1人当たり5,000円超のもの | 3,250,000円 |

(2) 仮払金勘定の500,000円は、得意先への中元歳暮費用200,000円、及び役員に対して臨時に支給した渡切小切手で精算を要しないもの300,000円である。

問2 交際費及び役員給与に係る決算修正仕訳及び別表4の申告調整を示しなさい。

資料3 租税公課に関する事項

(1) 当期に納付した租税公課のうち、当期分中間法人税（地方法人税を含む。以下同じ。）5,400,000円、中間住民税1,080,000円及び中間事業税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）1,552,500円は法人税等に計上している。

(2) 前期分確定法人税10,800,000円、確定住民税2,160,000円及び確定事業税3,245,000円は前期に繰り入れた未払法人税等を取崩して納付しており、当期分の未払法人税等の計上はされていない。

(3) 当期における未払法人税等の計上は18,000,000円とする。

(4) 源泉所得税及び復興特別所得税102,100円は租税公課に計上している（資料4参照）。

(5) 当期に取得した土地について支払った不動産取得税600,000円は、土地勘定に計上している。

問3 租税公課に係る決算修正仕訳及び別表4の申告調整を示しなさい。

資料4 受取配当金及び寄附金に関する事項

(1) 受取配当金には、当期中に收受した甲株式（3年前より有しており、その他株式等に該当する。）に係る剰余金の配当500,000円（源泉所得税及び復興特別所得税102,100円控除前の金額）が含まれている。

(2) 寄附金には、国等に対する寄附金が300,000円、一般の寄附金が2,400,000円含まれている。

(3) 決算書原案の修正と申告調整を行ったところ、申告書別表4の仮計欄の総額は48,251,000円となった。

問4 受取配当金、寄附金に係る決算修正仕訳及び別表4の申告調整を示しなさい。

問題14 決算修正・総合問題（1）（シートあり）**基礎**

- 50分 -

甲株式会社（以下、「当社」という。）は、製造業を営む内国法人である。当社の当期の決算にあたり試算をした損益の状況は、答案用紙の「残高試算表」欄に示すとおりであるが、その中には必要な決算整理がまだ行われていない事項も含まれており、決算整理及び法人税の申告等に必要な資料は下記のとおりである。

これにより、答案用紙の損益計算書を完成させるとともに、課税標準である所得の金額及び確定申告により納付すべき法人税額を計算しなさい（計算過程を答案用紙所定の欄に示すこと。）。

なお、解答にあたっては、次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 決算処理が可能な事項はすべて確定決算に織り込むものとし、かつ、税法上評価額、損金算入限度額等が定められている事項については、特に指示があるものを除き、その定められているところに従って計算した金額を計上するものとする。
- (2) 税法上その計算方法が二つ以上定められている事項については、特に下記に明示されているものを除き、当期の法人税額が最も少なくなる方法によって計算するものとする。
- (3) 当社は、青色申告書提出の承認を受けており、当期においても引き続き青色申告書を提出するものとする。また、必要な申告の記載等の手続はすべて適法に行うものとする。
- (4) 解答にあたって補足すべき事項がある場合には、その事項を明記して解答するものとする。

<資料>**1 資本構成に関する事項**

当社は同族会社であり、所有割合は非同族会社であるA株式会社30%、代表取締役社長20%、専務取締役10%、常務取締役5%で、残りは持株割合1%未満の少数株主である。

2 長期割賦販売等に関する事項

当社は、当期より通常の販売業務の他に割賦販売業務を開始しており、当期中の法人税法第63条に規定する長期割賦販売等に係る資料は次のとおりである。

- (1) 当期における割賦販売の売上高は64,500,000円であり、その全額が「割賦売上高」として収益に計上されている。
- (2) (1)の割賦売上高に係る原価の額は45,200,000円であり、その全額が「売上原価」として費用に計上されている。
- (3) (1)の割賦販売については、支払期日到来前に頭金として4,500,000円の支払を受け、賦払金として毎月2,000,000円の支払を受けることとなっている。

なお、当期中に支払期日が到来した賦払金額は14,000,000円であり、そのうち2,000,000円はまだ入金されていない。また、翌期以降に支払期日が到来する賦払金のうち当期中に入金された金額が850,000円ある。

- (4) 当社は当期の損益とすべき金額に係る販売対価の額及び販売原価の額をそれぞれ「割賦売上高」及び「売上原価」として計上する方法によるものとする。

3 受取配当等に関する事項

- (1) 当期中に収受した配当等は次のとおりであり、配当等の額をその他の収益に、源泉徴収税額を諸費用に計上している。

銘柄等	配当等の額	源泉徴収税額	計算期間
B株式期末配当	3,160,000円	645,272円	平28. 1. 1～平28.12.31
C株式期末配当	430,000	87,806	平27.11. 1～平28.10.31
D株式期末配当	280,000	外 28,000	2016. 1. 1～2016.12.31
E銀行預金利子	698,000	106,898	
合計	4,568,000円	867,976円	—————

- ① 期末配当は、定時株主総会の決議による配当であり、上記表中の計算期間の終了の日をそれぞれ基準日としている。
- ② B株式は平成27年12月1日、C株式は平成28年9月9日にそれぞれ取得している。
- ③ D株式の発行法人であるD株式会社は外国法人であり、源泉徴収税額は現地で徴収された外国法人税の額である。当社はD株式会社の発行済株式総数の1%を有している。

- (2) B株式及びC株式は、その他株式等に該当する。

4 債権等に関する事項

- (1) 「残高試算表」の売掛金勘定のうちにはF商店に対するもの4,500,000円があるが、取引開始の際、F商店から営業保証金1,500,000円を受け入れており、この他、同商店に対する支払手形が2,882,100円ある。
- (2) 「残高試算表」の受取手形勘定のほか、手形割引高の注記が当期末において82,300,000円あるが、すべて売掛金の回収のために取得した手形の割引高である。
- (3) 「残高試算表」のその他の資産の額のうちには、次に掲げる金額が含まれている。なお、これら以外で一括評価金銭債権に該当するものはない。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 役員に対する短期貸付金 | 36,000,000円 |
| ② 仕入先に対する商品仕入の前渡金 | 1,500,000円 |
| ③ 仕入割戻しに係る未収金 | 700,000円 |

- (4) 基準年度における実質的に債権とみられないものの額の簡便法によるその控除割合は0.0165とする。

- (5) 当期首前3年以内に開始した各事業年度における各期末の一括評価金銭債権の額及び貸倒損失の額の状況は次のとおりである。

事業年度	一括評価金銭債権の額	貸倒損失の額
平25. 4. 1～平26. 3. 31	103,100,000円	1,950,000円
平26. 4. 1～平27. 3. 31	123,800,000	895,000
平27. 4. 1～平28. 3. 31	143,580,000	2,193,000

- (6) 「残高試算表」の一括貸倒引当金勘定の金額は、前期からの繰越額であり、このうちには前期の繰入限度超過額 746,373円が含まれている。

5 買換えに関する事項

- (1) 当社は平成28年5月21日に既成市街地等内に有する土地（平成14年1月取得、帳簿価額8,720,000円）を86,500,000円で譲渡し、譲渡対価と帳簿価額との差額を固定資産売却益としてその他の収益に計上している。当該土地は事務所用建物の敷地として使用していたものであり、譲渡時の契約により事務所用建物は取壊し、取壊直前の帳簿価額6,000,000円（償却超過額200,000円）を雑損失に計上した。なお、この譲渡に際し仲介手数料650,000円を支出し、諸費用に計上した。
- (2) 平成29年1月8日、既成市街地等外に有する土地に次の建物を建設した。

資産	取得価額	事業供用年月日	備考
H建物	85,000,000円	平成29年1月20日	耐用年数 24年

(注) 事業の用に供するにあたり、改良費 1,500,000円を支出しており、その全額を雑損失勘定に計上している。

- (3) 当社は、上記(1)及び(2)に関して、租税特別措置法第65条の7《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定による圧縮記帳の適用を受けたいと考えているが、これについて必要な処理は行われていない。なお、経理の方法は剰余金の処分により積立金を積み立てる方法によるものとし、当期の決算整理において処理するものとする。

6 減価償却に関する事項

- (1) H建物の他、次に掲げる減価償却資産については、減価償却費はまだ計上されていない。

種類等	取得価額	期首帳簿価額	事業供用年月日	耐用年数	注
I 機械装置	9,500,000円	—	平成28年9月7日	8年	1
J 機械装置	2,000,000円	600,000円	平成19年3月以前	10年	2
K 器具備品	89,330円	—	平成28年7月8日	5年	—
L 器具備品	2,080,000円	—	平成28年10月8日	10年	—

- (注) 1. 平成28年8月6日に新品一台を取得したものであり、租税特別措置法42条の6《中小企業等が機械等を取得した場合の特別償却》に規定する特定機械装置等に該当する（特定

生産性向上設備等には該当しない。)。当社は、剰余金の処分により特別償却準備金を積み立てるものとし、当期の決算整理において処理するものとする。

2. 過年度における減価償却超過額 31,151円があるが、翌期に繰り越さないよう処理すること。

3. 減価償却は法定償却方法による。また、上記減価償却資産について取得価額の全額を費用として処理する場合には、諸費用及び雑損失に計上するものとする。

(2) 耐用年数に応ずる償却率等は次のとおりである。

① 旧定額法、旧定率法の償却率表

耐用年数	5年	8年	10年	24年
旧定額法償却率	0.200	0.125	0.100	0.042
旧定率法償却率	0.369	0.250	0.206	0.092

② 定額法、200%定率法の償却率等の表

耐用年数		5年	8年	10年	24年
定額法償却率		0.200	0.125	0.100	0.042
定率法	償却率	0.400	0.250	0.200	0.083
	改定償却率	0.500	0.334	0.250	0.084
	保証率	0.10800	0.07909	0.06552	0.02969

7 租税公課に関する事項

- (1) 「残高試算表」に計上されている納税充当金は当期に損金経理により引当てたものである。
- (2) 期中納付した前期分確定申告法人税額（地方法人税を含む。以下同じ。）16,500,000円、前期分確定申告住民税額 2,900,000円及び前期分確定申告事業税額（地方法人特別税を含む。以下同じ。）3,832,100円については、前期に損金経理した納税充当金の全額を取崩して充当している。
- (3) 当期中に納付した当期分中間申告法人税8,300,000円（うち、地方法人税349,800円）及び当期分中間申告住民税1,320,000円は損金経理したが、当期分中間申告事業税1,750,000円は未納であり、その経理はまだ行っていない。

8 その他の事項

- (1) 当社は、事業遂行の必要性から、当社工場に通じる県道の舗装（耐用年数15年）をM県に要請し、平成28年12月2日にその工事負担金として9,000,000円を支払い、全額を諸費用勘定として処理している。なお、この県道は一般の人々も通行の用に供している。
- (2) 「残高試算表」の諸費用勘定のうちには、期中に退職した役員N氏に対して支給した退職給与15,000,000円が含まれているが、N氏の退職の事情等に照らして相当と認められる金額は12,000,000円である。
- (3) 当社は中小企業者に該当する。

問題15 決算修正・総合問題（2）（シートあり）

基礎
- 40分 -

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、主として製造業を営む年1回3月末決算の法人であり、甲社の当期における法人税の確定申告のために必要な【資料】は次のとおりである。

これらに基づいて、甲社の損益計算書の原案で計上した当期純利益の額を必要に応じて修正し、当期の確定申告に係る別表一（一）（法人税額の計算）、別表四（所得の金額の計算に関する明細書）並びに別表五（一）（利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書）を完成させなさい。なお、計算過程や法的な判定のプロセスは答案用紙の所定の欄に明示することとし、別表四及び別表五（一）の減価償却資産に関する記載は各資産ごとに行うこととする。

（注）法人税の確定申告に当たって必要な申告の記載及び明細書類の添付その他の手続はいずれも適法に行うものとし、選択することができる計算方法が2以上ある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いるものとする。また、下記以外の事項については考慮する必要はない。

【資料】

I 甲社に関して解答に当たり注意すべき事項

- 1 甲社は設立以来、当期まで連続して青色申告書である確定申告書を提出し、当期においても申告期限内に青色申告書により法人税の確定申告を行う予定である。
- 2 損益計算書の作成に当たっては、特に指示があるものを除き、決算処理が可能なものはこれに織り込むものとする。また、これらの調整は原価計算に影響させないものとする。
- 3 甲社は消費税について税込経理方式により処理を行っている。
- 4 税効果会計及び原価差額の調整については考慮する必要はない。
- 5 甲社は設立以来、減価償却資産に関する償却方法の選定の届出をしていない。
- 6 未払法人税等の額は、概算として4,850,000円を計上する。
- 7 甲社の当期末における株主の状況は次のとおりである。

氏名	役職等	所有株式数
A	代表取締役	10,000株
B	常務取締役	2,000株
C	Bの妻	1,200株
D	Bの長男（取締役営業部長）	800株
E	取締役	1,000株
その他の少数株主		10,000株
合計		25,000株

II 甲社の当期の株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計	純資産 合 計
	資 本 金	利 益 準 備 金	利益剰余金			
			その他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	82,500	22,500	234,500	257,000	339,500	339,500
当期変動額						
剰余金の配当			△8,550	△8,550	△8,550	△8,550
当期純利益			()	()	()	()
当期変動額合計			()	()	()	()
当期末残高	82,500	22,500	()	()	()	()

(注1) 表中の記入済の金額には、千円未満の端数はない。

(注2) 剰余金の配当は、平成28年3月31日を基準日とするものである。

(注3) () 書きの部分は各自算出する。

III 所得の金額等の計算に関する事項

1 減価償却資産に関する事項

(1) 当期末に有する減価償却資産のうち、検討を要するものは次のとおりである。なお、甲社が計上した減価償却費については、不足がある場合には償却費の額を追加し、超過がある場合には申告調整で対応すること。また、前期以前の会計処理を修正する必要はない。

① 建物F

建物F（取得価額50,000,000円、期首帳簿価額49,050,000円、法定耐用年数27年、償却超過額はない。）は、平成27年10月10日に取得し事業供用したものである。なお、甲社は当期において1,722,000円の減価償却費を計上している。

② 機械装置H

機械装置H（取得価額3,000,000円、期首帳簿価額2,500,000円、法定耐用年数8年、償却超過額が125,000円ある。）は、平成27年10月1日に取得し事業供用したものである。なお、当期において減価償却費を未計上であり、翌期に繰り越す償却超過額がないようすること。

③ 建物附属設備I

建物附属設備I（取得価額8,000,000円、期首帳簿価額2,800,000円、法定耐用年数15年、償却超過額はない。）は、平成19年3月31日以前に取得し事業供用したものである。なお、当期において減価償却費を500,000円計上している。

④ 器具備品J

器具備品J（取得価額150,000円、法定耐用年数4年）は、平成29年3月28日に取得したも

のであるが減価償却費を計上していない。なお、当期末においてまだ開梱していない。

- (2) (1)のほか、平成28年11月20日に取得し事業の用に供した器具備品K（取得価額98,000円、法定耐用年数4年）があるが、甲社は取得価額の全額を消耗品費に計上している。
- (3) 前期に取得した器具備品L（取得価額180,000円、法定耐用年数8年）を平成28年7月20日に譲渡し、譲渡対価を収益計上している。なお、甲社は前期において取得価額の全額を消耗品費に計上しており、一括償却資産損金算入限度超過額120,000円が繰り越されている。

2 租税公課等に関する事項

当期に納付した租税公課（源泉徴収税額を除く。）は次のとおりである。なお、事業税には地方法人特別税が含まれている。

税 目	金 額	備 考
【前期確定申告】		
法人税及び地方法人税	7,600,000円	(注)
法人住民税	1,520,000円	
法人事業税	2,200,000円	
【当期中間申告】		
法人税及び地方法人税	9,500,000円	(注)
法人住民税	1,900,000円	
法人事業税	2,750,000円	

(注) 当期分法人税等勘定・未払法人税等の総勘定元帳は以下のとおりである。

当期分法人税等 (単位：円)					
年月日	摘 要	相手勘定	借 方	貸 方	残 高
28.11.24	法人税予定申告	普通預金	9,099,700		9,099,700
28.11.24	地方法人税予定申告	普通預金	400,300		9,500,000
28.11.24	住民税予定申告	普通預金	1,900,000		11,400,000
28.11.24	事業税予定申告	普通預金	2,750,000		14,150,000

未払法人税等 (単位：円)					
年月日	摘 要	相手勘定	借 方	貸 方	残 高
28.4.1	前期繰越				11,400,000
28.5.28	法人税	普通預金	7,279,800		4,120,200
28.5.28	地方法人税	普通預金	320,200		3,800,000
28.5.28	法人住民税	普通預金	1,520,000		2,280,000
28.5.28	法人事業税	普通預金	2,200,000		80,000
28.5.28	繰入余剰額	雑収入	80,000		0

3 受取配当等に関する事項

- (1) 当期に収受した配当等は次のとおりであり、甲社は手取額を収益に計上している。なお、いずれの株式も売買目的有価証券には該当しない。

区 分	銘柄等	計算期間	配当等の額	源泉徴収税額等	備 考
剰余金の配当	M 株 式	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日	1,700,000円	347,140円	(注1)
剰余金の配当	N 株 式	自平成27年11月1日 至平成28年10月31日	2,100,000円	428,820円	(注2)

(注1) M株式は、内国法人M社が発行する株式であり、甲社は数年前に3,000株を取得したが、平成27年7月9日に1,000株を追加取得し、その後当期末まで継続して保有している。なお、M株式は関連法人株式等に該当する。

(注2) N株式は、内国法人N社が発行する株式であり、甲社は平成28年6月10日に取得し、その後当期末まで継続して保有している。なお、N株式は非支配目的株式等に該当する。

- (2) 受取配当等の益金不算入額の計算上、関連法人株式等に係る配当等の額につき控除すべき負債利子の額は、154,000円である。

4 経費に関する事項

- (1) 当期において寄附金に計上した金額は次のとおりである。

支出先	金 額	支出日	備 考
国立大学法人	1,000,000円	平成28年3月20日	前期に計上した仮払金を消却した。
日本赤十字社	500,000円	平成28年9月15日	特定公益増進法人等に対する寄附金に該当する。
日本商工会議所	300,000円	平成29年2月14日	一般の寄附金に該当する。

- (2) 当期において交際費等として処理した金額は10,833,000円であり、租税特別措置法61条の4に規定する交際費等に該当するものである。このうち得意先等との飲食費で一人当たり5,000円超のものが4,230,000円含まれている。

このほか、平成29年3月30日に得意先を接待した際の飲食費用80,000円（一人当たりの飲食費は10,000円であり、会議費に該当するものではない。）は当期末において未払いであるため、何ら処理をしていない。

IV その他の参考資料

(1) 減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表 (抜粋)

耐用 年数	定額法	定率法 (200%)			旧定額法	旧定率法
	償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	償却率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499	0.250	0.438
5年	0.200	0.400	0.500	0.10800	0.200	0.369
7年	0.143	0.286	0.334	0.08680	0.142	0.280
8年	0.125	0.250	0.334	0.07909	0.125	0.250
10年	0.100	0.200	0.250	0.06552	0.100	0.206
12年	0.084	0.167	0.200	0.05566	0.083	0.175
15年	0.067	0.133	0.143	0.04565	0.066	0.142
27年	0.038	0.074	0.077	0.02624	0.037	0.082

(2) 当期確定申告分地方法人税額は、145,000円とする。

解答編



減	法人税等未払金支出事業税等	16,356,500
	減価償却超過額認容	
	（製品保管用倉庫）	75,000
	（事務所用建物）	385,500
	受取配当等の益金不算入額	171,250
	外国子会社配当の益金不算入額	285,000
	未払交際費認定損	154,000
仮払寄附金認定損	500,000	
算	小計	17,927,250
	仮計	182,847,147

<p>【受取配当等の益金不算入】</p> <p>(1) 配当等の額</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>① その他 $280,000 - 37,500 = 242,500$</p> <p>② 非支配 250,000</p> <p style="text-align: center;">※ $75,000株 \times \frac{40,000株}{100,000株 + 40,000株}$</p> <p style="text-align: center;">$\times \frac{140,000株}{140,000株 + 20,000株} = 18,750株$</p> <p style="text-align: center;">$280,000 \times \frac{18,750株}{140,000株} = 37,500$</p> <p>(2) 益金不算入額</p> <p>$242,500 \times 50\% + 250,000 \times 20\% = 171,250$</p>
<p>【法人税額控除所得税額等】</p> <p>(1) 株式出資（A社株式）</p> <p>① 個別法</p> <p style="text-align: center;">$57,176 \times \frac{100,000株}{140,000株}$</p> <p style="text-align: center;">$+ 57,176 \times \frac{40,000株}{140,000株} \times \frac{1}{12} (0.084) = 42,212$</p> <p>② 簡便法</p> <p style="text-align: center;">$57,176 \times \frac{100,000株 + (140,000株 - 100,000株) \times \frac{1}{2}}{140,000株}$</p> <p style="text-align: center;">$(0.858) = 49,057$</p> <p>③ ① < ② ∴ 49,057</p> <p>(2) 受益権（C証券投資信託）</p> <p>38,287</p> <p>(3) その他（D銀行預金）</p> <p>300,174</p> <p>(4) (1) + (2) + (3) = 387,518</p>
<p>【外国子会社】</p> <p>$300,000 - 3000,000 \times 5\% = 285,000$</p>

寄附金の損金不算入額	10,684,706	【交際費等の損金不算入】 (1) 支出交際費等 使途秘匿金 見本品 カレンダ 12,267,950-3,129,500-360,000-380,000 未払 +154,000=8,552,450 (2) 損金不算入額 ※ 8,552,450-8,000,000=552,450 ※ (4,560,000+154,000) × 50% < 8,000,000 × $\frac{12}{12}$ ∴ 8,000,000
法人税額控除所得税額等	387,518	
合 計	193,919,371	【繰延資産】 (1) 加入金 (同業者団体) 150,000 < 200,000 ∴ 是認 (2) 会館建設負担金 ① 償却期間 $50年 \times \frac{7}{10} = 35年 > 10年 \quad \therefore 10年$ ② 償却超過額 $1,000,000 - 1,000,000 \times \frac{7}{10 \times 12} = 941,667$
差 引 計	193,919,371	
		【寄附金】 (1) 支出寄附金の額 ① 指定等 1,100,000+500,000=1,600,000 ② その他 2,000,000+(20,000,000-10,000,000) =12,000,000 ③ ①+②=13,600,000 (2) 損金算入限度額 $\{140,000,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (182,847,147$ $+13,600,000) \times \frac{2.5}{100}\} \times \frac{1}{4} = 1,315,294$ (3) 損金不算入額 指定等 13,600,000-1,600,000-1,315,294 =10,684,706
総 計	193,919,371	
所 得 金 額	193,919,371	

【別表1】

区 分		金 額	計 算 過 程 (単位:円)
所 得 金 額		193,919,371円	【その他】 使途秘匿金 3,129,000 (千円未満切捨) × 40% = 1,251,600
同 上 の 内 訳	年 800 万 円 相 当 額 (千 円 未 満 切 捨)	① 8,000,000	
	年 800 万 円 超 過 額 (千 円 未 満 切 捨)	② 185,919,000	
税 額	①×15%	1,200,000	
	②×23.9%	44,434,641	
	法 人 税 額	45,634,641	
差 引 法 人 税 額		45,634,641	
法 人 税 額 計		1,251,600 45,634,641	
控 除 所 得 税 額		387,518	
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)		46,498,700	
中 間 申 告 分 法 人 税 額		30,651,400	
差 引 確 定 法 人 税 額		15,847,300	

【解答への道】

1 保険差益

消防費及び焼跡整理費用については、共通経費として按分が必要となるが、倉庫の取壊費用は按分しない。

2 使途秘匿金

相当の理由なく相手方の氏名等が帳簿に記載されていない支出は、使途秘匿金とされる。

別表4では、千円未満切捨てせずに全額加算すればよい。一方、別表1では、千円未満切捨後の金額に40%を乗じた金額を、「法人税額計」に外書で記載する。

3 寄附金

低額譲渡の場合、時価と対価の差額が寄附金となる。帳簿価額は、計算上使用しない。

問題 2 総合問題・基礎の確認 (2)

1 所得金額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位:円)	
当期利益又は当期欠損の額	51,314,000円	(留保金課税の判定)	
加	損金経理納税充当金	29,950,000	(1) 期末資本金1億円超
	損金経理法人税等	8,500,000	(2) 被支配会社でない法人を除いて判定
	損金経理住民税	2,655,500	① Sグループ 150,000株+20,000株=170,000株
	減価償却超過額		② $\frac{170,000\text{株}}{300,000\text{株}} = 56.6\cdots\% > 50\%$
	(M機械装置)	18,750	∴ 特定同族会社、留保金課税あり
	(N機械装置)	137,500	(受取配当等の益金不算入)
	一括貸倒引当金否認	339,000	$(300,000+950,000)-47,500=1,202,500$
	R土地圧縮超過額	900,000	(法人税額控除所得税等)
	(R土地計上もれ)		(1) 株式出資 (所有期間から明らかに個別法有利)
	交際費等の損金不算入額	700,000	$61,260+193,990 \times \frac{8}{12} (0.667) = 190,651$
算		(2) その他 245,040	
		(3) (1)+(2)=435,691	
		(控除対象外国法人税額)	
		配当分	
		$120,000 < 1,200,000 \times 35\% \quad \therefore 120,000$	
		(減価償却)	
		(1) 事務所用建物	
		$995,000 - 50,000,000 \times 0.9 \times 0.023$	
		$= \Delta 40,000 < 800,000 \quad \therefore 40,000$ (認容)	
		(2) M機械装置	
	① 償却限度額		
	イ $3,756,000 \times 0.250 = 939,000$		
	ロ $3,756,000 \times 0.07909 = 297,062$		
	ハ $イ \geq ロ \quad \therefore 939,000$		
	ニ $939,000 \times \frac{5}{12} = 391,250$		
	② 償却超過額 $410,000 - 391,250 = 18,750$		
	(3) N機械装置		
	$225,000 - 350,000 \times 0.250 = 137,500$		
小 計	43,200,750		

減	納税充当金支出事業税等	1,650,000	(交 換)
	未納事業税等認定損	150,000	(1) 判 定 $60,000,000 - 48,000,000 = 12,000,000 \leq 60,000,000 \times 20\%$ ∴適用あり
	受取配当等の益金不算入額	1,202,500	(2) 圧縮限度額 $48,000,000 - (30,000,000 + 1,200,000)$ 譲渡簿価 譲渡経費
	事務所用建物減価償却超過額認容	40,000	$\times \frac{48,000,000}{48,000,000 + 12,000,000} = 23,040,000$
	一括貸倒引当金認容	112,000	(3) 圧縮超過額 取得時価 帳簿価額 圧縮限度 $(48,000,000 - 30,000,000) - 23,040,000$ $= \Delta 5,040,000 \rightarrow$ 処理なし
算	小 計	3,154,500	(一括貸倒引当金) 中小法人でないため全額否認
	仮 計	91,360,250	(収用等)
	法人税額控除所得税額等	435,691	(1) 差引補償金等 $40,000,000 - (3,500,000 - 2,000,000) = 38,500,000$
	控除対象外国法人税額	120,000	(2) 差益割合 $\frac{38,500,000 - 15,400,000}{38,500,000} = 0.6$
	合 計	91,915,941	(3) 圧縮基礎取得価額 $38,500,000 < 40,000,000 \quad \therefore 38,500,000$
	差 引 計	91,915,941	(4) 圧縮限度額 $38,500,000 \times 0.6 = 23,100,000$
	総 計	91,915,941	(5) 圧縮超過額 $24,000,000 - 23,100,000 = 900,000$
	所 得 金 額	91,915,941	(交際費等)
			(1) 支出交際費 $1,835,000 - 200,000 - 650,000 = 985,000$ ライター
			(2) 損金不算入 $985,000 - 570,000 \times 50\% = 700,000$

2 法人税額の計算

区 分		金 額	計 算 過 程 (単位:円)
所得金額		91,915,941円	(控除外国税)
内 訳	年800万円相当額 ①	——	(1) 控除対象外国法人税額 120,000
	年800万円超過額 ②	91,915,000	(2) 控除限度額
税 額	①×15%	——	$21,967,685 \times \frac{\text{※}1,200,000}{91,915,941} = 286,797$
	②×23.9%	21,967,685	※ 1,200,000 - 120,000 + 120,000 = 1,200,000 < 91,915,941 × 90% ∴ 1,200,000
法人税額		21,967,685	(3) (1) < (2) ∴ 120,000
差引法人税額		21,967,685	(留保金課税)
課税留保金額に対する税額		0	(1) 当期留保金額 ① 所得等の金額のうち留保した金額 受配 当期末配当 交際費等 91,915,941 + 1,202,500 - (33,000,000 + 700,000) 所得税 外国税 + 435,691 + 120,000 = 58,862,750
法人税額計		21,967,685	② 法人税 所得税 外国税 21,967,685 - 435,691 - 120,000 = 21,411,994
控除所得税額		435,691	③ 地方法人税 966,500
控除外国税額		120,000	④ 住民税 外国税 (21,967,685 - 120,000) × 16.3% = 3,561,172
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)		21,411,900	⑤ ① - ② - ③ - ④ = 32,923,084
中間申告分法人税額		8,141,800	(2) 留保控除額 所得 受配 ① 所得 (91,915,941 + 1,202,500) × 40% = 37,247,376 ② 定額 $20,000,000 \times \frac{12}{12} = 20,000,000$ 前期末配当 ③ 積立金 $150,000,000 \times 25\% - (30,062,000 - 4,500,000)$ = 11,938,000 ④ ① ~ ③ のうち最多 ∴ 37,247,376
差引確定法人税額		13,270,100	(3) 課税留保金額 (千円未満切捨) (1) - (2) < 0 ∴ 0

3 利益積立金額の明細書

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	12,500,000円	円	円	12,500,000円
別 途 積 立 金	3,000,000		1,500,000	4,500,000
事 務 所 用 建 物	800,000	40,000		760,000
一 括 貸 倒 引 当 金	112,000	112,000	339,000	339,000
未 納 事 業 税 等			△ 150,000	△ 150,000
M 機 械 装 置			18,750	18,750
N 機 械 装 置			137,500	137,500
R 土 地			900,000	900,000
繰 越 損 益 金	12,000,000	12,000,000	57,314,000	57,314,000
納 税 充 当 金	9,200,000	9,200,000	29,950,000	29,950,000
未 納 法 人 税 等	未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 △ 6,446,000	△ 14,946,000	中 間 △ 8,500,000	△ 13,878,400
			確 定 △ 13,878,400	
未 納 住 民 税	△ 1,104,000	△ 3,759,500	中 間 △ 2,655,500	△ 2,123,200
			確 定 △ 2,123,200	
差 引 合 計 額	30,062,000	—————	—————	90,267,650

4 資本金等の額の明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金	150,000,000円			150,000,000円
資 本 準 備 金	50,000,000			50,000,000
差 引 合 計 額	200,000,000	—————	—————	200,000,000

【解答への道】

- (1) 留保金課税の適用有無の判定

期末資本金の額1億円超で、1つの株主グループで50%超を所有 ⇨ 特定同族会社に該当

- (2) 留保金課税（積立金基準額）

期末資本金額×25%－（期首利益積立金額－前期末配当等の額）

↓
別表5(一)I①欄 最終値

問題 3 法人税等調整額と租税公課

- (1) 損金経理法人税等 20,500,000円 (加・留)
- (2) 損金経理住民税 4,325,000円 (加・留)
- (3) 損金経理納税充当金 87,543,000円 (加・留)
- (4) 法人税等調整額 11,005,000円 (減・留)
- (5) 納税充当金支出事業税等 5,400,000円 (減・留)
- (6) 法人税額控除所得税額等 382,875円 (加・流)
- (7) 控除対象外国法人税額 200,000円 < 2,000,000円 × 35% ∴ 200,000円 (加・流)

【解答への道】

- (1) 「法人税、住民税及び事業税」の内訳

法人税、住民税及び事業税	118,368,000円	/	現金	30,825,000円…①
			未払法人税等	87,543,000円…②
現金	2,117,125円		受取利息	2,500,000円
法人税、住民税及び事業税	382,875円			…③
現金	1,800,000円		受取配当金	2,000,000円
法人税、住民税及び事業税	200,000円			…④

- ①について ⇨ ①のうち当期中間申告分法人税、住民税を加算する。
- ②について ⇨ 当期確定申告分であり、債務未確定であるため、全額加算する。
- ③④について ⇨ 所得税等、外国税を加算する。

- (2) 法人税等調整額の別表 4 での調整

① 損益計算書上「当期純利益」に加算されている ⇨ (本問) = 損益計算書上「法人税、住民税及び事業税」から控除されている = 損益計算書上「法人税等調整額」に△がついている <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ×××× / <u>法人税等調整額</u> ⇨ 法人税等調整額 (減・留) 「当期純利益」に加算されている </div>
② 損益計算書上「当期純利益」から控除されている = 損益計算書上「法人税、住民税及び事業税」に加算されている = 損益計算書上「法人税等調整額」に△がついていない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <u>法人税等調整額</u> / ×××× ⇨ 法人税等調整額 (加・留) 「当期純利益」から控除されている </div>

(注) 法人税等調整額の税務調整

法人税等調整額の減算・加算の双方の調整が複数あるときは、すべての法人税等調整額を考慮した純額が与えられるので、その与えられた純額を税務調整する。

3 別表5(一)I

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額		
		減	増			
	①	②	③	④		
利 益 準 備 金	35,500,000円	円	円	35,500,000円		
別 途 積 立 金	25,000,000		10,000,000	35,000,000		
本 社 事 務 所 A	1,205,000	1,205,000		0		
特 別 償 却 準 備 金	2,618,000	374,000		2,244,000		
特 別 償 却 準 備 金 積 立	△ 3,850,000	△ 550,000★		△ 3,300,000		
特 別 償 却 準 備 金 積 立 超 過 額	350,000	50,000		300,000		
圧 縮 積 立 金			2,040,000	2,040,000		
圧 縮 積 立 金 積 立			△ 3,000,000◆	△ 3,000,000		
圧 縮 積 立 金 積 立 超 過 額			360,000	360,000		
本 社 建 物 B			21,880	21,880		
繰 延 税 金 資 産	△ 3,729,600	△ 3,633,600	△ 4,370,000	△ 4,466,000		
繰 延 税 金 負 債	1,232,000	176,000	960,000	2,016,000		
繰 越 損 益 金	112,690,000	112,690,000	199,776,400	199,776,400		
納 税 充 当 金	36,900,000	36,900,000	60,834,500	60,834,500		
未 納 法 人 税 等	未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税	△ 22,300,000	△ 34,600,000	中 間	△12,300,000	△ 41,104,300
				確 定	△41,104,300	
	未 納 住 民 税	△ 4,500,000	△ 8,000,000	中 間	△ 3,500,000	△ ——
				確 定	△ ——	
差 引 合 計 額						

【解答への道】

- (1) 税効果会計を適用している場合の積立金方式による圧縮積立金等の積立

① 本来の積立額を一旦減算◆

② 上記①◆ - 積立限度額(通常どおり) = 圧縮積立金積立超過額(加算)

- (2) 税効果会計を適用している場合の積立金方式による圧縮積立金等の取崩

① 本来の取崩額を一旦加算★

② 要取崩額(通常どおり) - 上記①★ = 取崩不足(加算) or 積立超過額認容(減算)

- (3) 繰延税金資産、負債の発生、解消

発生分 ⇨ 別表5(一)I③に記載 解消分 ⇨ 別表5(一)I②に記載

- (4) 法人税等調整額 ⇨ 別表4で調整

問題5 別表5(一)Iの記入

[別表5(一)I]

(単位:円)

区 分	期 首 現 在		当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額	
	利益積立金額		減	増		
	①	②	③	④		
利益準備金	1,000,000			500,000	1,500,000	
別途積立金	3,000,000			1,000,000	4,000,000	
機械装置	190,000	150,000			40,000	
一括貸倒引当金	240,000	240,000		180,000	180,000	
未払交際費	△ 300,000	△ 300,000			0	
建 物				130,000	130,000	
圧縮積立金				22,000,000	22,000,000	
圧縮積立金積立			△	22,000,000	△ 22,000,000	
圧縮積立金超過				2,000,000	2,000,000	
前払交際費				520,000	520,000	
棚卸資産				310,000	310,000	
有価証券				60,000	60,000	
繰越損益金	42,670,000	42,670,000		89,160,000	89,160,000	
納税充当金	16,500,000	16,500,000		20,000,000	20,000,000	
未納法人税等	未納法人税 及び未納地 方法人税	△ 11,000,000	△ 21,000,000	中間	△10,000,000	△ 14,620,500
				確定	△14,620,500	
	未納住民税	△ 2,300,000	△ 4,300,000	中間	△ 2,000,000	△ 2,211,000
				確定	△ 2,211,000	
差引合計額	50,000,000	33,960,000		85,028,500	101,068,500	

【解答への道】

(1) 別表5(一)I記載項目の計算過程

- ① 建物(償却超過) $500,000円 - 370,000円 = 130,000円$
- ② 機械(償却超過認容) $470,000円 - 620,000円 = \triangle 150,000円 < 190,000円 \therefore 150,000円$
- ③ 貸倒引当金(繰入超過) $1,280,000円 - 1,100,000円 = 180,000円$
- ④ 圧縮記帳(圧縮超過) $22,000,000円 - 20,000,000円 = 2,000,000円$
- ⑤ 有価証券(譲渡原価過大) $680,000円 - 620,000円 = 60,000円$

(2) 下記の調整については、別表4のみの調整となる。

① 収用等の所得の特別控除 33,000,000円 (減算・課税外収入)

② 交際費等の損金不算入額 1,780,000円 (加算・社外流出)

イ 10,600,000円 - 300,000円 - 520,000円 = 9,780,000円

ロ 9,780,000円 - ※8,000,000円 = 1,780,000円

※ $5,000,000円 \times 50\% = 2,500,000円 < 8,000,000円 \times \frac{12}{12} \therefore 8,000,000円$

③ 寄附金の損金不算入額 2,000,000円 (加算・社外流出)

10,000,000円 - 8,000,000円 = 2,000,000円

④ 役員給与の損金不算入額 1,000,000円 (加算・社外流出)

⑤ 受取配当等の益金不算入額 500,000円 (減算・課税外収入)

⑥ 法人税額控除所得税額等 102,100円 (加算・社外流出)

⑦ 外国子会社配当等の益金不算入額 380,000円 (減算・課税外収入)

400,000円 - 400,000円 $\times 5\% = 380,000円$

⑧ 外国源泉税の損金不算入額 40,000円 (加算・社外流出)

問題6 別表5(一)Iの読取(1)

【別表4】

区 分		金 額	
当期利益の額		88,611,000円	
加	損金経理納税充当金	26,700,000	
	損金経理法人税等	20,000,000	
	損金経理住民税	5,000,000	
	損金経理延滞税	100,000	
	役員給与の損金不算入	500,000	
	交際費等の損金不算入	540,000	
	特別償却準備金取崩	700,000	
	前期未払交際費否認	200,000	
	器具減価償却超過額	690,000	
	売上計上もれ	2,450,000	
算	未払寄附金否認	800,000	
	小 計	57,680,000	
	減	納税充当金支出事業税等	7,100,000
		受取配当等の益金不算入	360,000
特別償却準備金積立超過額認容		40,000	
機械減価償却超過額認容		220,000	
未払交際費認定損		150,000	
有価証券過大計上		2,500,000	
算	売上原価計上もれ	1,080,000	
	小 計	11,450,000	
仮 計		134,841,000	
法人税額控除所得税額等		51,050	
合 計		134,892,050	
差 引 計		134,892,050	
総 計		134,892,050	
所得金額		134,892,050	

【別表1】参考

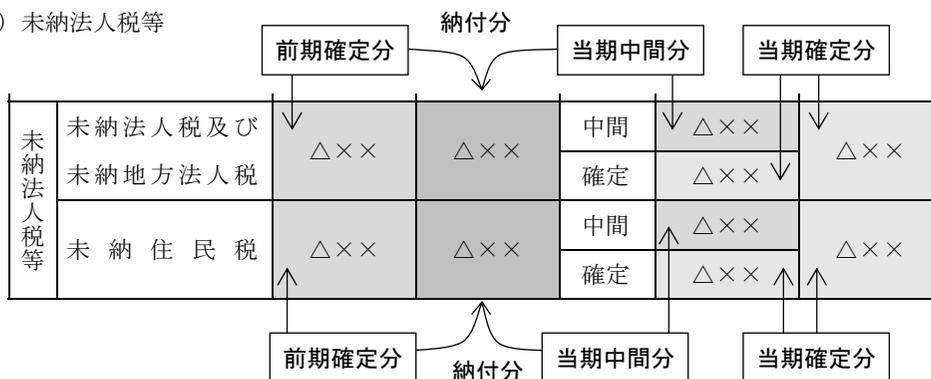
区 分		金 額
所得金額		134,892,050円
同上の内訳	年800万円相当額 (千円未満切捨)	①
	年800万円超過額 (千円未満切捨)	②
税 額	①×15%	—
	②×23.9%	32,239,188
	法人税額	32,239,188
差引法人税額		32,239,188
法人税額計		32,239,188
控除所得税額		51,050
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)		32,188,100
中間申告分法人税額		19,157,100
納付すべき法人税額		13,031,000

※ 中間法人税を19,157,100円、中間地方法人税を842,900円とした場合の金額です。

別表1の金額は、参考の金額となります。

【解答への道】

- (1) 別表5(一) I ③欄 ⇨ 別表4 加算留保 (当期発生分)
- (2) 別表5(一) I ③欄△ ⇨ 別表4 減算留保 (当期発生分)
- (3) 別表5(一) I ②欄 ⇨ 別表4 減算留保 (前期以前発生分の消却)
- (4) 別表5(一) I ②欄△ ⇨ 別表4 加算留保 (前期以前発生分の消却)
- (5) 未納法人税等



問題7 別表5(一) I の読取 (2)

- (問1) ①、②、③ ※ ④の調整 ⇨ 「増」の欄に△3,000,000円で記載される。
- (問2) ①、③ ※ ②の調整 ⇨ 「増」の欄に△2,000,000円で記載される。
- (問3) ①、③、④ ※ ②の調整 ⇨ 「増」の欄に△1,800,000円で記載される。
- (問4) ③ ※ ①②の調整 ⇨ 「増」の欄に5,000,000円で記載される。
- (問5) ③ ※ ①②の調整 ⇨ 「増」の欄に△700,000円で記載される。
- (問6) ②、③ ※ ①の調整 ⇨ 「増」の欄に900,000円で記載される。
- (問7) ② ※ ①の調整 ⇨ 「増」の欄に1,100,000円で記載される。
③の調整 ⇨ 「増」の欄に「前払費用」1,100,000円で記載される。
- (問8) ①、③ ※ ②の調整 ⇨ 「増」の欄に850,000円で記載される。

【解答への道】

別表5(一) I の記載から別表4での加算減算の判定ができるため、別表4での具体的な調整の推定が可能である。

問題 8 別表 5 (一) I ①欄の記入

[別表 5 (一) I]

(単位：円)

区 分	期 首 現 在		当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在	
	利 益 積 立 金 額		減	増	利 益 積 立 金 額	
	①	②	③	④		
利 益 準 備 金	4,640,000	0	260,000	4,900,000		
別 途 積 立 金	6,000,000	0	1,000,000	7,000,000		
土 地	2,000,000	0	0	2,000,000		
建 物	370,000	0	230,000	600,000		
機 械 装 置	870,000	330,000	0	540,000		
売 掛 金	1,800,000	1,800,000	2,400,000	2,400,000		
一括貸倒引当金	720,000	720,000	810,000	810,000		
退職給付引当金	25,020,000	1,190,000	1,670,000	25,500,000		
棚 卸 資 産	△ 908,000	△ 908,000	0	0		
未 払 交 際 費	△ 660,000	△ 660,000	0	0		
未収還付法人税等	800,000	800,000	350,000	350,000		
未収還付住民税	160,000	160,000	70,000	70,000		
繰 越 損 益 金	59,880,000	59,880,000	96,220,000	96,220,000		
納 税 充 当 金	8,150,000	8,150,000	0	0		
未納法人税等	未納法人税及び未納地方人税	△ 5,100,000	△ 9,700,000	中間確定	△ 4,600,000	△ 0
					△ 0	
	未納住民税	△ 1,050,000	△ 1,970,000	中間確定	△ 920,000	△ 0
					△ 0	
差 引 合 計 額						

問題 9 別表 5 (一) I ・未収還付法人税等

(問 1)

【別表 4】

区 分		金 額	
当期欠損の額		△99,418,900円	
加算	損金経理法人税等	85,720,000	← 留保
	損金経理住民税	14,829,500	← 留保
減算			
仮 計		1,130,600	
法人税額控除所得税額等		1,869,400	← 社外流出
合計・差引計・総計		3,000,000	
所得金額		3,000,000	

【別表 5 (一) I】

(単位：円)

区 分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額	
		減	増		
		①	②		③
未収還付法人税等	——		85,720,000	85,720,000	
未収還付住民税	——		14,829,500	14,829,500	
納税充当金	——	——	0	0	
未納法人税等	未納法人税 及び未納地 方法人税	△ ——	△ 85,720,000	中間 △85,720,000	△ 0
				確定 △ 0	
未納法人税等	未納住民税	△ ——	△ 14,829,500	中間 △14,829,500	△ 0
				確定 △ 0	
差引合計額		——	——	——	——

【解答への道】

- (1) 法人税等・住民税の還付金 ⇨ 別表 4 記載なし・別表 5 (一) I 記載あり
- (2) 事業税・所得税の還付金 ⇨ 別表 4 記載なし・別表 5 (一) I 記載なし
- (3) 法人税額控除所得税等 1,869,400円
- | | |
|---------|------------|
| 別表 1 控除 | 717,000円 |
| 還付 | 1,152,400円 |

(問2)

【別表4】

区 分		金 額	
当 期 利 益 金		—— 円	
加 算	損金経理納税充当金	25,000,000	← 留保
減 算	法人税等の還付金	85,720,000	← 留保
	住民税の還付金	14,829,500	← 留保
	所得税の還付金	1,152,400	← 課税外収入
仮 計		——	
所 得 金 額		——	

【別表5(一) I】

(単位：円)

区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額		
		減	増			
		①	②		③	④
未収還付法人税等	85,720,000	85,720,000		0		
未収還付住民税	14,829,500	14,829,500		0		
納 税 充 当 金	0	0	25,000,000	25,000,000		
未納法人税等	未納法人税 及び未納地 方 法 人 税	△ 0	△ 0	中間	△ 0	△ ——
				確定	△ ——	
未納法人税等	未納住民税	△ 0	△ 0	中間	△ 0	△ ——
				確定	△ ——	
差 引 合 計 額		——	——	——	——	

【解答への道】

- (1) 法人税等・住民税の還付金 ⇨ 別表4記載あり (留保)・別表5(一) I 記載あり
- (2) 事業税の還付金 ⇨ 別表4記載なし・別表5(一) I 記載なし
- (3) 所得税の還付金 ⇨ 別表4記載あり (課税外収入)・別表5(一) I 記載なし

問題10 別表5(一) I・留保金課税

1 別表4

区 分		総 額	処 分		
			留 保	社外流出	
		①	②	③	
当 期 利 益 金		59,500,000 円	49,500,000 円	配当 10,000,000円	その他 —
加 算	特別償却準備金取崩	800,000	800,000		
	損金経理納税充当金	44,355,500	44,355,500		
	損金経理法人税等	13,095,000	13,095,000		
	損金経理住民税	3,344,000	3,344,000		
	損金経理不納付加算税	250,000		250,000	
	役員給与の損金不算入額	1,000,000		1,000,000	
	交際費等の損金不算入額	3,225,750		3,225,750	
	土地圧縮積立金積立超過額	5,000,000	5,000,000		
	機械A減価償却超過額	1,295,000	1,295,000		
	貸倒損失(売掛金)否認	1,600,000	1,600,000		
前期仮払交際費否認	340,000	340,000			
一括貸倒引当金否認	1,965,000	1,965,000			
小 計		76,270,250	71,794,500	4,475,750	
減 算	土地圧縮積立金積立	15,000,000	15,000,000		
	納税充当金支出事業税等	10,044,000	10,044,000		
	特別償却準備金積立超過額認容	160,000	160,000		
	一括貸倒引当金認容	1,100,000	1,100,000		
	仮払寄附金認定損	300,000	300,000		
	受取配当等の益金不算入額	950,000		950,000	
	収用等の所得の特別控除額	4,700,000		4,700,000	
前期未払寄附金認容	1,980,500	1,980,500			
小 計		34,234,500	28,584,500	5,650,000	
仮 計		101,535,750	92,710,000	△ 5,650,000 14,475,750	
寄附金の損金不算入額		700,000		700,000	
法人税額控除所得税額等		1,590,000		1,590,000	
合 計		103,825,750	92,710,000	△ 5,650,000 16,765,750	
差 引 計		103,825,750	92,710,000	△ 5,650,000 16,765,750	
総 計		103,825,750	92,710,000	△ 5,650,000 16,765,750	
所 得 金 額		103,825,750	92,710,000	△ 5,650,000 16,765,750	

2 別表 1

区 分		金 額	計 算 過 程 (単位：円)
所 得 金 額		103,825,750円	(留保金課税)
内 訳	年800万円相当額 ①	—	(1) 当期留保金額
	年800万円超過額 ②	103,825,000	① 所得等の金額のうち留保した金額 留保欄最終値 前期末配当 当期末配当 $92,710,000 + 10,000,000 - 35,940,000 = 66,770,000$
税 額	① × 15%	—	② 法人税額 試験 所得税 $24,814,175 - 1,900,000 - 1,590,000 = 21,324,175$
	② × 23.9%	24,814,175	③ 地方法人税 1,008,216
法 人 税 額		24,814,175	④ 住民税額 $24,814,175 \times 16.3\% = 4,044,710$
試験研究費の特別控除額		1,900,000	⑤ ① - ② - ③ - ④ = 40,392,899
差 引 法 人 税 額		22,914,175	(2) 留保控除額
課税留保金額に対する税額		0	① 所得基準額 受配 収用 $(103,825,750 + 950,000 + 4,700,000) \times 40\%$ $= 43,790,300$
法 人 税 額 計		22,914,175	② 定額基準額 $20,000,000 \times \frac{12}{12} = 20,000,000$
控 除 所 得 税 額		1,590,000	③ 積立金基準額 期首利積 前期末配当 $120,000,000 \times 25\% - (76,884,500 - 10,000,000) < 0$ $\therefore 0$
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)		21,324,100	④ ①から③の最多 $\therefore 43,790,300$
中間申告分法人税額		12,543,200	(3) 課税留保金額 (千円未満切捨) $(1) - (2) < 0 \therefore 0$
差 引 確 定 法 人 税 額		8,780,900	

3 別表5 (一) I

区 分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額		
		減	増			
	①	②	③	④		
利益準備金	8,000,000円	円	1,000,000円	9,000,000円		
別途積立金	2,700,000		3,000,000	5,700,000		
特別償却 準備金	4,000,000	800,000		3,200,000		
特別償却 準備金積立	△ 4,000,000	△ 800,000		△ 3,200,000		
特別償却準備 金積立超過額	800,000	160,000		640,000		
機 械 A	600,000		1,295,000	1,895,000		
仮払交際費	△ 340,000	△ 340,000		0		
一括貸倒引当金	1,100,000	1,100,000	1,965,000	1,965,000		
未払寄附金	1,980,500	1,980,500		0		
土地圧縮 積立金			15,000,000	15,000,000		
土地圧縮 積立金積立			△ 15,000,000	△ 15,000,000		
土地圧縮積立 金積立超過額			5,000,000	5,000,000		
売 掛 金			1,600,000	1,600,000		
仮払寄附金			△ 300,000	△ 300,000		
繰越損益金	52,000,000	52,000,000	83,300,000	83,300,000		
納税充当金	41,922,000	41,922,000	44,355,500	44,355,500		
未納法人税等	未納法人税 及び未納地 方法人税	△ 26,190,000	△ 39,285,000	中間	△13,095,000	△ 9,132,100
				確定	△ 9,132,100	
	未納住民税	△ 5,688,000	△ 9,032,000	中間	△ 3,344,000	△ 1,404,900
				確定	△ 1,404,900	
差引合計額	76,884,500					

未納地方法人税の計算	$8,780,900円 \times 4\% = 351,200円$ (百円未満切捨)
未納住民税の計算	$8,780,900円 \times 16\% = 1,404,900円$ (百円未満切捨)

※ $8,780,900円 + 351,200円 = 9,132,100円$

問題11 資本準備金の資本組入れ等

【別表5(一)Ⅰ】

(単位:円)

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	35,000,000			35,000,000
別 途 積 立 金	30,000,000		10,000,000	40,000,000
繰 越 損 益 金	115,000,000	115,000,000	212,939,000	212,939,000

【別表5(一)Ⅱ】

(単位:円)

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	100,000,000		25,000,000	125,000,000
資 本 準 備 金	50,000,000	25,000,000		25,000,000
自 己 株 式			△ 5,000,000	△ 5,000,000
差 引 合 計 額	150,000,000	25,000,000	20,000,000	★ 145,000,000

1 交際費等の損金不算入額

$$12,750,000円 - 7,600,000円 \times 50\% = 8,950,000円 \text{ (加・流)}$$

↑
寄附金の計算で使用

※交際費は資本金で判定

2 寄附金の損金不算入額

市場取引 ⇨ 対価を資本金等から減算

(1) 支出寄附金の額

- ① 指定等 1,200,000円
- ② 特定 300,000円
- ③ その他 1,000,000円
- ④ ①+②+③=2,500,000円

(2) 損金算入限度額

① 特別損金算入限度額

$$\{ \underset{\star}{145,000,000円} \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + (150,000,000円 + 2,500,000円) \times \frac{6.25}{100} \} \times \frac{1}{2} = 5,037,500円$$

② 一般寄附金の損金算入限度額

$$\{ \underset{\star}{145,000,000円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (150,000,000円 + 2,500,000円) \times \frac{2.5}{100} \} \times \frac{1}{4} = 1,043,750円$$

(3) 損金不算入額

$$2,500,000円 - 1,200,000円 - 300,000円 - 1,043,750円 < 0 \quad \therefore 0$$

$$\star 300,000円 < 5,037,500円 \quad \therefore 300,000円$$

問題12 決算修正（1）

(1) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
減 価 償 却 費	600,000円	建 物	600,000円

【別表 4】

記載なし

【別表 5（一）I】

記載なし

【計算過程】

$12,000,000円 \times 0.050 = 600,000円$

【解答への道】

決算上で限度額相当額を計上すれば、別表 4 での超過額の処理は不要となる。

(2) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
減 価 償 却 費	460,000円	機 械 装 置	460,000円

【別表 4】

区 分		総 額	留 保
加 算			
減 算	機械装置減価償却超過額認容	40,000円	40,000円

【別表 5（一）I】

区 分	①	②	③	④
機 械 装 置	40,000円	40,000円		0円

【計算過程】

- (1) $5,000,000円 \times 0.100 = 500,000円$
 (2) $500,000円 - 40,000円 = 460,000円$

【解答への道】

翌期に繰り越す償却超過額がないように処理する場合

→ 決算上で(償却限度額－繰越償却超過額)の償却費の計上 + 別表4で償却超過額の認容

(3) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
貸倒引当金	1,750,000円	貸倒引当金戻入	1,750,000円
貸倒引当金繰入	1,219,400円	貸倒引当金	1,219,400円

【別表4】

区 分		総 額	留 保
加 算			
減 算	一括貸倒引当金繰入超過額認容	268,000円	268,000円

【別表5(一)I】

区 分	①	②	③	④
一括貸倒引当金	268,000円	268,000円		0円

【計算過程】

$$14,000,000円 \times 0.0871 = 1,219,400円$$

【解答への道】

引当金の処理 ①前期分 決算で前期計上額(会計上の全額)戻入+別表4超過認容

②当期分 決算で繰入限度額の繰入

(4) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
賞与引当金	7,700,000円	賞与引当金戻入	7,700,000円
賞与引当金繰入	8,600,000円	賞与引当金	8,600,000円

【別表4】

区 分		総 額	留 保
加 算	賞与引当金否認	8,600,000円	8,600,000円
減 算	賞与引当金認容	7,700,000円	7,700,000円

【別表5(一)I】

区 分	①	②	③	④
賞与引当金	7,700,000円	7,700,000円	8,600,000円	8,600,000円

【解答への道】

賞与引当金は、法人税法では計上が認められていない引当金であるため、会社が会計上で計上することとしている場合には、会計処理した上、申告調整で否認する。

(5) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
土地圧縮損	12,000,000円	土 地	12,000,000円

【別表4】

記載なし

【別表5(一)I】

記載なし

【計算過程】

12,000,000円 < 15,000,000円 ∴ 12,000,000円

(6) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
繰越利益剰余金	12,000,000円	土地圧縮積立金	12,000,000円

【別表 4】

区 分		総 額	留 保
加 算			
減 算	土地圧縮積立金積立	12,000,000円	12,000,000円

【別表 5 (一) I】

区 分	①	②	③	④
土地圧縮積立金			12,000,000円	12,000,000円
土地圧縮積立金積立			△12,000,000円	△12,000,000円
繰越損益金	——	——	——	——

【計算過程】

$$12,000,000円 < 15,000,000円 \quad \therefore 12,000,000円$$

【解答への道】

剰余金の処分による圧縮積立金・特別償却準備金の積立 ⇨ 別表 4 減算

(7) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
特別償却準備金	700,000円	特別償却準備金取崩	700,000円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

$$3,500,000円 \times \frac{12}{60} = 700,000円 \quad ※ \quad 60 < 6年 \times 12 = 72 \quad \therefore 60$$

(8) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
特別償却準備金	1,200,000円	繰越利益剰余金	1,200,000円

【別表4】

区 分		総 額	留 保
加算	特別償却準備金取崩	1,200,000円	1,200,000円
減算	特別償却準備金積立超過額認容	400,000円	400,000円

【別表5(一)I】

区 分	①	②	③	④
特別償却準備金	6,000,000円	1,200,000円		4,800,000円
特別償却準備金積立	△6,000,000円	△1,200,000円		△4,800,000円
特別償却準備金積立超過額	400,000円	400,000円		0円
繰越損益金	————	————	————	————

【計算過程】

(1)	$(6,000,000円 - 400,000円) \times \frac{12}{84} + 400,000円 = 1,200,000円$	積立超過
	要取崩	
(2)	要取崩 会社取崩 取崩超過 積立超過	$800,000円 - 1,200,000円 = \triangle 400,000円 = 400,000円 \therefore 400,000円減算$

【解答への道】

特別償却準備金について、翌期に繰越す超過額がないように処理する場合

- ① 決算で(要取崩額+積立超過額)の取崩 + 別表4で積立超過額認容
- ② 剰余金の処分による圧縮積立金・特別償却準備金の取崩 ⇨ 別表4加算

(9) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
消 耗 品 費	85,000円	器 具 備 品	85,000円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

85,000円 < 100,000円 かつ、全額供用年度に損金経理では是認

(10) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
消 耗 品 費	150,000円	器 具 備 品	150,000円

【別表 4】

区 分		総 額	留 保
加	一括償却資産損金算入限度超過額	100,000円	100,000円
算			
減			
算			

【別表 5 (一) I】

区 分	①	②	③	④
一 括 償 却 資 産			100,000円	100,000円

【計算過程】

$$150,000円 - 150,000円 \times \frac{12}{36} = 100,000円$$

【解答への道】

少額資産についての会計処理が明示されているため、その処理をした上で申告調整を行う。

(11) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
繰延資産償却費	100,000円	繰延資産	100,000円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

$1,000,000円 \times \frac{12}{10 \times 12} = 100,000円$
$\text{※ } 15年 \times \frac{7}{10} = 10.5年 \rightarrow 10年$

(12) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
交 際 費	250,000円	仮 払 金	250,000円
交 際 費	180,000円	未 払 金	180,000円

【別表 4】

区 分		総 額	留 保
加 算	交際費等の損金不算入額	7,430,000円	
減 算			

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

①	$10,000,000円 + 250,000円 + 180,000円 = 10,430,000円$
②	$10,430,000円 - 6,000,000円 \times 50\% = 7,430,000円$

(13) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
有 価 証 券	1,800,000円	有価証券評価益	1,800,000円
有価証券評価損	6,000,000円	有 価 証 券	6,000,000円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

- (1) 売買目的有価証券の時価評価 $36,800,000円 - 35,000,000円 = 1,800,000円$
- (2) 有価証券の評価換え $11,000,000円 \times 50\% > 5,000,000円$ 、回復見込みなし
 $11,000,000円 - 5,000,000円 = 6,000,000円$

(14) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
売 掛 金	162,000円	為 替 差 益	162,000円
前 払 費 用	350,000円	為 替 差 損	350,000円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

- (1) 売掛金 $54,000ドル \times 103円 - 5,400,000円 = 162,000円$
- (2) 為替予約 $400,000円 - 400,000円 \times \frac{3}{2 \times 12} = 350,000円$

(15) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
貸 倒 損 失	450,000円	売 掛 金	450,000円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

$$900,000円 \times 50\% = 450,000円$$

(16) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
貸 倒 損 失	2,300,000円	売 掛 金	2,300,000円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

記載なし

(17) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
機 械 装 置	800,000円	修 繕 費	800,000円
減 価 償 却 費	61,600円	機 械 装 置	61,600円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

$$800,000円 \times 0.084 \times \frac{11}{12} = 61,600$$

(18) 【会計上の処理】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
器 具 備 品	4,200,000円	リ ー ス 料	840,000円
		リ ー ス 債 務	3,360,000円
減 価 償 却 費	701,400円	器 具 備 品	701,400円

【別表 4】

記載なし

【別表 5 (一) I】

記載なし

【計算過程】

$$(70,000円 \times 12月 \times 5年) \times 0.167 \times \frac{12}{12} = 701,400円$$

問題13 決算修正（2）

問1【計算過程】

(1)	A建物	$35,000,000円 \times 0.029 - 64,000円 = 951,000円$
(2)	B機械	$10,000,000円 \times 0.077 \times \frac{6}{12} = 385,000円$
(3)	C器具	$(4,000,000円 + 500,000円) \times 0.200 \times \frac{3}{12} = 225,000円$

【決算修正仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
減価償却費	951,000円	A 建 物	951,000円
減価償却費	385,000円	B 機 械 装 置	385,000円
C 器 具 備 品	500,000円	雑 費	500,000円
減価償却費	225,000円	C 器 具 備 品	225,000円

【別表4】

区 分		総 額	留 保	社外流出
加 算				
減 算	減価償却超過額認容	64,000円	64,000円	

問2【計算過程】

(交際費)	
(1)	$10,280,000円 - 50,000円 - 100,000円 + 200,000円 = 10,330,000円$
(2)	$10,330,000円 - 3,250,000円 \times 50\% = 8,705,000円$

【決算修正仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
交 際 費	200,000円	仮 払 金	200,000円
役 員 給 与	300,000円	仮 払 金	300,000円

【別表 4】

区 分		総 額	留 保	社外流出
加 算	前期仮払交際費否認	100,000円	100,000円	
	役員給与の損金不算入額	300,000円		300,000円
	交際費等の損金不算入額	8,705,000円		8,705,000円
減 算				

問 3 【計算過程】

--

【決算修正仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
法人税等	18,000,000円	未払法人税等	18,000,000円
租 税 公 課	600,000円	土 地	600,000円

【別表 4】

区 分		総 額	留 保	社外流出
加 算	損金経理法人税等	5,400,000円	5,400,000円	
	損金経理住民税	1,080,000円	1,080,000円	
	損金経理納税充当金	18,000,000円	18,000,000円	
減 算	納税充当金支出事業税等	3,245,000円	3,245,000円	
仮 計 以 下	法人税額控除所得税額等	102,100円		102,100円

問4【計算過程】

(受取配当等)	
$500,000円 \times 50\% = 250,000円$	
(寄附金)	
(1) 支 出	
① 指定等	300,000円
② その他	2,400,000円
③ 合計	2,700,000円
(2) 一般の損金算入限度額	
$\left\{ 110,000,000円 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (2,700,000円 + 48,251,000円) \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4} = 387,193円$	
(3) 損金不算入額	
$2,700,000円 - 300,000円 - 387,193円 = 2,012,807円$	

【決算修正仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額

【別表4】

	区 分	総 額	留 保	社外流出
加 算				
減 算	受取配当等の益金不算入額	250,000円		250,000円
仮 計 以 下	寄附金の損金不算入額	2,012,807円		2,012,807円

【解答への道】

- (1) 決算処理が可能な事項は、決算に織り込むものとする決算方針であるので、まず決算で処理できるものと申告書でしか調整できないものを区別しなければならない。
- (2) 決算処理すべき事項は、①経理要件が付されている決算調整事項と、②一般に公正妥当な会計処理が取られていない場合の処理（例えば収益費用の計上もれ、引当金等の取崩もれ。）である。
- (3) 建物の繰越償却超過額は、別表4で認容減算することにより翌期への繰越額がなくなるので、繰越償却超過額に相当する償却不足額が生ずるように限度額を計算する。

問題14 決算修正・総合問題（1）

精 算 表
(平成28年4月1日～平成29年3月31日) (単位：円)

勘定科目	残高試算表		整理記入		損益計算書	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
現金預金	44,656,280					
受取手形	75,000,000					
売掛金	98,400,000			45,150,000		
繰越商品	38,390,000		31,640,000			
有価証券	54,020,000					
減価償却資産	97,403,530		{ 1,500,000	{ 312,438 1,385,416 98,866 208,000 89,330		
繰延資産			9,000,000	500,000		
その他の資産	138,309,286					
諸負債		117,351,662		1,750,000		
一括貸倒引当金		3,600,000	3,600,000	3,783,384		
納税充当金		27,000,000				
資本金		100,000,000				
諸積立金		37,140,000				
建物圧縮積立金				56,744,000		
特別償却準備金				2,850,000		
繰越利益剰余金		122,550,000	{ 56,744,000 2,850,000			
売上高		159,200,000				159,200,000
割賦売上高		64,500,000	45,150,000			19,350,000
その他の収益		130,721,154				130,721,154
売上原価	103,400,000			31,640,000	71,760,000	
諸費用及び雑損失	112,483,720		{ 89,330 1,750,000	{ 1,500,000 9,000,000	103,823,050	
一括貸倒引当金繰入			3,783,384		3,783,384	
一括貸倒引当金戻入				3,600,000		3,600,000
減価償却費						
（建物）			312,438		312,438	
（I機械装置）			1,385,416		1,385,416	
（J機械装置）			98,866		98,866	
（器具備品）			208,000		208,000	
繰延資産償却費			500,000		500,000	
当期利益金					131,000,000	
合 計	762,062,816	762,062,816	—	—	312,871,154	312,871,154

長期割賦販売等	(1) 割賦収益 ① 割賦売上高 $4,500,000 + 14,000,000 + 850,000 = 19,350,000$ ② 修正 $64,500,000 - 19,350,000 = 45,150,000$ (2) 割賦費用 ① 売上原価 $45,200,000 \times \frac{19,350,000}{64,500,000} = 13,560,000$ ② 修正 $45,200,000 - 13,560,000 = 31,640,000$											
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">割賦売上高</td> <td style="width: 20%;">45,150,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 30%;">売掛金</td> <td style="width: 10%;">45,150,000</td> </tr> <tr> <td>繰越商品</td> <td>31,640,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>売上原価</td> <td>31,640,000</td> </tr> </table>	割賦売上高	45,150,000	/	売掛金	45,150,000	繰越商品	31,640,000	/	売上原価	31,640,000	
割賦売上高	45,150,000	/	売掛金	45,150,000								
繰越商品	31,640,000	/	売上原価	31,640,000								
一括貸倒引当金	(1) 貸倒実績率による限度額 ① 一括評価金銭債権 $75,000,000 + 98,400,000 - 45,150,000 + 31,640,000 + 82,300,000 + 36,000,000 = 278,190,000$ ② 貸倒実績率 $\frac{(1,950,000 + 895,000 + 2,193,000) \times \frac{12}{36}}{(103,100,000 + 123,800,000 + 143,580,000) \div 3} = 0.01359 \rightarrow 0.0136$ (小数点以下4位未満切上) ③ 繰入限度額 $278,190,000 \times 0.0136 = 3,783,384$ (2) 法定繰入率による限度額 ① 一括評価金銭債権 278,190,000 ② 実質的に債権とみられないものの額 イ 原則法 $4,500,000 > 1,500,000 + 2,882,100 = 4,382,100 \quad \therefore 4,382,100$ ロ 簡便法 ① $\times 0.016 = 4,451,040$ ハ $イ < ロ \quad \therefore 4,382,100$ ③ $(278,190,000 - 4,382,100) \times \frac{8}{1,000} = 2,190,463$ (3) 一括貸倒引当金繰入限度額 (1) $>$ (2) $\therefore 3,783,384$											
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">一括貸倒引当金繰入</td> <td style="width: 20%;">3,783,384</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 30%;">一括貸倒引当金</td> <td style="width: 10%;">3,783,384</td> </tr> <tr> <td>一括貸倒引当金</td> <td>3,600,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>一括貸倒引当金戻入</td> <td>3,600,000</td> </tr> </table>	一括貸倒引当金繰入	3,783,384	/	一括貸倒引当金	3,783,384	一括貸倒引当金	3,600,000	/	一括貸倒引当金戻入	3,600,000	
一括貸倒引当金繰入	3,783,384	/	一括貸倒引当金	3,783,384								
一括貸倒引当金	3,600,000	/	一括貸倒引当金戻入	3,600,000								

買 換 え	<p>(1) 差益割合</p> $\frac{86,500,000 - (8,720,000 + 6,000,000 + 200,000 + 650,000)}{86,500,000} = 0.82$ <p>(2) 圧縮基礎取得価額</p> <p>H建物 $86,500,000 \geq 85,000,000 + 1,500,000 = 86,500,000 \quad \therefore 86,500,000$</p> <p>(3) 圧縮限度額</p> $86,500,000 \times 0.82 \times 80\% = 56,744,000$																														
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">減価償却資産</td> <td style="width: 15%;">1,500,000</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 30%;">雑損失</td> <td style="width: 15%;">1,500,000</td> </tr> <tr> <td>繰越利益剰余金</td> <td>56,744,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>建物圧縮積立金</td> <td>56,744,000</td> </tr> </table>	減価償却資産	1,500,000	/	雑損失	1,500,000	繰越利益剰余金	56,744,000	/	建物圧縮積立金	56,744,000																				
減価償却資産	1,500,000	/	雑損失	1,500,000																											
繰越利益剰余金	56,744,000	/	建物圧縮積立金	56,744,000																											
減 価 償 却 等	<p>(1) H建物 $(86,500,000 - 56,744,000) \times 0.042 \times \frac{3}{12} = 312,438$</p> <p>(2) I 機械装置</p> <p>① 普通償却</p> <p>イ $9,500,000 \times 0.250 = 2,375,000$</p> <p>ロ $9,500,000 \times 0.07909 = 751,355$</p> <p>ハ $イ \geq ロ \quad \therefore 2,375,000$</p> <p>ニ $2,375,000 \times \frac{7}{12} = 1,385,416$</p> <p>② 特別償却準備金 $9,500,000 \times 30\% = 2,850,000$</p> <p>(3) J 機械装置 $(600,000 + 31,151) \times 0.206 - 31,151 = 98,866$</p> <p>(4) K 器具備品 $89,330 < 100,000 \quad \therefore$ 少額の減価償却資産に該当</p> <p>(5) L 器具備品</p> <p>① $2,080,000 \times 0.200 = 416,000$</p> <p>② $2,080,000 \times 0.06552 = 136,281$</p> <p>③ $① \geq ② \quad \therefore 416,000$</p> <p>④ $416,000 \times \frac{6}{12} = 208,000$</p>																														
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">建物減価償却費</td> <td style="width: 15%;">312,438</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">/</td> <td style="width: 30%;">減価償却資産</td> <td style="width: 15%;">312,438</td> </tr> <tr> <td>I 機械装置減価償却費</td> <td>1,385,416</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>減価償却資産</td> <td>1,385,416</td> </tr> <tr> <td>J 機械装置減価償却費</td> <td>98,866</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>減価償却資産</td> <td>98,866</td> </tr> <tr> <td>器具備品減価償却費</td> <td>208,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>減価償却資産</td> <td>208,000</td> </tr> <tr> <td>諸費用</td> <td>89,330</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>減価償却資産</td> <td>89,330</td> </tr> <tr> <td>繰越利益剰余金</td> <td>2,850,000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>特別償却準備金</td> <td>2,850,000</td> </tr> </table>	建物減価償却費	312,438	/	減価償却資産	312,438	I 機械装置減価償却費	1,385,416	/	減価償却資産	1,385,416	J 機械装置減価償却費	98,866	/	減価償却資産	98,866	器具備品減価償却費	208,000	/	減価償却資産	208,000	諸費用	89,330	/	減価償却資産	89,330	繰越利益剰余金	2,850,000	/	特別償却準備金	2,850,000
建物減価償却費	312,438	/	減価償却資産	312,438																											
I 機械装置減価償却費	1,385,416	/	減価償却資産	1,385,416																											
J 機械装置減価償却費	98,866	/	減価償却資産	98,866																											
器具備品減価償却費	208,000	/	減価償却資産	208,000																											
諸費用	89,330	/	減価償却資産	89,330																											
繰越利益剰余金	2,850,000	/	特別償却準備金	2,850,000																											

その他	(1) 繰延資産	$9,000,000 \times \frac{4}{\text{※}6\text{年} \times 12} = 500,000 \quad \text{※}15\text{年} \times \frac{4}{10} = 6\text{年}$					
	繰延資産	9,000,000	／ 諸費用 9,000,000				
	繰延資産償却費	500,000	／ 繰延資産 500,000				
	(2) 事業税	<table border="1"> <tr> <td>諸費用（租税公課）</td> <td>1,750,000</td> <td>／</td> <td>諸負債（未払金）</td> <td>1,750,000</td> </tr> </table>		諸費用（租税公課）	1,750,000	／	諸負債（未払金）
諸費用（租税公課）	1,750,000	／	諸負債（未払金）	1,750,000			

【別表4】

区 分		金 額	計 算 過 程 (単位：円)
当期利益金		131,000,000円	(受取配当等の益金不算入額)
加	損金経理納税充当金	27,000,000	(1) 配当等の額
	損金経理法人税等	8,300,000	3,160,000 + 430,000 = 3,590,000
	損金経理住民税	1,320,000	(2) 益金不算入額
	役員給与の損金不算入額	3,000,000	3,590,000 × 50% = 1,795,000
小 計		39,620,000	
減	受取配当等の益金不算入額	1,795,000	(役員退職給与)
	一括貸倒引当金繰入超過額認容	746,373	15,000,000 - 12,000,000 = 3,000,000
	建物減価償却超過額認容	200,000	
	建物圧縮積立金積立	56,744,000	(法人税額控除所得税額等)
	特別償却準備金積立	2,850,000	(1) 株式出資（所有期間から明らかに簡便法有利）
	J機械装置減価償却超過額認容	31,151	$645,272 + 87,806 \times \frac{1}{2} (0.5) = 689,175$
	納税充当金支出事業税等	3,832,100	(2) その他
小 計		66,198,624	106,898
仮 計		104,421,376	(3) (1) + (2) = 796,073
法人税額控除所得税額等		796,073	
控除対象外国法人税額		28,000	(控除対象外国法人税額)
合 計		105,245,449	28,000 < 280,000 × 35% ∴ 28,000
差 引 計		105,245,449	
総 計		105,245,449	
所得金額		105,245,449	

【別表1】

区 分		税率	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
所 得 金 額		%	105,245,449円	(控除外国税額)
税 額 計 算	年 800万円相当額 8,000,000	15	1,200,000	(1) 控除対象外国法人税額 28,000
	年 800万円超過額 97,245,000 (千円未満切捨)	23.9	23,241,555	(2) 控除限度額 $24,441,555 \times \frac{\text{※ } 280,000}{105,245,449} = 65,025$
法 人 税 額			24,441,555	※ 280,000 - 28,000 + 28,000 = 280,000 < 105,245,449 × 90% ∴ 280,000
差 引 法 人 税 額			24,441,555	(3) (1) < (2) ∴ 28,000
法 人 税 額 計			24,441,555	
控 除 所 得 税 額			796,073	
控 除 外 国 税 額			28,000	
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)			23,617,400	
中 間 申 告 分 法 人 税 額			7,950,200	
納 付 税 額			15,667,200	

問題15 決算修正・総合問題（2）

損益計算書（原案）に対する当期純利益の額の修正

（単位：円）

内 容	加減	調 整 額
損益計算書（原案）の「当期純利益」	+	44,131,611
建 物 F 減 価 償 却 費	-	178,000
機 械 装 置 H 減 価 償 却 費	-	531,250
交 際 費 （ 未 払 交 際 費 ）	-	80,000
確定分として計上した未払法人税額	-	4,850,000
修正後の「当期純利益」		38,492,361

法人税申告書別表一（一）（法人税額の計算）

（単位：円）

内 容		金 額
所 得 金 額		54,844,918
法 人 税 額		12,395,716
特 別 控 除 額		
差 引 法 人 税 額		12,395,716
留 保 金	課 税 留 保 金 額	
	同 上 に 対 す る 税 額	
法 人 税 額 計		12,395,716
控 除 税 額		518,157
差引所得に対する法人税額		11,877,500
中間申告分の法人税額		9,099,700
差引確定法人税額		2,777,800

法人税申告書別表四（所得の金額の計算に関する明細書）

（単位：円）

区 分		金 額	区 分		金 額
当期利益の額		38,492,361			
加	損金経理納税充当金	4,850,000	減	減価償却超過額認容 （機械装置H）	125,000
	減価償却超過額 （建物附属設備I）	102,400		一括償却資産損金算入 限度超過額認容	60,000
	損金経理法人税等	9,500,000		納税充当金支出事業税等	2,280,000
	損金経理住民税	1,900,000		受取配当等の益金不算 入額	1,966,000
	前期仮払寄附金否認	1,000,000			
	交際費等の損金不算入額	2,913,000			
算			算	小 計	4,431,000
				仮 計	54,326,761
				法人税額控除所得税額等	518,157
				合 計	54,844,918
				差 引 計	54,844,918
				総 計	54,844,918
	小 計	20,265,400		所 得 金 額	54,844,918

計算又は検討過程(1)

(単位：円)

[同族会社の判定]	
(1) Aグループ	10,000株
(2) Bグループ	2,000株+1,200株+800株=4,000株
(3) Eグループ	1,000株
(4)	$\frac{10,000株+4,000株+1,000株}{25,000株} = 60\% > 50\% \quad \therefore \text{同族会社}$
[特定同族会社の判定]	
(1)	期末資本金の額が1億円以下
(2)	大法人による完全支配関係がない
∴	特定同族会社に該当せず、留保金課税適用なし
[減価償却等]	
(1) 建物F	
① 償却限度額	$50,000,000 \times 0.038 = 1,900,000$
②	$1,722,000 - 1,900,000 = \triangle 178,000$
(2) 機械装置H	
① 償却限度額	
イ	$(2,500,000 + 125,000) \times 0.250 = 656,250$
ロ	$3,000,000 \times 0.07909 = 237,270$
ハ	$イ \geq ロ \quad \therefore 656,250$
②	$656,250 - 125,000 = 531,250$
(3) 建物附属設備I	
① 償却限度額	$2,800,000 \times 0.142 = 397,600$
②	$500,000 - 397,600 = 102,400$
(4) 器具備品J	
	当期末において事業の用に供されていないため、当期償却額はない
(5) 器具備品K	
	事業の用に供した減価償却資産で取得価額が10万円未満のものについて、取得価額相当額を損金経理した場合にはその全額が損金算入されるため、処理なし

[減価償却等]

(6) 器具備品L (一括償却資産)

$$0 - 180,000 \times \frac{12}{36} = \triangle 60,000 < 120,000 \quad \therefore 60,000 \text{ (認容)}$$

[受取配当等]

(1) 配当等の額

① 関連法人株式等

1,700,000

② 非支配目的株式等

2,100,000

(2) 益金不算入額

$$(1,700,000 - 154,000) + 2,100,000 \times 20\% = 1,966,000$$

[所得税]

(1) 個別法

$$347,140 \times \frac{3,000 \text{株}}{4,000 \text{株}} + 347,140 \times \frac{1,000 \text{株}}{4,000 \text{株}} \times \frac{9}{12} \text{ (0.750)}$$

$$+ 428,820 \times \frac{5}{12} \text{ (0.417)} = 504,260$$

(2) 簡便法

$$347,140 \times \frac{3,000 \text{株} + (4,000 \text{株} - 3,000 \text{株}) \times \frac{1}{2}}{4,000 \text{株}} \text{ (0.875)} + 428,820 \times \frac{1}{2} \text{ (0.500)} = 518,157$$

(3) (1) < (2) \therefore 518,157

計算又は検討過程(3)

(単位:円)

[寄附金]	
(1) 支出寄附金の額	
① 特定	500,000
② その他	300,000
③ ①+②	=800,000
(2) 損金算入限度額	
① 特別損金算入限度額	
	$\left\{ 82,500,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + (44,326,761 + 800,000) \times \frac{6.25}{100} \right\} \times \frac{1}{2} = 1,564,898$
② 一般寄附金の損金算入限度額	
	$\left\{ 82,500,000 \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (44,326,761 + 800,000) \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4} = 333,604$
(3) 損金不算入額	
※	
	$800,000 - 500,000 - 333,604 < 0 \quad \therefore 0$
※	$500,000 < 1,564,898 \quad \therefore 500,000$
[交際費]	
(1) 支出交際費等	
	$10,833,000 + 80,000 = 10,913,000$
(2) 損金不算入額	
※	
	$10,913,000 - 8,000,000 = 2,913,000$
※	$(4,230,000\text{円} + 80,000\text{円}) \times 50\% = 2,155,000 < 8,000,000 \times \frac{12}{12} \quad \therefore 8,000,000$
[繰越損益金] (別表5(一))	
	$234,500,000 + (\triangle 8,550,000 + 38,492,361) = 264,442,361$
[法人税額] (別表1)	
(1) 年800万円相当額	
	$8,000,000 (\text{千円未満切捨}) \times 15\% = 1,200,000$
(2) 年800万円超過額	
	$46,844,000 (\text{千円未満切捨}) \times 23.9\% = 11,195,716$
(3) (1) + (2)	$= 12,395,716$

【解答への道】

1 株主資本等変動計算書

「当期純利益」は損益計算書の原案を修正して算出する。

2 減価償却

(1) 機械装置H

翌期に繰り越す繰越償却超過額がないようにする旨の指示があるため、その金額分だけ会計上の償却費を少なく計上する。別表4における償却超過額の認容減算を忘れないようにすること。

(2) 器具備品J

事業の用に供されていないため、減価償却費の損金算入額はない。

(3) 器具備品L

一括償却資産の損金算入は、減価償却ではなく、取得価額の合計額を3年で損金算入する規定であるため、途中で譲渡又は除却等をして資産がなくなったとしても繰越超過額の認容減算をして計算を終わらせるのではなく、計算を続けていくことになる。

3 租税公課

(1) 当期分の確定申告に係る納税充当金を損益計算書の原案から読み取り、別表4・5に転記する。

(2) 前期分の確定申告の際に納税充当金の余剰額を取り崩していることに留意する。

4 所得税額控除

所得税額控除の計算に当たり、株式の保有期間からM株式は個別法が有利となり、N株式は簡便法が有利となるため、それぞれ計算して有利判定を行う。

5 寄附金

前期に仮払金経理をした金額は、前期の寄附金として認識される。前期において「仮払寄附金認定損」として減算・留保しているため、当期の別表4において損金不算入の加算を行う。なお、別表5（一）I①欄の記載にあたり、「△」を付すことに留意する。

6 交際費

当期に接待した際の飲食費は、未払いであったとしても、当期の交際費として認識される。したがって、損益計算書の原案を修正し、当期の交際費として計上する。

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

テーマ2、15

テーマ 2

企業利益と課税所得

2-1 各事業年度の所得の金額の計算の通則

2-1 各事業年度の所得の金額の計算の通則〔ランクA〕

1. 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準（法21）

重要度◎

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

2. 各事業年度の所得の金額（法22①）

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

3. 益金の額（法22②）

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

4. 損金の額（法22③）

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

- (1) その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- (2) (1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- (3) その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

5. 公正妥当な会計処理の基準（法22④）

重要度◎

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

6. 資本等取引の意義（法22⑤、法2十六）

重要度◎

法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

（注）資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。



参考 収益の認識基準

- (1) 棚卸資産の販売（基通2-1-1）
引渡しがあった日
- (2) 請負契約（基通2-1-5）
 - ① 物の引渡しを要する請負
目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日
 - ② 物の引渡しを要しない請負
約した役務の全部を完了した日
- (3) 固定資産の譲渡（基通2-1-14）
 - ① 原則
引渡しのあった日
 - ② 特例
売買契約効力発生の日
- (4) 貸付金利子（基通2-1-24）
 - ① 原則
期間の経過に応じて収益計上（期間対応）
 - ② 特例（支払期日が1年以内の一定期間ごとに到来するもの）
支払期日の属する事業年度（継続適用）

（注）借入金と貸付金とがひも付の場合には、①を適用する。



参考 債務の確定の判定（基通2-2-12）

4. (2)の債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、その事業年度終了の日までに次の要件の全てに該当するものとする。
- (1) その費用に係る債務が成立していること。
 - (2) その債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
 - (3) その金額を合理的に算定することができること。

テーマ2 企業利益と課税所得

(MEMO)

テーマ15

申告・納付等

- 15-1 各事業年度の所得課税（通則等）
- 15-2 各事業年度の所得課税（確定申告等）
- 15-3 各事業年度の所得課税（申告期限の延長）
- 15-4 退職年金等積立金課税
- 15-5 青色申告
- 15-6 更正の請求
- 15-7 更正及び決定

15-1

各事業年度の所得課税（通則等）

〔ランクA〕

1. 課税標準及びその計算

重要度◎

(1) **課税標準**（法21）

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

(2) **各事業年度の所得の金額**（法22①）

内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

(3) **益金の額**（法22②）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

(4) **損金の額**（法22③）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

- ① その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- ② ①のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- ③ その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

(5) **公正妥当な会計処理基準**（法22④）

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

(6) **資本等取引の意義**（法22⑤、法2十六）

法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

（注）資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。

2. 税額の計算 (法66、措法42の3の2)

重要度◎

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に次の税率を乗じて計算した金額とする。

(1) 普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等

23.9%（普通法人のうち期末資本金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の年800万円以下の所得の金額については15%）

ただし、期末に大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人その他一定の普通法人については、15%の税率は適用しない。

(注1) 一般社団法人等とは、公益法人等に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。

(注2) 大法人とは、資本金の額が5億円以上である法人等をいう。

(2) 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等

19%（年800万円以下の所得の金額については15%）



プラスα その他一定の普通法人 (法66⑥)

普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式等の全部をそのうちいずれか一の大法人が有するものとみなした場合においてその大法人とその普通法人との間にその大法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人



留意点 申告・納付 (短縮版)

(1) 中間申告書 (法71①)

内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（適格合併による設立以外の設立事業年度を除く。）が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、中間申告書を提出しなければならない。

(2) 確定申告書 (法74①)

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき、確定申告書を提出しなければならない。

(3) 納付 (法76、77)

(1)、(2)の申告書を提出した内国法人は、申告書に記載した法人税額があるときは、申告書の提出期限までに、その金額を国に納付しなければならない。

15-2

各事業年度の所得課税（確定申告等） [ランクA]

1. 中間申告書

重要度◎

(1) 前期実績による場合（法71①）

内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（適格合併による設立以外の設立事業年度を除く。）が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、次の事項を記載した中間申告書を提出しなければならない。

ただし、①の金額が10万円以下である場合には、中間申告書の提出は要しない。

前事業年度の確定申告に係る法人税額で
 ① その事業年度開始の日以後6月を経過し× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$
 た日の前日までに確定したもの

② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

(2) 仮決算による場合（法72①②）

内国法人である普通法人（法人課税信託の受託法人を除く。）が、その事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなしてその期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、(1)の事項に代えて、その所得金額又は欠損金額等を記載した中間申告書を提出することができる。

ただし、(1)ただし書により中間申告書を提出することを要しない場合又は仮決算により計算される法人税額が(1)①の金額を超える場合は、この限りでない。

なお、この申告書には、貸借対照表、損益計算書その他一定の書類を添付しなければならない。

(3) 中間申告書の提出がない場合（法73）

中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人がその申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、その普通法人については、その提出期限において、税務署長に対し、(1)の申告書の提出があったものとみなす。

2. 確定申告書（法74①）

重要度◎

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき、次の事項を記載した確定申告書を提出しなければならない。

なお、この申告書には、貸借対照表、損益計算書その他一定の書類を添付しなければならない。

- (1) その事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- (2) 法人税額その他一定の事項

3. 納付等（法76～79）

重要度◎

(1) 納付

上記1. 2. の申告書を提出した内国法人は、申告書に記載した法人税額があるときは、申告書の提出期限までにその金額を国に納付しなければならない。

(2) 還付

確定申告書に中間納付額等の控除不足額の記載があるときは、税務署長は、その金額を還付する。



プラスα 残余財産が確定した場合（法74②）

清算中に残余財産が確定した場合には、その残余財産の確定の日の属する事業年度に係る上記2.の「2月以内」とあるのは、1月以内（その翌日から1月以内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで）とする。

15-3 各事業年度の所得課税(申告期限の延長) [ランクB]

1. 国税通則法による場合(国通法11)

重要度◎

税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、申告等をその期限までに行うことができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

2. 災害等によって決算が確定しない場合

重要度◎

(1) 内容(法75①)

確定申告書を提出すべき内国法人が、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、確定申告書を提出期限までに提出することができないと認められる場合には、上記1.の場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

(2) 申請(法75②)

(1)の申請は、その申告書に係る事業年度終了の日の翌日から45日以内に、提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書をもってしなければならない。

(3) 処分(法75④⑤)

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に延長又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日の翌日から2月以内にその処分がなかったときは、延長がされたものとみなす。

3. 会計監査等で決算が確定しない場合

重要度◎

(1) 内容(法75の2①)

確定申告書を提出すべき内国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないこと等により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書を提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その法人の申請に基づき、その各事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)の確定申告書の提出期限を1月間延長することができる。

(2) 申請（法75の2②）

(1)の申請は、その申告書に係る事業年度終了の日までに、提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書をもってしなければならない。

(3) 処分（法75の2⑥）

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に延長又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日の翌日から15日以内にその処分がなかったときは、延長がされたものとみなす。



参考 延長の取消し等

(1) 延長の変更又は取消し（法75の2③④）

税務署長は、上記3.(1)の適用を受けている法人につき、延長理由等が消滅又は変更したと認める場合には、延長の処分を取り消し、又は延長の期間を変更することができる。

この場合には、その法人に対し書面によりその旨を通知する。

(2) 取りやめ（法75の2⑤）

上記3.(1)の適用を受けている法人は、その事業年度以後の各事業年度についてその適用を受けることをやめようとするときは、その事業年度終了の日までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

15-4

退職年金等積立金課税

[ランクC]

1. 課税標準及びその計算 (法83、84①)

重要度◎

- (1) 内国法人に対して課する退職年金等積立金に対する法人税の課税標準は、各事業年度の退職年金等積立金の額とする。
- (2) 退職年金業務等を行う内国法人の各事業年度の退職年金等積立金の額は、その事業年度開始の時点における退職年金等積立金額を12で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。

2. 税額の計算 (法87)

重要度◎

内国法人に対して課する退職年金等積立金に対する法人税の額は、各事業年度の退職年金等積立金の額に1%の税率を乗じて計算した金額とする。

3. 申告・納付

重要度◎

(1) 退職年金等積立金中間申告書 (法88)

退職年金業務等を行う内国法人は、その事業年度が6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、退職年金等積立金中間申告書を提出しなければならない。

(2) 退職年金等積立金確定申告書 (法89)

退職年金業務等を行う内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、退職年金等積立金確定申告書を提出しなければならない。

(3) 納付 (法90、91)

(1)、(2)の申告書を提出した内国法人は、申告書に記載した法人税額があるときは、申告書の提出期限までに、その金額を国に納付しなければならない。

4. 適用停止 (措法68の4)

重要度◎

退職年金業務等を行う法人の一定の期間内に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

(MEMO)

15-5 青色申告

[ランクB]

1. 内容

重要度◎

(1) 青色申告 (法121)

内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、中間申告書、確定申告書等及びこれらに係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

(2) 承認申請 (法122)

その事業年度以後の各事業年度の申告書につき青色申告の承認を受けようとする内国法人は、その事業年度開始の日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(注) 新設法人等の場合の申請書の提出期限は、次のいずれか早い日の前日とする。

- ① 設立等の日以後3月を経過した日
- ② 設立等の日の属する事業年度終了の日

(3) 処分 (法124～125)

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に、承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日(中間申告書を提出すべき法人についてはその事業年度開始の日以後6月を経過する日)までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

(4) 帳簿書類 (法126①)

青色申告法人は、一定の帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。

(5) 承認の取消し (法127①)

青色申告法人につき一定の事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、その事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる。この場合に、その取消しがあったときは、その事業年度開始の日以後に提出した青色申告書(納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。)は、青色申告書以外の申告書とみなす。

(6) 取りやめ (法128)

青色申告法人は、青色申告書の提出をやめようとするときは、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

この場合、その届出書の提出があったときは、その事業年度以後の各事業年度について青色申告の承認はその効力を失うものとする。

2. 青色申告の法人税法上の特典

重要度○

(1) 青色欠損金の繰越控除 (法57)

テーマ12 (欠損金等) 12-1 参照

(2) 青色欠損金の繰戻し還付 (法80)

テーマ12 (欠損金等) 12-3 参照

(3) 青色申告書に係る更正 (法130)

税務署長は、青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類を調査し、その調査によりその課税標準又は欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これをすることができる。

15-6 更正の請求

[ランクC]

1. 国税通則法

重要度◎

(1) 原則（国通法23①）

納税申告書を提出した法人は、次のいずれかの事由に該当する場合には、その申告書に係る法定申告期限から5年（②については9年）以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- ① その申告書に記載した税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告に係る納付すべき税額が過大であるとき
- ② ①の理由により、その申告に係る欠損金額が過少であるとき、又は欠損金額の記載がなかったとき
- ③ ①の理由により、その申告に係る還付金額が過少であるとき、又は還付金額の記載がなかったとき

(2) 後発的事由に基づく特則（国通法23②）

納税申告書を提出した法人又は決定を受けた法人は、次のいずれかの事由に該当する場合には、その事由等が生じた日の翌日から2月以内（納税申告書を提出した法人については(1)の期限後に到来する場合に限る。）に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- ① その申告等に係る税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実がその基礎としたところと異なることが確定したとき
- ② その申告等に係る税額等の計算に当たってその申告等をした者に帰属するものとされていた所得等が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったとき
- ③ その他法定申告期限後に生じた①又は②に類するやむを得ない理由があるとき

2. 法人税法の特例（法80の2）

重要度◎

確定申告書に記載すべき法人税額等につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた内国法人は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その事業年度後の事業年度で決定を受けた事業年度に、次のいずれかに該当する場合には、その提出をした日又はその通知を受けた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- (1) 法人税額が過大となる場合
- (2) 還付金額が過少となる場合

3. 手 続（国通法23③～⑤）

重要度○

- (1) 更正の請求をしようとする法人は、更正の請求をする理由等を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。
- (2) 税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。
- (3) 税務署長は、更正の請求があった場合においても、原則として、その請求に係る納付すべき法人税の徴収を猶予しない。

15-7 更正及び決定

[ランクC]

1. 内容

重要度○

(1) 更正 (国通法24)

税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他その税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、その申告書に係る税額等を更正する。

(2) 決定 (国通法25)

税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる法人がその申告書を提出しなかった場合には、その調査により、その申告書に係る税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りではない。

(3) 再更正 (国通法26)

税務署長は、更正又は決定をした後、その更正又は決定をした税額等が過大又は過少であることを知ったときは、その調査によりその更正又は決定に係る税額等を更正する。

(4) 期間制限 (国通法70)

法人税に係る更正又は決定は、法定申告期限から5年(一定のものは9年)を経過した日以後はすることはできない。

2. 更正又は決定の特例

重要度◎

(1) 仮装経理に基づく過大申告 (法129①)

テーマ14 (税額計算) 14-13参照。

(2) 青色申告書に係る更正 (法130①)

テーマ15 (申告・納付等) 15-5参照。

(3) 推計による更正又は決定 (法131)

税務署長は、法人税につき更正又は決定をする場合には、(2)の場合を除き、財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況等によりその内国法人に係る法人税の課税標準を推計して、これを行うことができる。

(4) 同族会社等の行為計算の否認（法132①）

税務署長は、内国法人である同族会社等の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を計算することができる。

（注）同族会社等に該当するかどうかの判定は、その行為又は計算のあった時の現況による。

(5) 組織再編成に係る行為計算の否認（法132の2）

税務署長は、合併等に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を計算することができる。

- ① 合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人
- ② 合併等により交付された株式を発行した法人（①の法人を除く。）
- ③ ①、②の法人の株主等である法人（①、②の法人を除く。）

(6) 連結法人に係る行為計算の否認（法132の3）

税務署長は、連結法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その連結法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その連結法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を計算することができる。

テーマ15 申告・納付等

(MEMO)

理論テキスト

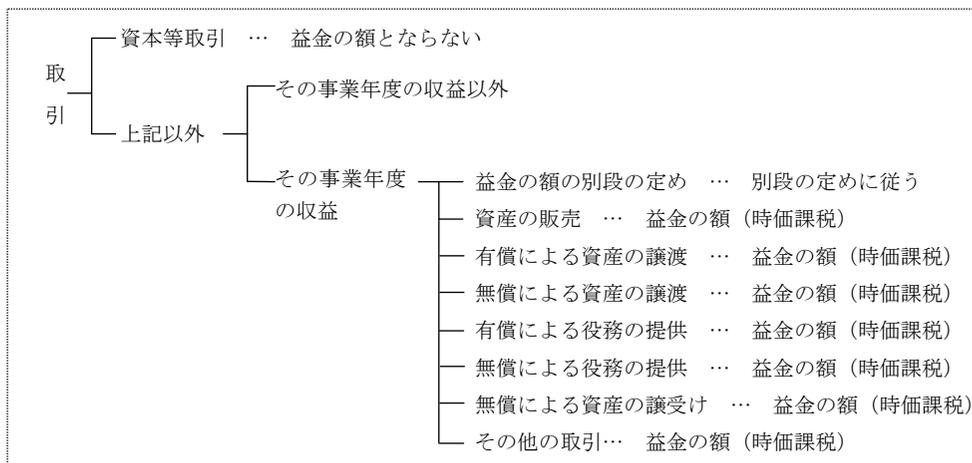
<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

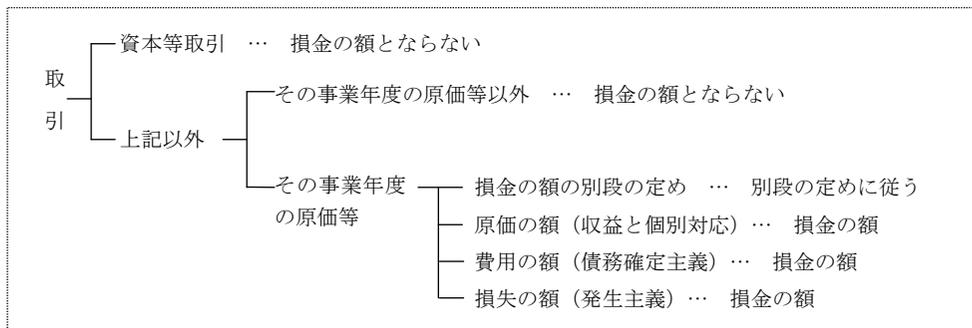
テーマ2、15

1 体系

1. 益金の額



2. 損金の額



2 理論解説

1. 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準 (法21)

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準^{※1}は、各事業年度の所得の金額とする。

※1「課税標準」

税率適用の基礎となる担税力を数値で示したものであり、課税客体を数値によって表したものである。法人税は、「金額」で表わしている。

2. 各事業年度の所得の金額（法22①）

内国法人の各事業年度の所得の金額は、^{※1}その事業年度の益金の額から^{※1}その事業年度の損金の額を控除した金額とする。

※1「その事業年度」

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である「各事業年度の所得の金額」は、その事業年度に帰属する益金と損金をその計算要素とし、事業年度ごとに区分して計算（これを「事業年度単位課税」という。）することを明らかにしている。

「その」事業年度とは特定の事業年度のことを示すものであり、益金と損金について、特定の期間における対応を要求している。

3. 益金の額（法22②）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、^{※1}別段の定めがあるものを除き、^{※2}資産の販売、^{※3・※4}有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、^{※5}無償による資産の譲受けその他の取引で^{※6}資本等取引以外のもの^{※6}に係るその事業年度の収益の額とする。

※1「別段の定めがあるものを除き」

益金の額について、別段の定めが設けられているものについては、この規定によらず、それぞれの規定による。

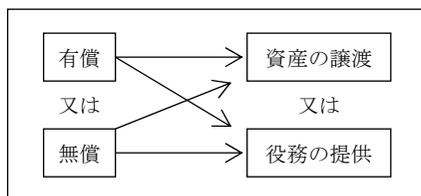
別 段 の 定 め	第三款	…	益金の額の計算（法23～28）	
	第五款	…	利益の額又は損失の額の計算（法61～61の13）	
	第六款	…	組織再編成に係る所得の金額の計算（法62～62の9）	
	第七款	…	収益及び費用の帰属事業年度の特例（法63、64）	
	第八款	…	リース取引（法64の2）	
	第九款	…	法人課税信託に係る所得金額の計算（法64の3）	
	第十款	…	公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（法64の4）	
	第十一款	…	各事業年度の所得の金額の計算の細目（法65）	
				租税特別措置法等の特例
				この他、引当金、特別勘定等の取崩による益金算入がある。

※2「資産の販売」

「棚卸資産」の売上高を指す。

※3 「有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供」

①有償による資産の譲渡、②無償による資産の譲渡、③有償による役務の提供、④無償による役務の提供、の4つを指す。



※4 「有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供」

無償による資産の譲渡や無償による役務の提供で収益を認識するのは、税法固有の規定である。

このような規定が設けられたのは、例えば資産の贈与（無償による資産の譲渡）はその資産を有償で譲渡した後、取得した金銭を贈与することと経済的效果が同一である、という点に着目したためである。

結果として、法人税は、収益と費用を両建てする総額主義を採用していることになるが、企業会計と実質的な利益は変わるものではない。

下記のように、両処理を比較してみると損益は一致する。

【具体例】 簿価 100（時価 500）の土地を贈与した場合

会計的仕訳（純額処理）

（贈与費用）100 / （土 地）100

税務的仕訳（総額処理）

（現 金）500 / （譲渡収益）500

（贈与費用）500 / （現 金）500

（譲渡原価）100 / （土 地）100

なお、上記「税務的仕訳」における贈与費用については、別段の定めによる寄附金の損金不算入又は役員給与の損金不算入等の規定が適用されることがあり、この場合には、企業利益と課税所得に差異が生じることになる。

※5 「無償による資産の譲受け」

いわゆる受贈益が該当する。

※6 「～で、～もの」

この場合の「もの」は、「で」の直前の名詞を受ける。したがって、「もの」は具体的には「取引」を指す。

4. 損金の額 (法22③)

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、^{※1}別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

(1) ^{※2}その事業年度の収益に係る売上原価、^{※3}完成工事原価^{※3}その他これらに準ずる原価の額

(2) (1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(^{※4}償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額

(3) ^{※5}その事業年度の損失の額^{※6}で^{※6}資本等取引以外の取引に係るもの

※1 「別段の定めがあるものを除き」

損金の額について、別段の定めが設けられているものについては、この規定によらず、それぞれの規定による。

別 段 の 定 め	—	第四款 … 損金の額の計算 (法29～60の3)
	—	第五款 … 利益の額又は損失の額の計算 (法61～61の13)
	—	第六款 … 組織再編成に係る所得の金額の計算 (法62～62の9)
	—	第七款 … 収益及び費用の帰属事業年度の特例 (法63、64)
	—	第八款 … リース取引 (法64の2)
	—	第九款 … 法人課税信託に係る所得金額の計算 (法64の3)
	—	第十款 … 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算 (法64の4)
	—	第十一款… 各事業年度の所得の金額の計算の細目 (法65)
	—	租税特別措置法等の特例

※2 「その事業年度の収益に係る～」

収益と個別対応により計上すべきことを要求している。したがって、債務確定にとらわれず、客観的な見積計上は許容される。(基通2-2-1)

※3 「その他これらに準ずる原価の額」

「その他の」ではなく、「その他」という並列的接続になっているため、包括的な原価全体を指すのではなく、固定資産等の譲渡原価を指している。

※4 「償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。」

償却費以外の費用については債務が確定したもののみの損金算入を認めている。これは、費用を期間対応により認識しようとする際の恣意性を排除するものである。

したがって、引当金の計上などの費用の見越計上は原則として認めていない。

なお、償却費については、債務確定の概念がなじまないため、債務確定基準を要求していない。

※5 「損失の額」

「当該事業年度の損失の額…」という表現により、発生的事实により計上することを要求している。

※6 「～で、～もの」

上記3.と同様に、ここでの「もの」は、「で」の直前の名詞を受ける。したがって、「もの」は具体的には「損失の額」を指す。

5. 公正妥当な会計処理の基準 (法22④)

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、^{※1}一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

※1 「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って」

法人税の課税所得は、企業利益に税務調整を行うことにより誘導的に算出される形をとっており、会計の概念や原理を前提とすることの確認規定である。

つまり、法人税法はそれ自体では完結した別個の計算体系を有しておらず、適切に運用されている会計慣行に委ねることによって、税法の簡素化を図り、かつ、弾力的な運用が可能となる。

なお、ここでいう会計処理の基準とは、客観的な規範性をもった公正妥当と認められる会計処理の基準を意味しており、特に明文化された基準があるわけではない。従って、この基準は企業会計原則のみを意味するものではなく、また税務官庁の側より定められるべきものでもない。

6. 資本等取引の意義 (法22⑤、法2十六)

法人の^{※1}資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う^{※2}利益又は^{※3}剰余金の分配及び^{※3}残余財産の分配又は引渡しをいう。

(注) 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額をいう。

※1 「資本金等の額の増加又は減少」

資本金等の額は、株主等が拠出したものであるため、所得計算から除外される。

※2 「利益又は剰余金の分配」

利益又は剰余金の分配は、法人税課税後の所得処分の性格を有するものであるため、再び所得計算に関係させないように資本等取引に含めている。

※3 「残余財産の分配又は引渡し」

→16-1 「移転資産等の譲渡損益等」5. 参照。

参考 収益の認識基準

- (1) 棚卸資産の販売（基通2-1-1）
引渡しがあった日
 - (2) 請負契約（基通2-1-5）
 - ① 物の引渡しを要する請負
目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日
 - ② 物の引渡しを要しない請負
約した役務の全部を完了した日
 - (3) 固定資産の譲渡（基通2-1-14）
 - ① 原則
引渡しのあった日
 - ② 特例
売買契約効力発生の日
 - (4) 貸付金利子（基通2-1-24）
 - ① 原則
期間の経過に応じて収益計上（期間対応）
 - ② 特例（支払期日が1年以内の一定期間ごとに到来するもの）
支払期日の到来する事業年度（継続適用）
- （注）借入金と貸付金とがひも付の場合には、①を適用する。

参考 債務の確定の判定（基通2-2-12）

4(2)の債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、その事業年度終了の日までに次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) その費用に係る債務が成立していること。
- (2) その債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
- (3) その金額を合理的に算定することができること。



問題

【問題1】 益金の額及び損金の額（基本）

(1) 次の空欄を埋めなさい。

- ① 各事業年度の所得の金額は、その事業年度の（イ）からその事業年度の（ロ）を（ハ）して計算する。
- ② 所得の金額の計算にあたって、収益の額や原価・費用・損失の額は、（ニ）に従って計算されるものとする。

(2) 法人税法22条第2項に掲げる益金の額に算入すべき収益の額の例示を6つ挙げなさい。

【問題2】 益金の額及び損金の額（応用）

(1) 損金の額の計上時期に関して、次の空欄を埋めなさい。

- ① 原価の額は、その事業年度の（イ）との対応関係が重視され、（イ）を計上した事業年度の損金の額に算入される。したがって、原価の額となるべき金額が期末までに確定していないときは、（ロ）をして損金の額に算入する必要がある（ハ）。
- ② 費用の額は、収益と個別対応的に計算することが（ニ）であるため、（ホ）対応の費用とされる。なお、その計上にあたっては、恣意性を排除する必要があることから（ヘ）を除いて、（ト）基準を採用している。したがって、将来発生することが見込まれる費用を任意に見積もって計上しても、（チ）があるものを除き、損金の額に算入され（リ）。
- ③ 損失の額は、元来、（イ）や（ホ）との対応になじまないため、（ヌ）の損金の額に算入する。

(2) 損金の額のうち費用の額について、債務確定の基準を3つ挙げなさい。

【問題3】 資本等取引

次の①及び②の法人がそれぞれの取引を行った場合のA社及びB社の法人税の課税関係について説明しなさい。

- ① 内国法人A社は株主に対し、利益剰余金の配当を行った。
- ② 内国法人B社は他の内国法人から金銭の払い込みを受け、新株を発行した。



解答

【問題1】

- (1) ①イ 益金の額 ロ 損金の額 ハ 控除 ②ニ 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準
- (2) ① 資産の販売 ② 有償による資産の譲渡 ③ 無償による資産の譲渡
- ④ 有償による役務の提供 ⑤ 無償による役務の提供 ⑥ 無償による資産の譲受け

【問題2】

- (1) ①イ 収益 ロ その金額の適正な見積もり ハ ある
- ②ニ 困難 ホ 期間 ヘ 償却費 ト 債務確定 チ 別段の定め リ ない
- ③ヌ その事実が発生した時
- (2) ① その事業年度終了の日までに、その費用に係る債務が成立していること。
- ② その事業年度終了の日までに、その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が生じていること
- ③ その事業年度終了の日までに、その金額を合理的に算定することができること。

【問題3】

- ① 法人が行う利益又は剰余金の分配として資本等取引に該当するため、課税関係は生じない。
- ② 資本金等の額の増加を生じる取引として資本等取引に該当するため、課税関係は生じない。

1 理論解説**1. 課税標準及びその計算**（法21、法22①～⑤、法2十六）

→2-1「各事業年度の所得の金額の計算の通則」参照。

2. 税額の計算（法66、措法42の3の2）

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に次の税率を乗じて計算した金額とする。

(1) 普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等

23.9%（普通法人のうち期末資本金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の年800万円以下の所得の金額については15%）
ただし、^{※1}期末に^{※2}大法人との間に^{※3}その大法人による完全支配関係がある普通法人その他一定の普通法人については、15%の税率は適用しない。

（注1）一般社団法人等とは、^{※3}公益法人等に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。

（注2）大法人とは、資本金の額が5億円以上である法人等をいう。

(2) 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等

19%（年800万円以下の所得の金額については15%）

※1「期末に大法人との間に～は適用しない。」

資本金1億円以下の法人については、資金調達能力や事業規模を考慮し、政策的な配慮から、次のような特例が設けられている。

- ① 年800万円以下の所得に対する法人税率は15%
- ② 特定同族会社に該当しない（留保金課税なし）
- ③ 貸倒引当金の設定ができる。また、法定繰入率による設定もできる。
- ④ 年800万円までの支出交際費等について定額控除限度額を適用
- ⑤ 欠損金の繰越控除に65%制限がない
- ⑥ 欠損金の繰戻し還付が適用停止とされない（適用できる）

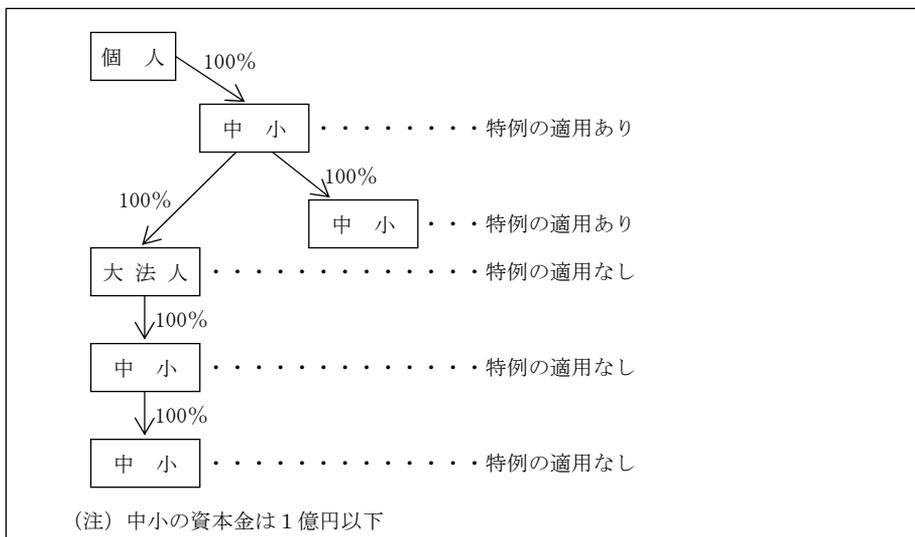
しかし、資本金1億円以下の法人であっても大法人の100%子会社であれば、親会社の信用力を背景に事業活動を行うことが可能であるし、また、大法人が分割等によって資本金1億円以下の法人を設立し、これらの特例を受けることも想定される。

そこで、これらの特例の本来の趣旨に鑑み、資本金5億円以上の大法人の100%子会社については適用しないこととしている。

なお、この規定における「資本金5億円以上」という基準は、会社法上の大会社を前提としているが、「負債200億円以上」という基準は採用していない。

※2 「その大法人による完全支配関係」

「完全支配関係」については、17-3 「その他のグループ法人税制関連規定」を参照。なお、「その法人による完全支配関係がある」とは、グループ内の法人のうち、大法人により発行済株式の100%を直接又は間接に保有されている法人をいう。



※3 「公益法人等に該当する一般社団法人及び一般財団法人」

非営利型法人のことである。

なお、税率についてのまとめは次のとおりである。

法人の種類	基本税率(軽減税率)
① 普通法人のうち期末資本金1億円以下(注)又は資本を有しないもの	23.9%(年800万円以下の部分について15%)
② 人格のない社団等	
③ 一般社団法人等(非営利型、公益社団等)	
④ 他の法律によって公益法人等とみなされる一定の法人	
⑤ 公益法人等(③④を除く)	19%(年800万円以下の部分について15%)
⑥ 協同組合等	
⑦ 特定医療法人	

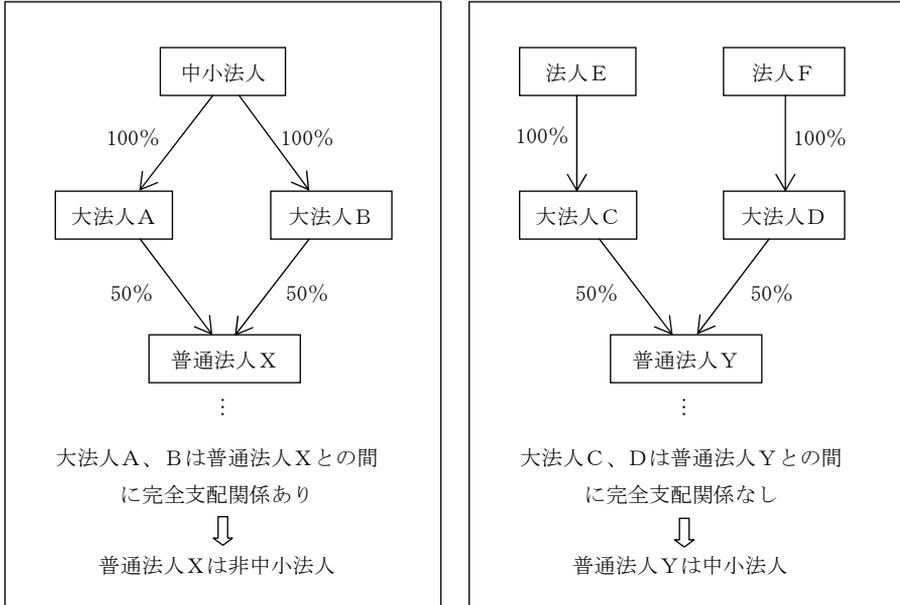
(注) 期末に大法人との間に大法人による完全支配関係がある法人その他一定の法人を除く。

参考 その他一定の普通法人（法66⑥）

※1 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式等の全部をそのうちいずれかの大法人が有するものとみなした場合においてその大法人とその普通法人との間にその大法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人

※1 「普通法人との間に完全支配関係がある～あることとなるとき」

【具体例】 X、Yの資本金の額は1億円以下であることを前提





問題

- (1) 次のそれぞれの法人について、①公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等又は普通法人のどれに該当するか、また、②各事業年度の所得に対する法人税が課税される場合の法人税率がいくらになるか、答えなさい。

- ① 株式会社（期末資本金1億円の法人であり、株主は全て個人である。）
- ② 株式会社（期末資本金1億円の法人であり、資本金が5億円であるX社の100%子会社である。）
- ③ 公益社団法人
- ④ 一般社団法人（非営利法人に該当する。）
- ⑤ 一般社団法人（非営利法人に該当しない。）
- ⑥ 社会医療法人

- (2) 次の空欄を埋めなさい。

- ① 内国法人は、各事業年度の所得に対して（イ）が課される。
- ② 公益法人等は、各事業年度の所得のうち（ロ）に係る所得について（イ）が課される。



解答

- (1) ① 普通法人 ② 23.9%（年800万円以下の所得は15%）
② 普通法人 ② 23.9%
③ 公益法人等 ② 23.9%（年800万円以下の所得は15%）
④ 公益法人等 ② 23.9%（年800万円以下の所得は15%）
⑤ 普通法人 ② 23.9%（年800万円以下の所得は15%）
⑥ 公益法人等 ② 19%（年800万円以下の所得は15%）
- (2) イ 各事業年度の所得に対する法人税 ロ 収益事業

1 理論解説

法人税は、申告納税方式の税金であり、納税者の申告によって確定する。税務署長等の処分による確定は、その申告がない場合等に限られる。

申告納税とは、納税義務者である法人が税法の規定に従い、自ら課税標準及び税額を計算し、自主的に申告及び納付をする制度である。

申告納税の原則的な税額の確定方式である納税申告について、国税通則法では「期限内申告」「期限後申告」「修正申告」の3つを規定している。

- ① 期限内申告…法定申告期限までに提出
- ② 期限後申告…法定申告期限後に決定があるまでに提出
- ③ 修正申告…申告書を提出後税額の不足等がある場合に提出

1. 中間申告書

中間申告には、前事業年度の法人税額を基礎として中間申告に係る法人税額を計算する場合と、仮決算を行い、中間申告に係る法人税額を計算する場合がある。前者を「予定申告」といい、後者を狭義の「中間申告」という。

(1) 前期実績による場合（法71①）

内国法人である^{※1}普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度^{※2}（適格合併による設立以外の設立事業年度を除く。）が^{※3}6月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し、次の事項を記載した中間申告書を提出しなければならない。

ただし、①の金額が10万円以下である場合には、中間申告書の提出は要しない。

- ① 前事業年度の確定申告に係る法人税額でその事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに確定したもの $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$
- ② ①の金額の計算の基礎その他一定の事項

※1 「普通法人（清算中のものを除く。）」

中間申告については、普通法人のみに限られ、協同組合等、公益法人等、人格のない社団等は提出する必要はない。

なお、清算中の普通法人については、事務負担への配慮から中間申告は不要とされている。

※2 「適格合併による設立以外の設立事業年度を除く。」

基本的に設立事業年度は中間申告書を提出する必要はないが、適格合併により設立された法人は、被合併法人の実績に応じて中間申告をしなければならない。

※3 「6月を超える場合」

半年決算法人やみなし事業年度の適用により、事業年度が6月以下である場合には中間申告書の提出義務はない。

(2) 仮決算による場合 (法72①②)

内国法人である普通法人^{※1} (法人課税信託の受託法人を除く。)が、その事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして、その期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、(1)の事項に代えて、その^{※2}所得金額又は欠損金額等を記載した中間申告書を提出することができる。

ただし、^{※3}(1)ただし書により中間申告書を提出することを要しない場合又は仮決算により計算される法人税額が(1)①の金額を超える場合は、この限りでない。

なお、この申告書には、貸借対照表、損益計算書^{※4}その他一定の書類を添付しなければならない。

※1 「法人課税信託の受託法人を除く」

法人課税信託の受託法人は、仮決算による中間申告はできないことになっている。

※2 「所得金額又は欠損金額等を記載」

仮決算による場合には、確定申告の場合とほぼ同様の記載が必要となる。そのため、次の事項を記載しなければならない。

イ その期間の所得金額又は欠損金額

ロ イに係る法人税額 (特定同族会社の特別税率及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除は適用しない。)

ハ イ、ロの計算の基礎その他名称、納税地、代表者氏名、事業年度開始日・終了日等

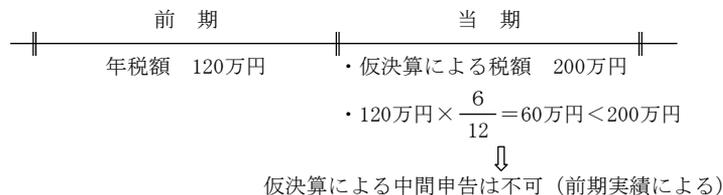
※3 「～中間申告書を提出することを要しない場合」「～(1)①の金額を超える場合」

中間申告で多めの金額を納付し、確定申告で還付を受けて金利の高い還付加算金の支払を受けることがないように、仮決算による中間申告書を提出できない場合を規定している。

(例1) 前期実績による中間申告書を提出することを要しない場合



(例2) 仮決算により計算される法人税額が前期実績による中間申告額を超える場合



※4 「その他一定の書類」

その期間における株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書である。

(3) 中間申告書の提出がない場合 (法73)

中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人がその申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、その普通法人については、その提出期限において、税務署長に対し、(1)の申告書の提出があったものとみなす。

※1「提出があったものとみなす」

通常の申告であれば、申告期限内に申告を行わなかった場合には、決定が行われるまでは、期限後申告書を提出することができる。しかし、中間申告に関しては、提出期限において、前事業年度実績の中間申告書の提出があったものとみなされる。

したがって、この段階で中間申告についての法人税の債務は確定することとなり、期限後申告が行なわれることはない。

2. 確定申告書 (法74①)

※1 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき、次の事項を記載した確定申告書を提出しなければならない。

なお、この申告書には、貸借対照表、損益計算書その他一定の書類を添付しなければならない。

(1) その事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

(2) 法人税額その他一定の事項

※1「内国法人」

中間申告書と異なり、普通法人に限定されているわけではない。

3. 納付等 (法76～79)

(1) 納付

上記1. 2. の申告書を提出した内国法人は、申告書に記載した法人税額があるときは、申告書の提出期限までにその金額を国に納付しなければならない。

※1「その金額を国に納付」

税額を納付しようとする法人は、税額相当の金銭に納付書を添付して、日本銀行などに納付しなければならない。

なお、期限内申告については申告書の提出期限まで、期限後申告・修正申告については提出した日までに納付しなければならない。

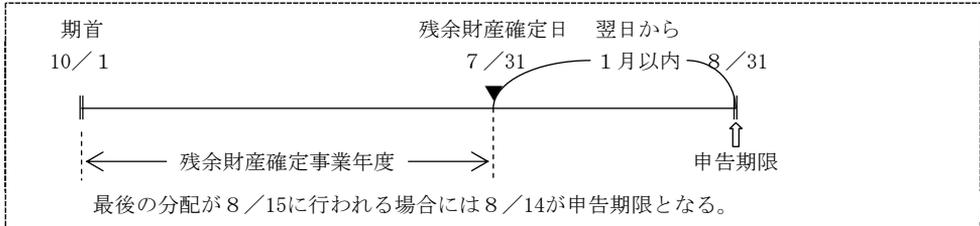
(2) 還付

確定申告書に中間納付額等の控除不足額の記載があるときは、税務署長は、その金額を還付する。

参考 残余財産が確定した場合（法74②）

清算中に残余財産が確定した場合には、その残余財産の確定の日の属する事業年度に係る上記2.の「2月以内」とあるのは、^{※1}1月以内（その翌日から1月以内に残余財産の最後の分配等が行われる場合には、その行われる日の前日まで）とする。

※1「1月以内（～行われる日の前日まで）」



問題

【問題1】中間申告

- (1) 収益事業を行う人格のない社団等・収益事業を行う公益法人等・協同組合等・普通法人のうち、中間申告を行うべき法人をすべて上げなさい。なお、いずれの法人も事業年度は6月を超えており、設立第1期には該当しないものとする。
- (2) 次の法人のうち、中間申告を行うべき法人をすべて挙げなさい。なお、いずれも普通法人であり、また、いずれの事業年度も6月を超えている。

- ① 合併以外により設立された法人の設立第1期
- ② 非適格合併により設立された法人の設立第1期
- ③ 適格合併により設立された法人の設立第1期

- (3) 次のうち、仮決算による中間申告書を提出することができる場合を挙げなさい。なお、いずれの場合も、他の要件を満たすものとする。

- ① 前期実績による納税額500万円、仮決算による中間申告予定額400万円の場合
- ② 前期実績による納税額300万円、仮決算による中間申告予定額500万円の場合

- (4) 中間申告書の提出期限はいつか？

【問題2】確定申告

確定申告書の原則的な提出期限はいつか？



解答

【問題1】

- (1) 普通法人
- (2) ③
- (3) ①
- (4) その事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内

【問題2】

各事業年度終了の日の翌日から2月以内

1 理論解説

法人税の申告書は、それぞれの種類に応じ申告期限を設けている。法人がこの期限を守らない場合には、附帯税等が課される。しかし、やむを得ない事情により申告書を提出できない場合があるので、申告期限の延長を認めている。この延長には、国税通則法による災害等による一般的な延長と、法人税法による決算が確定しない場合の延長がある。

1. 国税通則法による場合（国通法11）

税務署長等は、災害その他やむを得ない理由により、^{※1}申告等をその期限までに行うことができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

※1「申告等をその期限までに行うことができない」

災害等により、申告、申請、請求、届出等が期限までに行うことができない場合には、期限の延長がある。これには、地域指定と個別指定がある。

◇国税通則法第11条◇

国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。

2. 災害等によって決算が確定しない場合

(1) 内容（法75①）

確定申告書を提出すべき内国法人が、^{※1}災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、^{※2}確定申告書を提出期限までに提出することができないと認められる場合には、上記1.の場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができる。

※1「災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため」

災害その他やむを得ない理由により、決算が確定しないことが要件であるが、これは火災水害、台風その他天災等により、法人の本店や支店が被害を受け、帳簿の一部又は全部が焼失等したために期日までに決算が確定しないことである。

恒常的な遅れについては次の規定の適用を受けるものであるので、あくまで突発的、臨時的な理由によることになる。

なお、その他やむを得ない理由には、帳簿書類の盗難や当局による帳簿書類の押収などが該当する。

※2「確定申告書」

決算が確定しないことによる確定申告書の提出期限の延長であるから、中間申告書については、認められていない。

(2) 申請 (法75②)

(1)の申請は、その申告書に係る事業年度終了の日の翌日から45日以内に、提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書をもってしなければならない。

(3) 処分 (法75④⑤)

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に延長又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日の翌日から2月以内にその処分がなかったときは、延長がされたものとみなす。

3. 会計監査等で決算が確定しない場合

(1) 内容 (法75の2①)

確定申告書を提出すべき内国法人が、^{※1}会計監査人の監査を受けなければならないこと等により^{※2}決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書を提出期限までに提出することができない^{※3}常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その法人の申請に基づき、その各事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）の確定申告書の提出期限を1月間延長することができる。

※1 「会計監査人の監査を受けなければならない」

「会計監査人の監査を受けなければならない等」により決算の確定が遅れ、原則的な期限までに提出できない「常況」にある場合に、申告期限の延長が認められる。

なお、「会計監査人の監査を受けなければならない等」には、会計監査人の監査のほか、監査がなくても、定款で株主総会を3ヶ月後としている法人など決算に期間を要する法人も含まれる。

※2 「決算が確定しないため」

決算が確定しないことによる確定申告書の提出期限の延長であるから、中間申告書については、認められていない。

※3 「常況にある」

「常況にある」とは、每期継続して期限までに提出できないということである。

(2) 申請 (法75の2②)

(1)の申請は、^{※1}その申告書に係る事業年度終了の日までに、提出期限までに決算が確定しない理由等を記載した申請書をもってしなければならない。

※1 「その申告書に係る事業年度終了の日までに」

上記1. の災害等の場合に比べ、あらかじめ延長の必要が判明していることから、事前の申請が求められている。

(3) 処 分 (法75の2⑥)

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に延長又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日の翌日から15日以内にその処分がなかったときは、延長がされたものとみなす。

参考 延長の取消し等

(1) 延長の変更又は取消し (法75の2③④)

税務署長は、上記3. (1)の適用を受けている法人につき、延長理由等が消滅又は変更したと認められる場合には、延長の処分を取り消し、又は延長の期間を変更することができる。

この場合には、その法人に対し書面によりその旨を通知する。

(2) 取りやめ (法75の2⑤)

上記3. (1)の適用を受けている法人は、その事業年度以後の各事業年度についてその適用を受けることをやめようとするときは、その事業年度終了の日までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。



問 題

次の空欄を埋めなさい。

- ① 法人税の確定申告書は、(イ) に基づいて作成されることを建前としているため、事業年度終了の日の翌日から (ロ) 以内に決算が確定しない場合には、確定申告書の提出期限を延長することを認めて (ハ) 。したがって、中間申告書の提出期限の延長は、国税通則法による場合を除き、認めて (ニ) 。
- ② 資本金額が5億円以上の株式会社など、会計監査人の監査等を要することとされる法人は、事業年度終了の日から2月以内に定時株主総会を開催することは困難であり、会社法上も (ホ) 以内に開催すればよいとされている。
- ③ ②の法人は、その提出期限の延長を受けようとする申告書に係る (ヘ) までに申請を行い、承認を受けることにより、確定申告書の提出期限を (ト) 月間延長することができる。なお、この申請は、每期行う必要は (チ) 。



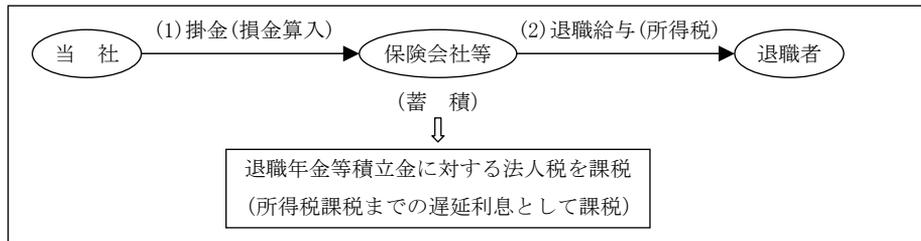
解 答

- ①イ 確定した決算 ロ 2月 ハ いる ニ いない
- ②ホ 3月
- ③へ 事業年度終了の日 ト 1 チ ない

1 理論解説

退職年金等積立金に対する法人税は、退職年金業務等を営む信託会社や保険会社などに対して課税される特殊な法人税で、各事業年度の所得に対する法人税とは性質が異なる特殊な法人税である。

【図 解】



法人が将来使用人の退職により発生する退職給与に充てるため、保険会社等との間で適格退職年金契約等を締結した場合における掛金は、支払時に損金の額に算入される。

一方、退職給与の支給を受ける退職者については、退職所得として退職給与の受給時に所得税が課税されることとなる。

そこで、法人の掛金支払時から退職者の退職給与受給時までの間の課税を繰り延べていることに対する遅延利息という意味で、退職年金業務等を行う法人に積み立てられた「各事業年度の退職年金等積立金の額」を課税標準として、これに対して1%の税率で法人税を課税しようとするものである。

なお、現在その適用は停止されている。

1 理論解説

青色申告納税制度は、昭和25年のシャープ勧告により創設された。当時は納税者側に正確な帳簿の記載はなく、本来の申告納税が行われている状況ではなかった。

そこで、納税者側の税金の負担についての意識を高め、税務署側の更正等の効率化、適正化を図る必要があることから、一定の帳簿を備えた納税者に対しては青色申告書による申告を認め、特別な制度の適用を認めることとした。

1. 内容

(1) 青色申告（法121）

内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、^{※1}中間申告書、確定申告書等及びこれらに係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

※1「中間申告書、確定申告書等及びこれらに係る修正申告書」

青色申告の対象となる申告書は、「中間申告書」「確定申告書」及びこれらの修正申告書である。

なお、青色申告の承認を受けている法人は、これら以外の申告書も青色申告書により提出することができる。

(2) 承認申請（法122）

その事業年度以後の各事業年度の申告書につき青色申告の承認を受けようとする内国法人は、その事業年度開始の日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（注）新設法人等の場合の申請書の提出期限は、^{※1}次のいずれか早い日の前日とする。

- ① 設立等の日以後3月を経過した日
- ② 設立等の日の属する事業年度終了の日

※1「次のいずれか早い日の前日」

例えば当期末が3月31日の場合に、②の「設立等の日の属する事業年度終了の日」の方が早い場合には、その前日（3月30日）までとなる。

(3) 処分（法124～125）

税務署長は、(2)の申請書の提出があった場合に、承認又は^{※1}却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、その事業年度終了の日までにその処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

※1「却下の処分」

帳簿書類に不備がある場合、取消又は取りやめ後1年以内である場合などのときは申請を却下できる。

(4) 帳簿書類 (法126①)

青色申告法人は、一定の帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。

※1 「帳簿書類を保存」

青色申告法人は、帳簿・財務諸表・注文書等の伝票の書類を原則として7年間整理保存しておくなければならない。

これは、更正決定等が7年間遡及して行なうことができるとしているからである。

また、6年目、7年目については、マイクロフィルムによる保存も認められる。

(5) 承認の取消し (法127①)

青色申告法人につき一定の事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、その事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができる。この場合に、その取消しがあったときは、その事業年度開始の日以後に提出した青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

※1 「一定の事実がある場合」

次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 帳簿書類の備付け、記録又は保存が行われていないこと。
- ② 帳簿書類について税務署長の指示に従わなかったこと。
- ③ 帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること
- ④ 確定申告書とその提出期限までに提出しなかったこと。
- ⑤ 連結納税の承認が取り消されたこと。

(6) 取りやめ (法128)

青色申告法人は、青色申告書の提出をやめようとするときは、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

この場合、その届出書の提出があったときは、その事業年度以後の各事業年度について青色申告の承認はその効力を失うものとする。

※1 「青色申告書の提出をやめようとするとき」

青色申告法人が、青色申告の承認の取消を待たずに、自発的に取りやめることを認めるものである。

2. 青色申告の法人税法上の特典

- ※1 青色欠損金の繰越控除（法57）
- ※2 青色欠損金の繰戻し還付（法80）
- ※3 青色申告書に係る更正（法130）

税務署長は、青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類を調査し、その調査によりその課税標準又は欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これを行うことができる。

※1 「青色欠損金の繰越控除」

→12-1 「青色欠損金及び災害損失金の繰越控除」参照。

※2 「青色欠損金の繰戻し還付」

→12-3 「欠損金の繰戻し還付」参照。

※3 「青色申告書に係る更正」

青色申告の場合は、その調査により課税標準又は欠損金額の更正を行うこととなる。が、これ以外の場合は、15-7「更正及び決定」にあるとおり、推計による更正又は決定が可能となる。



問題

(1) 次の空欄を埋めなさい。

- ① 青色申告の承認を受けようとする法人は、(イ)までに、一定の事項を記載した申請書を納税地の税務署長に提出しなければならない。
内国普通法人が設立事業年度から青色申告書を提出しようとする場合、申請書の提出期限は(ロ)と(ハ)のいずれか(ニ)までである。
- ② 青色申告法人は一定の(ホ)を備え付けて、その取引を記録し、かつ、その帳簿書類を、原則として(ヘ)年間、その納税地に保存しなければならない。

(2) 次の①及び②の申告書について、それぞれ青色の申告書により提出することができるか否か答えなさい。

- ① 青色申告の承認を受けている内国法人A社が、第7期の確定申告の内容に誤りがあったために提出する修正申告書
- ② 第9期に青色申告の取消原因となる事実が生じたため、その事業年度から青色申告の承認を取り消された内国法人B社が、第10期に提出する第8期分の修正申告書



解答

- (1) ①イ その事業年度開始の日の前日
ロ 設立の日以後3月を経過した日
ハ 設立の日の属する事業年度終了の日
ニ 早い日の前日
 - ②ホ 帳簿書類 ヘ 7
- (2) ① できる ② できる

<メ モ>

1 理論解説

納税者は、申告書に誤りがある場合には、(減額)更正を求めることができる。

1. 国税通則法

(1) 原則 (国通法23①)

納税申告書を提出した法人は、次のいずれかの事由に該当する場合には、その申告書に係る法定申告期限から^{※1}5年(②については9年)以内に限り、税務署長に対し更正の請求をすることができる。

- ① その申告書に記載した税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、その申告に係る納付すべき税額が過大であるとき
- ② ①の理由により、その申告に係る欠損金額が過少であるとき、又は欠損金額の記載がなかったとき
- ③ ①の理由により、その申告に係る還付金額が過少であるとき、又は還付金額の記載がなかったとき

※1「5年(②については9年)以内に限り」

申告書記載の納付税額が過大である場合などには、法定申告期限から5年以内であれば更正の請求ができる。なお、欠損金額については繰越控除との関係から9年以内となる。

(2) 後発的事由に基づく特則 (国通法23②)

^{※1}納税申告書を提出した法人又は決定を受けた法人は、次のいずれかの事由に該当する場合には、その事由等が生じた日の翌日から2月以内(納税申告書を提出した法人については(1)の期限後に到来する場合に限る。)に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- ① その申告等に係る税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決により、その事実がその基礎としたところと異なることが確定したとき
- ② その申告等に係る税額等の計算に当たってその申告等をした者に帰属するものとされていた所得等が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったとき
- ③ その他法定申告期限後に生じた①又は②に類するやむを得ない理由があるとき

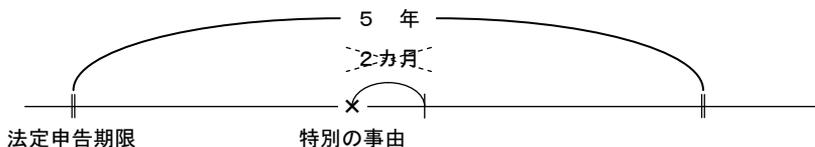
※1「納税申告書を提出した法人又は決定を受けた法人」

(1)の更正の請求は、いわゆる「誤り」であり、納税者の努力により適正に行えるはずだったものである。その意味で、請求の期限として5年間に限られている。

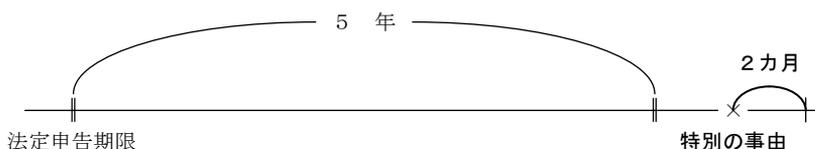
しかし、申告時にはそのような誤りがなかったものの、和解、判決等により事後的に納付税額が過大となる事由が発生する場合がある。この場合には、たとえ5年を経過していたとしても、該当日の翌日から2月以内に更正の請求をすることができる。

①まとめ 国税通則法による更正の請求期限（納税申告書を提出した者の場合）

- (1) 原則 ⇒ 法定申告期限から5年以内



- (2) 特則 → その事由等が生じた日の翌日から2カ月以内



2. 法人税法の特例（法80の2）

確定申告書に記載すべき法人税額等につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた内国法人は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、^{※1}その事業年度後の事業年度で決定を受けた事業年度に、次のいずれかに該当する場合には、その提出をした日又はその通知を受けた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

- (1) 法人税額が過大となる場合
- (2) 還付金額が過少となる場合

※1 「その事業年度後の事業年度で決定を受けた事業年度に」

国税通則法による更正の請求の原則（5年以内）は「納税申告書の提出があった場合」であり、決定を受けた法人は更正の請求をすることができない。しかし、確定申告書記載の所得金額等について、更正等に伴い、その後の事業年度分の確定法人税額等が過大となった場合、例えば前々期の売上計上もれの更正を受けて、前々期の売上分が過大となるような場合が考えられる。

そこで、法人税の計算システムから独自に発生するいわば後発的事由として、国税通則法とは別に法人税法の特例として定めている。

3. 手続（国通法23③～⑤）

- (1) 更正の請求をしようとする法人は、更正の請求をする理由等を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。
- (2) 税務署長は、更正の請求があった場合には、その請求について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。
- (3) 税務署長は、更正の請求があった場合においても、原則として、その請求に係る納付すべき法人税の徴収を猶予しない。

1 理論解説

申告納税においては、課税標準・税額等は、納税義務者の納税申告書により確定するが、それに記載した税額に、過不足がある場合には税務署長に是正する権限が与えられている。また、その提出がない場合には、税務署長に確定させる権限が与えられている。

なお、更正・決定を受けた者は更正通知書・決定通知書の発効日の翌日から1月以内に納付しなければならない。

1. 内容

(1) 更正（国通法24）

税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないとき、※1その他その税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、その申告書に係る税額等を更正する。

※1「更正する」

税務署長の行政処分のうち、納付すべき税額を増加させる更正を「増額更正」、納付すべき税額を減額させる更正を「減額更正」という。

(2) 決定（国通法25）

税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる法人がその申告書^{※1}を提出しなかった場合には、その調査により、その申告書に係る税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りではない。

※1「申告書を提出しなかった場合」

納税申告書の提出がないことが前提となっており、法定申告期限前に決定を行うことはできない。

(3) 再更正（国通法26）

税務署長は、更正又は決定をした後、※1その更正又は決定をした税額等が過大又は過少であることを知ったときは、その調査によりその更正又は決定に係る税額等を更正する。

※1「その更正又は決定をした税額等が過大又は過少であることを知ったとき」

税務署長の「更正」「決定」について誤りがあった場合には「再更正」をする。更正の一種であるけれども、税務署長の処分に対するというもので(1)の更正とは異なる。

(4) 期間制限 (国通法70)

法人税に係る更正又は決定は、法定申告期限から5年^{※1}(一定のものは9年)を経過した日以後はすることはできない。

※1 「一定のもの」

次の更正決定等をいう。

- ① 欠損金に係る更正決定等
- ② 偽りその他不正の行為に係る更正決定等

2. 更正又は決定の特例

(1) 仮装経理に基づく過大申告 (法129②)

→14-13「仮装経理に基づく過大申告」参照。

(2) 青色申告書に係る更正 (法130①)

→15-5「青色申告」参照。

(3) 推計による更正又は決定 (法131)

税務署長は、法人税につき更正又は決定をする場合には、^{※1}(2)の場合を除き、財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況等によりその内国法人に係る法人税の課税標準を推計して、これを行うことができる。

※1 「(2)の場合を除き」

青色申告法人については、上記(2)の規定により、推計によることはできない。

→15-5「青色申告」参照。

(4) 同族会社等の行為計算の否認 (法132①)

税務署長は、内国法人である同族会社等の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税額を計算することができる。

(注)同族会社等に該当するかどうかの判定は、その行為又は計算のあった時の現況による。

(5) 組織再編成に係る行為計算の否認 (法132の2)

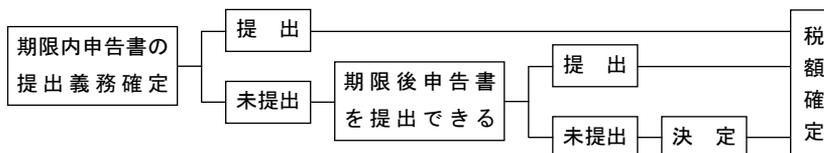
(6) 連結法人に係る行為計算の否認 (法132の3)

組織再編成に係る行為計算の否認、連結法人に係る行為計算の否認ともに、上記(4)と同様の内容となる。

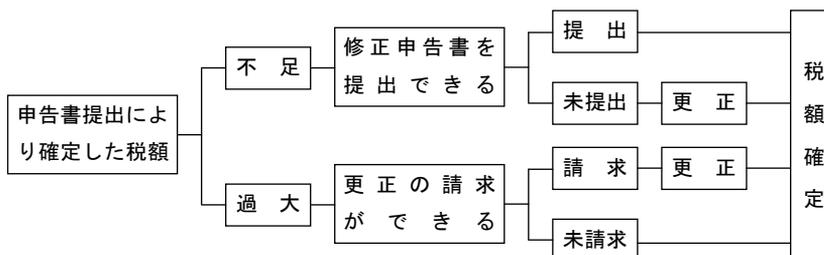
⑦参考 国税通則法に定める申告手続きのまとめ

(1) 税額確定手続きの流れ

① 税額確定手続き



② 税額は正手続き



(2) 税額確定手続きの種類

① 納税義務者側の手続き

名称	内容
期限内申告書	手続：納税義務が成立した場合に提出しなければならない。 期限：法定申告期限 提出先：税務署長
期限後申告書	手続：「期限内申告書」を提出すべき者が、法定申告期限までに提出しなかった場合に提出できる。 期限：「決定」を受けるまで 提出先：税務署長
修正申告書	手続：確定税額につき不足が生じた場合に提出できる。 期限：①「期限内申告書」「期限後申告書」を提出した者…「更正」があるまで ②「更正」「決定」を受けた者…「再更正」があるまで 提出先：税務署長
更正の請求	手続：「期限内申告書」「期限後申告書」を提出した者は、確定税額が過大となった場合に請求できる。 請求先：税務署長

② 税務署長側の手続き

名称	内容
更正 再更正	納税義務者が「期限内申告書」「期限後申告書」「修正申告書」を提出した場合に、その税額に過不足があるとき、税務署長がその税額を更正することをいう。また、一度更正されたものについて再び行う場合は、再更正という。
決定	申告書を提出すべき者が、提出しなかった場合において、税務署長がその税額を決定することをいう。

③ 更正又は決定を受けた場合の納税義務者側の処理

《決定があった場合》

決定通知書に従い、納付しなければならない。

《更正により納付税額等に不足が生じた場合》

更正通知書に従い、納付しなければならない。

(注) 決定を受けた者は、原則的には更正の請求をすることはできない。

ただし、異議申立て、審査請求をすることができる。

<メ モ>